

カ、是レ次段ニ述ヘントスル所テアル。

(註一六) へつけるハ、増價稅ヲ以テ補完的財產稅トシテ特徴ツケテ居ル¹⁹⁾

(註一七) 之ニツキ、すたんぶハ、特ニ敷地價値ノ増加ノ如キ貨幣收入ハ、普通所得ノ相當ナル收入ヨリモ一層小サナ心理的犧牲ヲ以テ擔稅ノ特別ナル能力ヲ有ストイフ原則ニ於テ、此稅カ英國テハ正當トセラレタトイヒ、ぶれンモ、此稅ノ理論ハ、土地ノ地位價値カ所有者ノ經濟活動ヨリハムシロ人口ノ増加ニ負ヒ、隨フテ納稅能力ノ特別ノ表示タルコトニ存スト爲シ、るびんそんモ、此増價カ特別ナル幸運ニ負フト見做サルルコトカ出來、特別稅ヲ負フノ公平トストイフ。尤モ彼ハ此中ニ賣主ノ豫期シタ部分モアルカラ其文ケヲ考慮スルヲ要スト爲ス。21) へるハ、此稅ノ課セントスル利得ハ最多クノ場合、所有者ノ勞働給付ニ基カナイテ、有利ナル時運ニ基キ且ツ土地ノ獨占的性質ニ基タトシ、ろつつハ、此カムシロ全國民經濟ノ繁榮ニ負フヘキモノテ、全ク不勞ノ收得ヲ表ハシ得トイフ。而シテへつけるハ、此稅カ權利及經濟主體ノ努力以外ノ、偶然ナル事情ニヨツテ生シタル、ソシテ此者ヨリ主トシテハ影響サルル能ハサル凡ヘテノ利得ヲ課スルモノテアルトイフ。尙ホ拙著、土地増價稅論參照²⁰⁾

第二段 差額地價稅の採用

(一) 差額地價稅其モノ——現行地租ノ缺點右ノ如ク、之カ改造ノ爲メニ從來考ヘラレタ諸案ノ缺點右ノ如クテアルカラ、或ハ何等カ新稅ヲ持來ツテ舊稅ヲ補正シテハ何ウカ。斯ノ如キ方法ナキカカ問題テナケレハナラヌ。此ノ如キモノトシテ色々ノ考モ出テルテアラウカ

19) Heckel, a. a. O. S. 443.

20) Stamp, The fundamental principles of taxation, p. 182. Plehn, l. c. p. 196. Robinson, Public finance, p. 66. Ehrberg, a. a. O. S. 377. Lotz, a. a. O. S. 543. Heckel, a. a. O. S. 442. 拙著、土地増價稅論、44. 以下。

(註一八)、私トシテハ近時ニ至ツテ、一ノ新案ヲ工夫シタ。其ハ他テハナイ。地租ハ從來ノ儘トシ、此ニモ臺帳地價ヲ保存シ、之ニ改正ヲ加フルトシテモ、行ヒ易キ極メテ輕微ナモノニ止メ、別ニ差額地價稅ヲ起シテ之ニ附帶セシメタラ何ウカトイフノテアル。私ノ差額地價稅トイフノハ、土地増價稅ノ如ク賣買其他土地權利ノ移轉スル場合又ハ一定年期毎ニ、土地ノ差額價額ニ課スル機會的ノ稅テハナクシテ、一方ニ嚴存スル不動ナル法定地價ヲ標準トシ、他方別ニ年々土地ノ時價ヲ評定シテ、後者ノ前者ヲ超過スルタケノ差額ニ對シテ、年々、不動基本地租ト同等ナル比例率タル課稅ヲシヤウトイフノテアル。

(註一八) 例之、へつけるハ、人カ地租ニ於ケル缺陷ノ補正ヲ、他稅ニ於ケル相當ナル方法ニヨリテ、特ニ人稅ノ範圍ニテ齋ラサウト努メタトイヒ、又別ノ處テ、人カ全租稅制度ノ制定ニヨリ、他稅ノ改良ニヨリ特ニ人及營利稅ノ相當ナル整理ニヨツテ、其ノ之ニ避クヘカラサル缺點及偏頗ヲ改良シヤウトシタトイフテ居ル²¹⁾

(二) 差額地價稅ト土地増價稅トノ比較——(A) 差額地價稅ハ土地ニツキニ異リタル時期ニ於ケル價格ノ差額ニ向ツテ課稅スルコトニ於テ、及其カ基幹稅タルコトカ出來ス二次的補完稅タルコトニ於テ、土地増價稅ト似テ居ルカ、(B) 之ト異ル點モアル。其性質ヲ明ニスル爲メニ茲ニ之ヲ舉クルノモ無用テハアルマイ。其第一ハ、差額地價稅ハ各地片ニツキ年々

21) Heckel, a. a. O. S. 264. 267.

課スルモノテアルノニ、土地増價税ハ各地片ニ於テ單ニ機會的ニ課スル税テアルトイフコトアリ、第二ニハ、前者ハ別ニ存在スル臺帳地租ノ上ニ立ツノニ、後者ハ之ト離レテ獨立ニ存立シ得ル。第三ニハ、前者ハ比例税テアルノニ、後者ハ果進税タルコトカ多イ(註一九)。第四ニハ増價税テハ通例、増價カ一定割合以上ノ大サナルトキニノミ課セラルルノニ(註二〇)、差額地價税テハ差額ノ大小ニ拘ハラズ課セラルルコトトナルヘキモノテアル。

(註一九) へつけるハ、増價税ノ税率ハ、増價ノ上ホル所ノ割合ト共ニ上進スル所ノ果進テアルトイフカ、實際ニハ比例ニ依ルモノモアル²²⁾

(註二〇) へつけるハ、増價税ニ於テハ都市的土地ノ凡ヘテノ増價カ課セラルルノテナクテ、最後ノ所有移轉以來、一定割合例之、二割又ハ三割ヲ超ヘタモノノミニ課スルトイフケレトモ、此モ實際ニハ凡ヘテノ増價ニ課スル例カアル²⁴⁾

(三) 差額地價税ノ長短

(A) 其長所——此制度ニハ色々ノ長所カアル。先ツ、

(イ) 第一ニハ、財政收入上ニ於テ、之ニヨツテ現存地租ノモツ所ノ確實性ヲ利用シ保存シテ、收入ノ不動確實ナル分子ヲ備ヘツツ、別ニ新税ニヨリテ、時勢ノ必要ニ應スヘキ増收ヲ舉クルコトカ出來、其カ時トシテ減收スルコトハアツテモ、既存地租ノ收入タケハ、

22) Heckel, a. a. O. S. 446.
 23) 拙著、土地増價税論、306.
 24) Heckel, a. a. O. S. 445. 拙著、土地増價税論、312.
 25) 拙著、租稅研究、三卷、240.

如何ナル場合ニモ保證セラレテ、土地課税收入カ其以下ニ落チルコトタケハナク、ソシテ此新税ハ、時勢ノ進歩ニヨツテ大局上ハ増進ノ一方ニアツテ、財政上之ヲ利用スルコトカ出來ルノミテナク、將來ニ於ケル臨時ノ財政需要アルトキ、此制度ノ下ニ二税トモニ増率ヲ計ツテ其上ノ增收ヲ收ムルコトカ出來ル(註二一)。即チ之ニヨリテ財政上ニハ、臺帳地租ノ長所ヲ維持シ而カモ其缺點ヲ除キ、近實地租ノ長所ヲ大ニ收メテ而カモ其短所ヲ多少避クルコトカ出來ル。

(註二一) ろつつハ、地代ノ比例課税及之ト共ニ、國家ノ需要ニ相當ニ可動的テ、屈伸力アル國家收入ヲ供スル理想ヲ、地租カ何處ニモ充タサナカツタトイフケレトモ、私ノ案ニ依レハ明カニ地租カ之ヲ充タスコトトナル。

(ロ) 第二ニハ、公平課税上、既存地租タケテハ、時勢ノ進歩ニヨリテ益々不公平ナル土地課税トナルヘキモノヲ、新補完地租ニヨツテ近實制地租ノモツ所ノ公平可能ヲ發揮セシメルコトカ出來ル。特ニ臺帳地租カ初メヨリ公平ナルモノタルコトノ出來ヌトイフ缺陷ハ、此補完地租アルカ爲メニ良ク補足サルルコトカ出來ル。此ノ如キハ此税ノ妙味テアル。ソシテ又之ニヨツテ不勞増價ノ課税ヲモ行ヒ、隨ウテ土地増價税ノ働キヲモ爲シ、而カモ土地増價税ノ如ク間々不勞増價ヲ永ク等閑ニ附シテ置クトイフカ如キコトナキヲ得

26) Lotz, a. a. O. S. 303.

ル。此事ハ、

(ハ) 第三ニ又社會政策上ニモ有益ナコトアル。

(ニ) 第四ニハ課稅技術上ニハ、臺帳地價ニ關スルタケテハ、簡單トイフ長所カ維持セラレ²⁷⁾ 別ニ年々地價ヲ評定スルトイフ小面倒ハ近實地價制ノ場合ト同様ニアルケレトモ、臺帳地價タケヲ維持シテ之ヲ時折、修正スルカ如キ大困難ハナク、年々補修サルルノテアルカラ、時トシテ不當ナモノカアツテモ、其カ永ク續クトイフコトハナク、次キノ年ニハ直クト修訂サルルトイフコトモアル。タカラ私ノ提案ハ可ナリ良イ制度トイウテ可ト思フカ、併シ全ク無缺點トハ私自ラモ、イハナイ。

(B) 其短所——然ラハ其短所ハ如何トイフニ、

(イ) 先ツ以テ此稅ノ比例率ヲモツコトカ、公平課稅上、遺憾ト云ヘハ遺憾テアル。此ニ代フルニ土地増價稅ヲ以テスルナラハ、累進課稅タルコトノ出來ルノニ、此カ比例稅タルノハ遺憾ニハ相違ナイ。尤モ地租ヲ近實價格制ニ依ルトシテモ、收益稅又ハ物稅トシテハ、自ラ比例稅タルノ外ナク、此ト比較シテハ別段ニ劣ルトイフコトハ出來ナイ。ソシテ何故ニ此補完地租ヲ比例トシテ累進ニシナイカトイフノニ、其ハ一ニハ、此カ一ノ收益稅

27) 拙著、租稅研究、三卷、241.

トシテノ地租ノ補完ニ止マルモノテアルノト、二ニハ基本稅タル地租カ比例テアルノト調和ヲ保ツカ爲メト、三ニハ之等ヲ別トシテモ、此稅ノ課稅標準タル各地片ノ差額地價ノ大小カ、其所有者ノ人的給付能力ノ等差ヲ示スニ適切テナイノトニ因ルノテアル。

(ロ) 次キニハ此新稅ニ於ケル評價ノ困難トイフコトカ(註二二)アルカ、此種ノコトハ實ハ近代的ノ稅テハ、所得稅テアレ、財産稅テアレ、相續稅テアレ起ルコトテ、此位ノ故障ノ爲メニ他ニ重大ナル長所ヲ有ツモノヲ排斥スルニハ足ラナイ。

(註二二) ふにるですハ、健全ナル經濟狀態ニアツテハ、唯一國內ノ土地ノ小部分ノミカ、事實上交通ノ物體トナルカラ、價值評定ノ爲メノ基礎カ不確テアツテ信頼スヘカラサルモノトイウテ居ル²⁸⁾

結 論

以上要之、從來行ハレタ土地課稅方法ニハ、臺帳制度ト近實制度トカアツテ、何レモ長短カアリ、此二ノ中テハ今ノ時勢テハムシロ後者ヲ選ムヘキカ如クテアルカ、後者トテモ缺點カアリ、ソシテ從來折角持ツ所ノ古キ制度ヲ棄テルニ忍ヒヌトイフコトモアル。其他從來ノヲ本トシテ色々ノ改造計畫ヲシテモ何レモ思ハシキモノテナイノテアルカ、私ハ茲

28) Földes, a. a. O. S. 397.

ニ試ミニ臺帳制ト近實制トヲ結合シ、即チ舊制タル臺帳地價稅ヲ維持シテ、之カ補完トシテ差額地價稅トイフ新稅ヲ附帶セシメ、以テ問題トナレル地租ノ缺陷ヲ補正シヤウト考ヘタ。此新稅カ絶對ノ良稅テハナイカ、可ナリ多ク良キ點ヲ備ヘ、土地增價稅ニ似テハ居ルカ、之トモ異リ此ニ勝ル所モアリト考ヘラルル。又此ハ國稅トシテ考ヘタノテアルカ、他日地租カ地方ニ委讓サレタ場合ニハ、地方稅トシテモ用キ得ルモノト思フ。

第八篇 地租ノ轉嫁

緒言

財政カ國家及國民生活ノ支持者テアリ、ソシテ租稅カ現代財政ノ大礎石トセララルルニ於テ、租稅ハ我等ノ國家及國民生活ノ爲メノ重要成分テナケレハナラヌ。而カモ其租稅ハ國民的道義ノ表現テアリ、人々カ此道義的自覺ニ於テ之ヲ納メ又擔フヘキモノテアリ、此カ制定ニハ道義的又ハ公正原則ニ重キヲ置カルル所テアルトイフニ於テ、租稅ハ吾人ノ生活ニ於テ重大使命ヲ持ツモノテナケレハナラヌ。然ラハ實際ノ租稅カ果シテ克ク此本來ノ使命ヲ果タシツツアルカトイフト、實ノ處、此カ却々甘ク往カスシテ、理想ニ反シ期待ニ背クコトカ少ウナイ。此稅カ先ツ既ニ租稅立法上、不公正ニ仕組マルルコトノ傾キヲモツコト、並ニ其行政上納稅上ニ遁脫ヲ伴ヒ、此ニモ不公正ヲ見ルコトハ嘗テモ説イタ所タカ、尙其上ニモ經濟市場ニ於ケル力ノ關係カラ（註一）所謂轉嫁カ行ハレテ、擔フヘク期待サレタ人カ之ヲ擔ハナイテ、思ヒカケナキ人ノ擔フコトトモナツテ不公正ヲ齎ラスコトニナル¹⁾。人間界ノ事物ニ完全ナルモノ無シトイフ大ナ真理ノ一適用トシテ諦メテシマヘハ簡單

1) Eheberg, Fw. 18 und 19 Aufl. S. 213. Heckel, Fw. I. S. 173.

タカ、出來得ルタケノ完全ヲ計ルヘキ使命ヲモツタ政治トシテハ之ヲ不問ニ附セス、良ク其内容ヲ詮議シ、之ヲ矯正スヘキ出來ルタケノ處置ヲ採ラナクテハナラヌ(註二)。是レ茲ニ上記ノ諸元素中、特ニ未タ私カ是迄、多クヲ解説シナカツタ轉嫁ヲ捉ヘ來ツテ論議セントスル所以テアリ、ソシテ其ニツイテモ一般共通ノ理義ニ入ル前ニ一應、重ナル若干税ニツイテノ説明ヲ爲スノカ、ムシロ問題ヲ了解スルニ便宜ト考ヘテ、特殊税ニ於ケル之カ解説ヲ試ムル。其各箇ノ税ノ中ニ就イテハ茲ニハ特ニ、夙ニ轉嫁セストノ見解モアリ(註三)、且ツ多様ナル表現ヲ爲ス可能モアツテ最興味深キ地租ヲ選ンテ解説シテ見ヤウト思フ。

(註一) 諸多ノ學者ハ之ヲ説明スルニ力ノ問題トイフコトヲ以テシテ居ル。例之、こんらどモ、轉嫁ハ一ノ力ノ問題ト爲シ、二ノ力ノ問題ト爲シ、轉嫁問題ハ第一位ニ力ノ問題テ、各人ハ他人ニ税ヲ移スヘキ可能ヲモツトキニ之ヲ爲セントスルモノトイヒ、てあはるレハ、租稅義務者カラ他人ヘノ租稅轉嫁カ行ハルカ否カハ、根本的ニハ國家的力ノ問題テハナクテ、經濟上ノ力ノ問題トイヒ、だるとんハ、二ノ團塊(人ノ)カ、彼等自身ノ損失ヲ最小ナラシメヤウトシテ、其目的ヲ實行スル其相對的ノ能力カ結果ヲ決定ストイフ。

(註二) こんらどハ之ニツキ、租稅政策ハ一定ノ場合ニ計畫サレタル轉嫁ヲ出來ルタケ減少スルノ任務ヲモツト注意シテ居ル。

(註三) わるか、匿名政治家等、地租ノ不轉嫁ヲ説クコトハ嘗テモ示ス所ノ如クテアルカ、べらふにるですハ、收益ニテハ轉嫁ノ機會少シト爲シ、につちハ、地租ヲ課セラルル地主カ其負擔ヲ小作人又ハ消費者ニ移スコトハ頗

ル難イ。之ヲ移シ得ルハ單ニ特別ノ場合ノミタトイフテ居ル⁴⁾

第一段 地租不轉嫁ノ場合

(一) 税法ノ期待——地租ニモ種々ノ形カアリ、隨フテ其轉嫁關係モ一樣テハナイカ、併シ兎モ角、普通ノ地租ハ各地片ニ就キ、其收益ヲ見テ、其所有者カラ徴收スルコトヲ特色ト爲ス。特ニ近代ノ租稅體系テハ、家屋税ヤ營業税ナトト相並ンテ一ノ收益税トシテ所得稅ヲ補完スルモノトセラルル。然ルトキハ此カ轉嫁セラレスシテ、ムシロ其義務者タリ又普通其納稅者タル土地所有者ニテ直接負擔セラルルノカ法律ノ期待テアリ(註四)、即チ土地所有者カ之ヲ其土地カラ生スル有無形ノ收益ニテ擔フニ於テ、始メテ良ク其租稅體系中ノ地位ニ相應シタル使命ヲ果タスト認ムヘキテアル。併シ實際ニハ負擔ノ轉嫁カ行ハレテ居リ、納稅義務者カラ他人ニ負擔ヲ移スコトカアリ得ル。交通經濟ノ時世テハ、他人ニ對スル關係カラ、自己ノ他人ニ對スル相對的勢力ノ優越ヲ利用シテ、自己ノ擔ヒタルモノヲ他人ニ移スヲ得、又實行スル所テアリ、地租ト雖モ、此數ニ漏レス、土地所有者カラ之ヲ他人ニ移シ又ハ少クトモ其レ自ラ負擔セサルコトトナル所テアル。

4) 拙著、租稅研究、一卷、198. Bela Földes, Fw. S. 313. Nitti, Principes. p. 428.

2) Conrad, Fw. 9 Aufl. S. 20. Eheberg, a. a. O. S. 215. Terhalle, Steuerlast und Steuerkraft. S. 42—3. Dalton, Public finance. p. 53.

3) Conrad, ebenda. S. 21.

(註四) しにふれ一ハ、之ニツキ、租稅權力ハ其(收益稅)ノ不轉嫁ヲ通例前提スルカ、併シ此前提ハ往々ニシテ當ラヌトイフテ居ル。⁵⁾

(二) 實際不轉嫁ノ場合——

(A) 自給經濟ノ下ニ於テ——斯クテ地租ハ假令全然テナクトモ、多少ハ轉嫁ヲ免レス少クモ土地所有者自ラノ負擔トナラヌコトアル所テアルカ、其ノ全ク轉嫁ノ行ハレヌコトカナイトハイヘナイ。其明確ナ場合ハ交通經濟カ行ハレヌシテ自給自足經濟ノ行ハルル場合ノ地租テアル(註五)。此場合テモ其地租カ所有者ヲ刺戟シテ勤勉努力ヲ爲サシメ、其爲メ土地收益ヲ増加シテ、此増加シタル收益ニテ能ク地租ヲ擔ハシメ、隨フテ廣義ノ轉嫁ノ一種タル排轉ノ行ハルトイヒ得ヘキコトハアルカ、其他ノ普通ノ轉嫁即チ或他ノ箇人、人格者ヘノ轉嫁トイフコトハ起ラヌ。此場合ノ地租ハ凡ヘテ所有者自ラカ擔フ外ハナイ。併シ斯カル自給經濟ハ今日ニテハムシロ例外テ、其行ハルル範圍ハ極メテ狭イ。又地租ニテハ轉嫁カ希望スヘキテナク、自給經濟テハ轉嫁カ起ラヌカトイフテ、一般經濟ヲ自給經濟ノ昔ニ逆轉セシムヘキモノテモナイ。兎ニ角不轉嫁ノ此場合ハ今日テハ例外テアル。併シ今日トテ全クナシトイフノテハナク、農業ニテハ自給自足カ可ナリアル。其タケニテハ尙ホ之

5) Schäffle, Steuern. A. T. S. 320.

ヲ見ル。又此ニ自給自足トイフノハ、自己所有ノ土地ニ就キ、自己ニ必要ナ物ヲ生産シ消費ストイフノテアリ、他人ノ土地ヲ借り此ニテ自己ノ必要トスル物ヲ自ラ作り自ラ給スルトイフノハ、完全ナ自給經濟テナク、此テハ他人ノ土地ヲ借入レ、此他人ニ向ツテ借料ヲ拂フタケニテハ一部交通經濟カ行ハレテ居ル。其他人トノ交渉ヲモツタケニテ轉嫁ノ可能カ生スルモノト見ナケレハナラヌ。

(註五) ろつしあ一ハ、各家計カ其全需要品ヲ自ラ生産シ、且ツ國家及地方團體ノ稅カ單ニ自然物及勤務ニ存シタ所ノ純自然經濟ノ時代ニハ、租稅轉嫁ノ普通ノモノハ殆ント可能テナイトイフテ居ル。⁶⁾

(B) 交通經濟ノ下ニ於テ——交通經濟テアレハ地租ニ轉嫁ノ行ハルル可能ハアルカ、其レテモ其行ハルルノニハ、(イ)之ヲ行フヘキ者ニ其負擔ニツイテ經濟上ノ打撃ヲ感シ、之ヲ他人ニ移サントシ又ハ少クトモ自ラ負擔セサランカ爲メノ或努力ヲ伴フヲ要シ、其ノ現ハレサル處テハ又ハ現ハレサルタケテハ轉嫁モ亦行ハレナイ。例之、稅タケ地代ヤ農産物價格ヲ引上ケ得ルニ拘ラス、之ニ氣付カス、假令氣付クモ之ヲ爲スタケノ努力ヲ爲サストイフコトモアル。或ハ之ヲ爲サントシテモ失敗スヘキヲ豫想シテ敢テ試ミストイフコトモアル。(ロ)轉嫁ハ又經濟上ノ理性ヲ持ツ者カ、理性ノ命スル儘ニ自由ニ他人ト交渉スルニ於テ

6) Roscher, Fw. 5 Aufl. I. S. 196.

行ハレ、之ニツキ何等カノ拘束ヲ受ケテ居ル場合ノ如キニハ行ハレナイ。例之、地代ヲ慣例又ハ法令ニ從ヒ又ハ契約ニ從フテ一定又ハ不定ノ永イ間、舊來ノ儘維持シ、税ヲ課セラレテモ其タケ地代ヲ引上ケルコトヲセストイフコトカアル(註六)。或ハ相手トノ特別關係ノ如キヲ尊重シテ税タケ地代ヲ上ケルコトヲ遠慮スルトイフコトモアル。(ハ)或ハ税ニツキ打撃ヲ感シ、別段之ヲ他人ニ移スニツキテノ自由ヲ拘束スルモノモナクシテ、敢テ轉嫁ヲ試ミタトシテ、一般ニハ此カ成功シタニ拘ラス、特定ノ當事者ノ特ニ拙劣ナル仕方又ハ特ニ不利ナル事情ノ爲メニ之ニ於テ失敗スルコトモアル(註七)。(ニ)更ラニ後ニイフカ如キ轉嫁ニ有利ナル何等ノ條件モ備ハラヌ場合ニハ、全ク不轉嫁トイフコトモアルノハ勿論テアル。何レニセヨ地租ニテ不轉嫁ノ場合カアル。間接税ノ如ク、初メヨリ納税義務者ニ轉嫁ヲ期待シ努力セシムルトハ異リ、直接税タル地租テハ、轉嫁ニ特ニ有利ナル事情カナク、或ハ轉嫁ヲ拘束スルモノカアリ、或ハ之ヲ利用スルノ意思ト行動トヲ伴ハヌ以上ハ、墮勢ニ依ツテ、納税義務者タル土地所有者ノ直接負擔トナル(註八)。地租ニ於ケル不轉嫁ハ可ナリ多ク起ルモノトイフテ良イ。

(註六) らうハ、其所得ノ確定シタ租税義務者ハ税ヲ他人ニ轉嫁スルコト全ク不可能テアリ、此事ハ契約期間中、小

作ニ附シ又ハ賃貸シタル物體ノ所有ニモ當ルトイヒ、べらふにるですモ、契約ニヨリテ多少長イ時ノ間、其所得ノ

確定スル者、土地ノ小作ヨリノ所得、家屋ノ賃貸……等モ轉嫁スル能ハストイフ⁷⁾

(註七) ほつくハ、或生産者カ其不利ナル地位、不完全ナル機械、高キ資本、人的拙劣等ノ爲メニ其競争者ヨリモ高キ生産費ニテ生産シ、又ハ安ク賣却スルトキニハ、轉嫁カ部分的ニ中止ストイフコトヲ注意ス⁸⁾

(註八) こんらどハ、墮勢ノ法則ニヨツテ負擔ハ先ツ此カ最初ニ課セラレタル處ニ止マルトイヒ、だるとんモ、各ノ税ハ暫ラクハ其課セラレタル處ニ執着スルコトニ傾クトイフ⁹⁾

第二段 地租轉嫁の場合

地租ハ法律トシテモ不轉嫁ヲ期待シ、事實トシテモ今日ノ經濟社會ニテ可ナリ不轉嫁ニテ擔ハルコトアルハ上ニイフ如クテアルカ、併シ其ノ轉嫁セラレ、又ハ少クトモ義務者ニテ擔ハレサルコトトナル場合ハ少クナイ。

(一) 他ノ人格者ニ轉嫁サル場合

(A) 土地產物ノ消費者ニ轉嫁スル場合——元來、土地產物ノ價格ハ純理論カライヘハ耕作限界地即チ無地代地ニ於ケル土地產物ノ生産費ト一致シ、無地代地トハ土地固有ノ收益ナク隨フテ地租ノ課セラレサル筈ノ土地テアルカラ、地租ノ増減ノ爲メニ土地產物ノ價格カ

7) Rau, Fw. 5 Aufl. I. S. 414. Bela Földes, a. a. O. S. 312.

8) Hock, Die öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 94.

9) Conrad, a. a. O. S. 22. Dalton, l. c. p. 53.

騰落セス、随フテ地租ハ土地產物ノ消費者ニ轉嫁セラルルコト無シトモイハルル所タカ、
 此ノ如キハ實ハ農業地ノミニイフヘク、商工住居地ニ當ラヌノミナラス、農業地トイヘト
 モ、實際地代ハ此ノ如キ純地代テナク、勞資ノ報酬ノ分子モ含マレ、土地ノ需要供給ノ關
 係ニテ動クヘキモノテアリ、地主ニテハ、地租ノ増課アルニ於テ、之ニ刺戟セラレテ、彼
 ニシテ理性ヲモツ以上ハ、其レタケテ地代ノ引上ニヨリ補償セント努ムルモノテアリ、全
 ク之ヲ果タシ得ルトハ限ラヌニセヨ、或度マテハ之ヲ果タシ得ル所テモアル(註九)。或ハ地
 代ハ稅ヲ離レテ定マリ、土地ハ稅ノ加ハリタル爲メニ其使用價值ヲ増サヌカラ、地代ヲ其
 爲メニ引上クルコト能ハストイフモノモアルカ(註一〇)、稅ノ加ハル爲メニ土地所有者ノ借
 地者ニ對スル態度ヲ強硬ニスルコトニナルノハ爭フヲ得ヌ。随フテ多少トモ地代ヲ上ケル
 コトニ向ヒ得ル。或ハ地主カ土地ノ供給ヲ制限シ能ハヌ。随フテ地代ヲ引上クル能ハス
 (註一一)トモイフカ、此モ或度マテ制限シ得ルトイフカ正シイ。尤モ現在ノ地代カ其土地ヨ
 リ取り得ヘキ最高限度ノモノナル場合ニハ、其上ノ引上ハ稅カ課セラレタカラトイフテ出
 來ナイテアラウ(註一二)。斯クテ地主カ稅ニ刺戟セラレテ地代ヲ引上ケヤウト努力シタトキ
 ニ、其小作人借地人カ之ニ應スルヤ否ヤ、如何ナル度ニ於テ應スルヤハ、彼等ノ地主ニ對

10) Roscher, a. a. O. S. 201.

スル對抗力ノ強弱ニカカル所テアル。其ハ社會的政治的原因ニヨリテモ定マルカ、經濟上
 ノ地位カラモ來リ、其經濟上ノ地位ニ於ケルモノニシテ其カ土地生産ニ關スルタケテハ、
 借地人小作人ノ一般經濟狀態トイフコトモアルカ、特ニ其地代ノ引上ケラレントスルタ
 ケ、自作農タル人々トノ共力ニ於テ、土地產物ノ價格ノ上ニ轉嫁シ得ルヤ否ヤニ係ルコト
 トナル。ソシテ其土地產物ノ價格ヲ引上ケ得ルヤ否ヤハ、需要者側ノ事情(註一三)、即チ其
 產物ノ必要ノ度合、代用品ノ有無、經濟界ノ好況ト否、其國民ノ大體ニ於ケル富裕ノ度合
 ナトニモカカリ、更ラニ供給者側ノ事情(註一四)、即チ供給ヲ制限シ得ルカ如キ其產業ノ技
 術的經濟的事情ノ如何、其人的事情(詳シクイヘハ生産者ニ有利ナル時マテ辛棒シ得ル經
 濟力ノ有無大小、他ニ轉業スルノ能力ノ有無大小)外國競争ノ有無ナトニカカル。ソシテ土
 地產物ノ性質カ概シテ必要度強キタケ轉嫁ノ可能大ナリトハイフヲ得ルケレトモ(註一五)、
 農民カ大體無力テ、有利ナトキマテ生産ノ手續ヲ中止スルタケノ餘裕ナク(註一六)、他ニ轉
 業スルコトモ能力ノ上カラ多クノモノニハ六ツカシク(註一七)、ソシテ技術上ニモ固定資本
 ニ依ルコト割合ニ多クシテ轉業ニ困難トイフ傾カアリ(註一八)、サリトテ群小多人數ノ農民
 ノ一致團結シテ消費者商人ナトニ當ルトイフ經濟組織モ出來難ク(註一九)、其レニ更ラニ外

國ヨリノ競争品ノ入り來ツテ供給制限ヲ妨害スルトイフコトモアル(註二〇)。此等ハ或度マテハ打破ルコトハ出來ルカ、全然打破ルコトハ太容易テナク、全體上カライフテ轉嫁困難ノ事情多ク、随フテ產物消費者ヘノ轉嫁可能カ大也トハイヘナイ(註二一)。併シサウカトイフテ此產物ノ供給制限ノ困難ヲ高調シテ、消費者ヘ轉嫁不可能ヲ説クニハ及ハヌ。ソレカラ土地產物ノ價格ノ引上ニヨツテ消費者ニ轉嫁サルルコトノ出來タタケテハ、労働者ノ賃金ノ引上ヲ生シテ、其タケ其地主又ハ小作人タル土地耕作者ノ負擔ニマテ反撥シ來ルトイフコトモアリ得ル(註二二)。尤モ更ラニ此反撥カ困難ナ事テハアル(註二三)。何レニセヨ小作又ハ借地人タル農業者ト自作農業者ト相待ツテ、地租ヲ土地產物消費者ニ轉嫁セント試ムル所テハアリ、ソシテ其一部ハ目的ヲ達シ得ル所テモアル(註二四)。

(註九) こんらどハ、直接課稅サレタ所ノ土地所有者カ、其有利ナ事情ニ際シテハ、需要者ノ大ナル數カ存スルトキニハ、其負擔ヲ小作人ニ轉嫁スルヲ得トイフテ居ル¹¹⁾。

(註一〇) ふいるぶらうんハ、地代即チ土地カ其使用ノ爲メニ値スルモノハ租稅ニヨツテ決セラレナイテ其需要ニヨリテ決セラレル。——一層多クノ稅ヲ土地ノ上ニ置クコトハ、之ヲシテ一層多クノ使用價值ヲ持タシメヌテアラウ。其小作ノ爲メノ競争者ニヨツテ之カ爲メノ願望ヲ増加シナイテアラウ。其市價ヲ増加シナイテアラウトイフテ居ル¹²⁾。

11) Conrad, a. a. O. S. 21—22.

12) Fillebrown, The A B C of taxation, p. 31. 32.

(註一一) ろびんそんハ、地代ノ上ノ稅ハ土地ノ供給ニ影響セヌ。經濟 地代ノ上ノ稅ハ地主ニ止マルト爲シ、だるとんハ、人口密ナル地域ニ於ケル土地ノ供給ハ絕對ニ非屈伸的ノモノト見ルヲ得ルトイフテ居ル¹³⁾。

(註一二) だるとんハ曰フテ居ル、改良ヲ別トシテ土地ノ價格ノ上ノ負擔ノ歸着カ全ク地主ニ歸ストノ説ハ、地主カ自ラ其土地カラ得ラレ得ル最高ノ地代ヲ既ニ有ツコトヲ假定スル。彼カサウシテ居ナカツタ處テハ、新稅ノ賦課又ハ現在稅ノ引上ノ結果ノ一ハ、彼ヲシテ其地代ヲ注視セシメ、之カ弛ミヲ引締メシムルコトトナルテアラウ。此場合ニハ負擔歸着ノ一部ハ占有者ノ上ニアルテアラウ¹⁴⁾。

(註一三) だるとんハ、他ノ事情同一ト假定シテ、租稅物體ヘノ需要カ一層屈伸力ヲ有テハ有ツホト、租稅負擔ノ歸着ハ一層多ク賣手ニアルテアラウトイヒ、ろつしあーモ、稅ノ結果、需要減少ニヨリテ、課稅サレタ物品ノ價格ヲ壓迫スルコトカ買手ニ成功シタルトキニハ後轉カ生シ得ルトイフテ居ル¹⁵⁾。(此場合ノ後轉ハ賣手ノ負擔ニ歸スノテアル)。

(註一四) だるとんハ、他ノ事情同一トシテ、租稅物體ノ供給カ一層ノ屈伸力ヲ有テハ有ツホト、租稅負擔ノ歸着カ一層多ク買手ノ上ニアルテアラウトイヒ、ろびんそんハ、或稅カ或必要ナル經濟的勤務又ハ商品ノ供給ヲ減少スルコトトナレハ、此カ生産者ヨリシテ轉嫁サルルノ例トスルト爲ス¹⁶⁾。

(註一五) べらふにるですハ、不要品ニテハ、轉嫁カ必要品ニ於ケルヨリモ一層困難テ、代用サレ得ルモノテハ然ラサルモノヨリモ困難テアルト爲シ、へつけるモ亦、消費者カ課稅品ノ消費又ハ使用ヲ斷念シ又ハ消費ヲ少クトモ制限シ得ルトキニハ彼ハ生活必需品ニ於ケルヨリモ一層多ク前轉ニ抵抗スルヲ得ル。彼カ補充品又ハ代用品ヲ利用シ得ルトキ亦同シトイヒ、ほつくハ、必要ナル生活需要品稅ハ通例、租稅義務者ノ產物及勤務ノ價格ニ於テ他ノ人ニ轉嫁セラルト爲シ、ほぶそんモ、絕對必要トイハル物ノ場合ニノミ、稅カ價格ノ十分相當ナル上騰ニテ表ハレナ

13) Robinson, Public finance. p. 90. Dalton, l. c. p. 54.

14) Dalton, l. c. p. 61.

15) Dalton, l. c. p. 53. Roscher, a. a. O. S. 197.

16) Dalton, l. c. p. 52. Robinson, l. c. p. 90.

クテハナラヌト爲シ、だるとんモ、必需品ノ上ノ稅ハ、奢侈品ノ上ノ同額ノ稅ヨリモ一層大ナ度ニテ其價格ヲ上ホステアラフトイフ¹⁷⁾

(註一六) へつけるハ、經濟上強キ企業者ハ弱キ經濟者ヨリモ一層容易ニ前轉シ得ルト爲シ、ろびんそんハ、資本家ハ生産ヲ再開スルニ適當ナ時マテ待ツコトヲ得ル。満足ナ調整ノ行ハルルトキマテ、或ハ非産業的投資(公債ノ如キ)ニ向ヒ、又ハ國外投資ニ向ヒテ、産業ニ關シテハ資本供給ヲ減少スルコトカ出來ルトイフ¹⁸⁾

(註一七) ろつしあーハ、課稅サレル生産物ノ買手ヘノ稅ノ前轉ハ、唯タ生産者カ他ノ負擔少キ生産分科ヘ逃ルルコトノ可能ナル場合ノミニ生スルトイフ¹⁹⁾

(註一八) わぐナーハ、流動資本ニテ生産スル企業カ前轉ニ有利テ、特ニ固定資本ヲ以テ生産スル企業ハ不利ナル地位ニアルト爲シ、へつけるハ、主トシテ流動資本ニテ生産スル經濟經營カ前轉ニ特ニ適當シ、企業カ特ニ一層大ナル固定資本ニ依ルモノテハ然ラストイヒ、だるとんハ、多費ナル設備及一層多ク固定シタ資本ノ方便ニヨリ生産サル商品ノ場合ニハ、供給ノ屈伸力ハ、稅カ彼等ニ課セラレタル後、長キ時ノ間、小イモノテ止マルト爲シ、べらふにるですハ、不動資本ニ於テヨリハ動的資本ニ於テ租稅轉嫁カ一層容易ニ行ハルト爲シ、につちモ、資本カ可動ナレハ可動ナルホト一層多ク稅ヲ逃ルルコトニ傾クト爲ス²⁰⁾

(註一九) わぐナーハ、前轉ハ、生産者ノ間ニ生産及供給ノ調整ニツキ共同ノ同種行動ヲ採ル難易ニカカル。農業テハ財産及經營關係ノ通例ノ事情テハ、殆ント之ニツキイハルルコト能ハスト爲シ、らうモ、土地産物ノ價格ハ、稅ノ爲メニ買手ノ負擔ニマテ高メラレナイ。何トナレハ之カ爲メニハ一層少キ生産ニ依ル所ノ供給ノ減少カ必要テアルノニ、土地所有者カ之ニ決心シナイカラ。二三ノモノカ土地ノ開發ヲ制限スルコトニ傾クトモ、凡ヘテノ者ノ同一行動カ行ハレス、且ツ既ニ外國ヨリノ輸入ノ容易カ此ノ如キ試ヲ妨ルテアラウトイヒ、へつけるハ、前轉ハ、共

17) Bela Földes, a. a. O. S. 314. Heckel, a. a. O. S. 175. Hock, a. a. O. S. 94. Hobson, Taxation in the new state. p. 53-4. Dalton, l. c. p. 53.
18) Heckel, a. a. O. S. 175. Robinson, l. c. p. 80.
19) Roscher, a. a. O. S. 197.
20) Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 353. Heckel, a. a. O. S. 175. Dalton, l. c. p. 54. Bela Földes, a. a. O. S. 314. Nitti, l. c. p. 393.

同行動ニヨリ價格成形ニ影響スルコトカ生産者ニ達スルトキニ主トシテ進メララ得ト爲シ、べらふにるですモ、市場カ協定ニヨリテ影響サレ得ルコトノ大ナレハ大ナルホト、轉嫁カ一層容易ニ行ハルトイフ²¹⁾

(註二〇) につちハ、産物ノ需要カ供給ヲ超ユル場合、競争ノ存シナイ場合ニハ、地主カ容易ニ稅ヲ消費者ニ移スヲ得ルト爲シ、べらふにるですモ、競争ニヨツテ増加シ得ヘキ物テハ他ノ物ニ於ケルヨリモ轉嫁一層困難ナリトイヒ、ほつくモ、販路カ既ニ有利ナル競争者ノ供給ニテ充タサルトキニハ、轉嫁カ部分的ニ中止ストイヒ、ぐるんつにるハ、地租ハ農産物ノ價格ノ上ニ轉嫁サレナイ。何トナレハ此カ世界市場ニヨリテ定メラルルカラトイヒ、こんらーどハ、地租ハ獨逸ノ事情テハ土地所有者ノ負擔トシテ止マル。其故ハ土地所有者カ、世界市場ニ現ハルル通例ノ土地産物ノ價格決定ニ何等ノ影響ヲ有タマカラト爲ス²²⁾

(註二一) わぐナーハ、農業地租カ産物價格ノ騰貴ニヨリテ消費者ニ前轉セラレ得ルコトハ唯全ク例外ノミトイフテ居ル。他ノ處テハ農業地租ニハ轉嫁殆ント行ハレストイフ²³⁾

(註二二) ろつつハ、價格引上ハ結果トシテ、雇主又ハ納稅者ノ負擔ニマテ、賃金ノ引上及給料ノ引上ヲ生シ得ルト爲シ、ぐるんつにるモ、消費者ハ時トシテ自ラ稅ヲ逃ルルコトカ出來ル。例之、労働者カ生計費ノ騰貴ニ考慮シテ賃金ノ引上ヲ行フコトニ依ルカ如シトイフ。にーべるひモ、生計減縮ノ心配カ通稅ヘト同様ニ、轉嫁ノ努力ニ導クト爲シ、しにふれーモ、最低ノ最普通ナル賃労働ニトリテハ結局、租稅平準カ現ハレナケレハナラヌ。彼等ニトリ又彼等ニトリテノ租稅債務カ最必要ナル生計費ノ一元素トシテ結局行ハルルテアラウトイヒ、らうモ、賃労働者ハ其所得ニ比シ過大テ其必要ナル生計ヲ狭メントスル稅ノ爲メニ、高メラレタル賃金ニ依ツテ賠償サレナクテハナラヌ。何トナレハ、然ラサレハ移民、死亡率ノ増加等カ労働ノ供給ヲ減少スルコトナルカラトイフ²⁴⁾

(註二三) ろびんそんハ、賃金率ノ切下ハ、労働組合ノ活動ニヨル労働ノ組織的退却ニ導クコトカアルテアラウ。併

21) Wagner, a. a. O. S. 353-4. Rau, a. a. O. II. S. 11. Heckel, a. a. O. S. 175. Bela Földes, a. a. O. S. 314.
22) Nitti, l. c. p. 428. Bela Földes, a. a. O. S. 314. Hock, a. a. O. S. 94. Gruntzel, Fw. S. 35. Conrad, a. a. O. S. 21.
23) Wagner, a. a. O. S. 355. 365.
24) Lotz, Fw. S. 221. Gruntzel, a. a. O. S. 33. Echeberg, a. a. O. S. 215. Schäffle, a. a. O. S. 325. Rau, a. a. O. I. S. 415.

シ労働者ノ地位ハ、彼等カ從事スヘキ他ノ道ヲ有タヌ爲メニ、市場ノ改良サルルマテ労働ノ供給ヲ一時調整スルコトノ出来ナイトイフ事實ニヨツテ弱メラルトイフ。²⁵⁾

(註二四) へつけるハ、収益税特ニ物税ハ課税セラルル營利設備ニテ生産スル産物ノ價格ニ轉嫁サルルヲ得ト爲シ、ぐるんつにるモ、収益税ト消費税トハ一般ニ消費ヲ負擔セシムト斷シ、ほつくハ地租ハ大部分消費者ニ轉嫁セラルトマテイフテ居ル。²⁶⁾

(B) 小作人借地人借屋人ニ轉嫁スル場合——地租カ小作人借地人ニ轉嫁スルコトアリ得ルハ上ニイフ如クテアルカ、借家人へ轉嫁シ得ルコト亦タ、土地産物ノ消費者ノ轉嫁ト類似シテ居ル。勿論此ニテモ契約又ハ慣例法令ナトニヨリ一定期間動カシ得ヌコトモアリ得ルシ、情誼其他ノ關係カラ動カサヌコトモアラウシ、或ハ市場ノ狀況ノ之ヲ動カシ得ルコトニ氣付カス又之ニ氣付クモ動カサントノ努力ヲ爲ササルコトモアル。ケレトモ近時ノ如ク大體、情誼ノ薄ラキ、ソシテ都市ニ於ケル住居缺乏ノ甚シイ時ニ、ソシテ特ニ物價ノ騰貴シツツアリ好景氣ノ續ク場合ニ於テハ、法令ノ拘束ナキタケニテハ遠慮ナク屋賃引上ヲ行フテ、地租ノ轉嫁ヲ行ハウトイフコトニナル(註二五)。農産物ノ如キニハ今日ノ時世、外國ヨリノ供給モアツテ、價格ノ騰貴ヲ牽制スルカ、借屋ニ至ツテハ外部ヨリ其都市ニ持來ツテ競争スルコトノ困難ナタケ、屋賃引上ニヨル轉嫁ノ可能カ大イ。特ニ一方、借屋人ニト

25) Robinson, l. c. p. 86.

26) Heckel, a. a. O. S. 177. Gruntzel, a. a. O. S. 36—7. Hock, a. a. O. S. 101.

リテハ之ヲ借ルコトヲ避クルコトカ出来ス、他方、貸屋主ニテハ概シテ資力大ニ、意ニ満たナケレハ空屋ニシテ供給制限ヲ行フコトモ出来ル。尤モ無限ニ轉嫁ノ出来ルモノテハナイ。アマリ屋賃力高クナリ過クレハ其都市ノ發達ヲ妨ケ、往住者ヲ増加シ再ヒ屋賃ヲ引下ケサルヘカラサルコトトモナル。地方税トシテノ地租ハ此點カラシテ轉嫁一層難ク、國稅トシテ全國ニ亘ル地租ハ之ト比シテ其轉嫁一層容易トイフコトニナル。兎ニ角、農産物ノ消費者へノ轉嫁ト比較シテハ大體、借屋人へノ轉嫁ノ可能ハ一層大イトイツテ良イ。

(註二五) こんらどハ、都會ノ地主及屋主カ、新ニ課セラレタル稅ヲ其借手ヨリ拂ハシメ得ルカ否カモノカノ問題テ、彼ハ此ニツキ人口ノ急速ナル増加及住居缺乏ニ際シテハ勢力ヲモツテアラウ。之ニ反シ多クノ家カ空屋ノ場合ニハ然ラストイフテ居ル。²⁷⁾

(C) 一般貨物ノ消費者ニ轉嫁スル場合——斯ノ如クニシテ地租カ借地人借屋人ニ轉嫁サルル可能アルタケテハ、ソシテ彼等カ此土地家屋ニ於テ商工業ヲ營ムタケテハ、其轉嫁サレタルモノヲ、其營業ニ於ケル商品ノ價格ノ中ニ込メテ、或ハ其商品ノ品質ノ低下分量ノ減少ニ匿シテ、消費者ニ轉嫁セントスルコトトナル。地主タル營業者亦タ其負フ所ノ地租ヲ出來ルタケ消費者ニ移サウトスル。ツマリ一般物價ノ騰貴ニモ影響スルコトトナル。併シ

27) Conrad, a. a. O. S. 22.

28) Lotz, a. a. O. S. 221.

其カスヘテ轉嫁シ盡サルルトハ限ラヌ。又タ常ニ起リ得ルトハ尙更ラニイヘナイ。ケレトモ物價騰貴ノ大勢ニアル場合ノ如キニハ容易ニ全部轉嫁シ得ル。尤モ爲メニ消費者ノ反抗ニ出會フテ、押返ヘサルルコトトモナリ得ル。

(D) 一般營業者特ニ奢侈的勤務及物品ノ營業者ニ轉嫁スル場合——斯クシテ地租カ物ノ消費者、小作人借地人借屋人ニ轉嫁サルル場合ハ勿論ノコト、土地所有者ニ止マル場合テモ、其負擔ノ増シタ以上ハ、彼等ノ支出又ハ消費ヲ出來ルタケ制スルコトニ促シ(註二六)、生産營利ノ方面ニテハ、例之、原料助成品、資金等ノ供給者ニ對シ此迄ヨリモ安キ代價ヲ提供スルコトニ努メシメ(註二七)、家計ノ方面ニテモ種々ノ需要品特ニ奢侈的ノ物及勤務ノ消費ヲ節セシムルコトトナツテ(註二八)、此等ハ特ニ奢侈營業者、或度マテ必要品營業者ヲモ不利トスルコトニナル。尤モ經濟界ノ好況ニアル場合ニハ、此等ノ營業者ハ、斯カル消費節約及低價申出ニヨル轉嫁ヲ受クル可能少キノミテナク、假令多少之ヲ受ケテモ、増加スヘキ需要ニヨツテ優ニ償ハレルコトカ出來ル。低價申出ノ如キハ、營業者ニ團結力強キカ其他彼等ニ抵抗力ノ強キ場合ニモ或度マテ反撥シ得ル。兎モ角、一般營業者特ニ奢侈營業者カ自己ト縁遠キ地租ノ轉嫁ヲモ受クル可能ノ存スルコトハ見逃シテハナラヌ。

(註二六) 此ハてあはるれカ一般稅ニツキ注意スル所タカ、此處ニモ適用シ得ル²⁹⁾

(註二七) ぼつくハ、課稅セラルル物ノ生産者ニテハ、稅ノ轉嫁ノ爲メニ、此稅ヲ其生産物ノ原料及助成品ノ賣手ニ、此迄支拂ハレタル價格ノ引下ニヨリテ轉嫁スヘキ試ミカアルト爲シ、だるとんハ、或商品ノ賣手又ハ買手ニ課セラル稅ノ負擔歸着ハ一部ハ、此等ノ賣手又ハ買手ノ上テナクシテ、此カ生産ノ爲メニ必要ナル或他ノ商品ノ賣手ニ歸スヘシトイフ³⁰⁾

(註二八) べらふにるですハ、或他ノ場合ニハ稅カ節約ニヨツテ平準サレ得ルト爲シ、ろつつかハ、租稅負擔ハ實際、納稅者ニ止マルコトヲ得ル。併シ各箇ノ必要ナラサル財及勤務ヘノ需要カ、其從來ヨリノ需要者ノ租稅負擔ノ増加ノ爲メニ制限セラルルトイフ更ナル影響ヲ有シ得ルトイフ³¹⁾

(E) 勞働者ニ轉嫁スル場合——今一ツ轉嫁可能ハ、地租ヲ擔ツタ土地所有者又ハ之ヲ移サレタル農業者營業者カ其レタケ或度マテ使用人ノ解雇、賃金ノ引下ニヨツテ其使用人タル勞働者ニ移スコトヲ得ルコトアル(註二九)。尤モ下級勞働者ノ如ク最小ノ生活資料ヲ得ルニ止マルモノノ如キハ之ヲ反撥スル可能カ強イ。其上ノ壓迫ヲ受クルコトニハ彼等ノ堪ヘラレヌ所タカラテアル(註三〇)。特ニ他方、彼等カ土地產物ノ消費者トシテノ負擔ヲ受クルニ於テ尙更ラテアル。

(註二九) てあはるれカ一般稅ニツイテ之ヲ指摘シテ居ルカ、ぼつくハ、課稅サレタル物ノ生産者ニアリテハ、此稅ヲ其徒弟及勞働者ニ對シ、此迄拂ツタ賃金ノ減少ニヨツテ轉嫁スヘキ試ミカアルト爲シ、別ノ處ニテ、高キ稅カ企業

29) Terhalle, a. a. O. S. 46.

30) Hock, a. a. O. S. 56—7. Dalton, l. c. p. 54.

31) Bela Földes, a. a. O. S. 313. Lotz, a. a. O. S. 221.

者ヲシテ其勞働者ノ賃金ヲ短縮セシムルコトニ餘儀ナクスヘシトイフテ居ル。ベ、ふにるすハ、(負擔ヲ受ケタ) 商人ナトハ補助者タル使用人ヲ節スルヲ得、照明費等ニテ節スルヲ得ルコトヲ指摘シテ居ル。³²⁾

(註三〇) 前註二二參照。

(二) 非人格者ニ移サル場合

(A) 排轉ノ場合——地租カ課セラレ又ハ増徴サルルコトトナルニ於テ、其物件タル土地カ 他人ニ貸付サレタル場合ニハ、此稅カ土地所有者ニテ自ラ擔ハルルカ、其カ小作人借地人 借屋人ニ轉嫁サルルカ又ハ所有者小作人借地人借屋人カラ更ニ消費者營業者勞働者ニ轉嫁 サルルコトトナルガ、(イ)其ノ土地カ所有者ノ處テ直接利用サルル場合ニ、彼カ此課稅又ハ 増稅ノ刺戟ニヨリ一層良ク之ヲ利用スルノ努力ヲ爲シテ、此負擔ヲ排消シ盡シ、別ニ消費 者ニ轉嫁モセス、所有者自身ノ土地經濟上ニ負擔ヲ加フルコトモナクシテ濟マシ得ル。固 ヨリ此ノ如キコトニハ決シテ多キヲ期シテハナラヌカ、全ク其ノ起ラヌトハイヘナイシ、 假令地租ノ全部テナクトモ其一部ハ之ニヨリテ排消シ得ラレルコトヲ想像シ得ル。尤モ此 排轉ノ行ハルル場合ニモ、此カ費用ノ節約ニヨル場合ニハ相手ノ勞働者、營業者ノ負擔ト ナリ、即チ前記ノ(一)ノ(D)(E)ノ結果ヲ生スルヲ免レヌシ、更ニ此排轉カ凡ヘテノ農業者ニ行

32) Terhalle, a. a. O. S. 46. Hock, a. a. O. S. 96—7. 115. Bela Földes, a. a. O. S. 314.

ハレスシテ一部ノ者ニノミ行ハレタ場合ノ如キニハ、他部ノ者カ爲メニ競争上不利ヲ受ク ルコトトモナル(註三一)。(ロ)其レカラ一旦地租カ所有者カラ他ノ人々即チ小作人營業者等ニ 轉嫁サレタ後ニ、此等ノ者共ニ於ケル經營上ノ努力ニヨリテ此負擔ヲ排消シ去ルコトモ出 來ル(註三二)。

(註三一) しにふれーカ此ヲ注意シテ居ル。曰ク、排轉カ時トシテ不良ノ結果ヲ生スル。租稅力ノ唯一部、特ニ大經 營ノ一部ノモノノミニ排轉カ成功スルトキニハ、其國民經濟上ノ利益カ打消サルルコトニナル。此場合ニハ競争ス ル所ノ弱キ納稅者ハ競争ニ於テ壓迫セラレ、且ツ破壊セララルト。³³⁾

(註三二) 地租ノ排轉ノ例トシテほつくカ英國ノ例ヲ舉ケテ居ルカ、或ハ此ハ次ニイフ事實上ノ排轉ノ例トスル方カ 適切カモ知レナイ。ほつくニ依ルト、英國ノ地租ハ當初一六九六年ニハ純所得ノ二割ト測定サレタノニ、今日テハ (一八六三年頃)、純所得ノ平均五厘トナツタホトテ、其最重キベドおどしあいニテ三分ニシカ上ラヌトイフ コトテアル。³⁴⁾

(B) 事實上ノ排轉ノ場合——永イ間不動ナル地租ノ存スル場合ニ、別ニ此地租カ特ニ收益 ノ増加ヲ刺戟スルコトナクトモ、一般文化ノ進歩社會ノ發達ニヨリテ自ラ其土地產物カ増 加シ又其產物價格カ騰貴シテ、前來ノ稅カ事實上一部排轉セラレタト同ニナルトイフコト モアル(註三三)。

33) Schäffle, a. a. O. S. 310.
34) Hock, a. a. O. S. 99.
35) Wagner, a. a. O. S. 352.

(註三三) わぐな一ハ、課税セラルル權利主體ノ共カヲ以テ、又ハ之ナシニ稅源ノ收益ノ増加、土地產物ノ價格騰貴カ、被稅者ニトリテ、租稅負擔ノ實際ノ相對的減少、即チ租稅ノ一部の排轉ニ導クトイフテ居ル³⁶⁾

(C) 租稅消却、物上負擔、又ハ租稅不利ノ逆還元ノ場合——地租ニアリテハ此稅ノ還元額タケ土地價格ヲ低下セシムルコトニヨリテ、新稅採用又ハ增稅當時ノ所有者ノ負擔ニハナルノ外ナイカ(註三四)、其後ニ於一買收又ハ相續シタル所有者ハ其土地ヲ地租負擔ノ還元額タケ安キ價值アルモノトシテ繼承シ、租稅カ其爲メニ消却セラレ、新所有者ニテハ其拂フ所ノ稅ノ負擔ヲ感セサルモノト見ラルル(註三五)。彼ヨリ見レハ此地租ノ負擔カ前ノ所有者ニ轉嫁シタルニモ齊シキコトニナリ(註三六)、或ハ土地其モノニ負擔セシメラレタトモ見ラレ、或ハ消却シ盡サレタトモ見ラレ、少クトモ新收得者トシテハ負擔シ居ラストイハレ得ル。或ハ極端ナ人ニナルト、地租ハ最早、稅ニ非ストサヘモ考フル(註三七)。併シ此新收得者トテモ兎モ角々地租ヲ納付スルコトヲ避クルヲ得ヌカラ、慾ニ際限ナキ彼等カ、本來既ニ消却サレタ筈ノ稅、既ニ其投下資本ノ計算上除カレタ筈ノ負擔ヲモ、更ラニ機會タニアレハ他人ニ轉嫁シヤウト試ミ、ソシテ其目的ノ達セラルル場合ニハ、此等ノ所有者カ地租ニヨリテ眞實ニ於テ負擔ヲ被ラナイノミテナク、ムシロ之ヲ利用シテ不當利得サヘ得ル

36) Wagner, a. a. O. S. 352.
37) Bela Földes, a. a. O. S. 315. Gruntzel, a. a. O. S. 34. Schäffle, a. a. O. S. 312. Roscher, a. a. O. S. 197. Heckel, a. a. O. S. 177. Stamp, The fundamental principles of taxation, p. 132. Wagner, a. a. O. S. 345. 365.
38) Heckel, a. a. O. S. 172. Schäffle, a. a. O. S. 321. Tischert, Die moderne staatliche Ertrags- und Einkommensbesteuerung, S. 8. 拙著 租稅研究、一卷、193.
39) Roscher, a. a. O. S. 197.

ノタトイフヘキテアル。此ノ場合ノ存シ得ルコトヲ見逃カヌヲ得ヌ。此問題ニハ其他說クヘキ多クノモノヲ持ツカ、其ハ「投資ト租稅」ニ出テ居ル。

(註三四) らうハ之ニツキ、土地ヲ稅ノ採用後初メテ賣却スル人カ全キ損失ヲ被リ、之ヲ賣却セサル人ハ少クトモ其財產ノ價格及信用ノ減少シタルヲ見ルトイヒ、ほつくモ、此カ單ニ稅採用當時ノ所有者及其相續人ニトリテノミ稅テアツタト爲シ、るびんそんモ、還元サレタ稅ノ十分ナル負擔ハ賣手ニ歸スヘシトイヒ、ぐるんつたるハ、地租ハ當時ノ所有者ノ損害ニ於テ土地價值ノ減少ニ表ハル、ヲ得ト爲シ、こんら一どハ、地租ハ現在ノ所有者ニ附着シ止マル負擔テアルト爲ス⁴⁰⁾

(註三五) らうハ、買手ハ稅ヲ負ハサレサルコト、ナルト爲シ、ほつくモ、課税サレタ土地ノ各ノ新シキ收得者ハ、之ヲ其負擔附ニテ買取り、ソシテ此負擔ヲ價值カラ減却シテ計算シ随フテ、彼ニトリテハ稅カ稅タルヘク止ムトイヒ、るびんそんモ稅カ買價中ニ算入サルカラ、彼ニトリテハ眞ノ負擔ヲ示サヌトイヒ、こんら一どモ、假令直チニトイフニハ非ストモ、時ノ進ミニヨリ屢々所有ヲ變更シタ後ニ、農業者カ購入價格ノ計算ニヨリテ稅ヲ免セラレルコト、ナルトイヒ、ちつしあ一とモ、斯クシテ新收得者ハ事實上全ク稅ヲ拂ハストイヒ、るつつモ、新收得者ハ租稅負擔ヲ感セサルコト、ナル。何トナレハ彼カ租稅義務アル物體ノ爲メニ相當ニ安キ價ヲ拂フコトナルカラトイヒ、すたんぶモ、此カ殆ント常ニ現在ノ持主ニトリテ沒收トナリ、凡ヘテノ將來ノ所有者カ負擔カラ逃レシメラレルコト、ナルト爲シ、だるとんモ、此土地ナトノ次ノ買手(課税以後ノ)ニハ何等ノ負擔カ移サレナイ。何セトナレハ彼等ハ稅ノ支拂ハルヘキコトヲ知ツテ買入レ、其拂ハントスル價格ヲ其レタケ減少スルコト、ナルカラトナス。わぐな一モ亦タ、新收得者ハ最早過重負擔トナラヌ。何トナレハ其購買及相續ニ於テ資本價值ノ新調整カ生スルカラトイフテ居ル⁴¹⁾

40) Rau, a. a. O. II. S. 23. Hock, a. a. O. S. 107. Robinson, l. c. p. 90. Gruntzel, a. a. O. S. 34. Conrad, a. a. O. S. 21.
41) Rau, a. a. O. II. S. 22—3. Robinson, l. c. p. 90. Hock, a. a. O. S. 107. Conrad, a. a. O. S. 21. Tischert, a. a. O. S. 8. Lotz, a. a. O. S. 221. Stamp, l. c. p. 132. Dalton, l. c. p. 69. Wagner, a. a. O. S. 345.

(註三六) こんらどハ夫ノ場合ニ先行者(前所有者)ヘノ轉嫁カ生スルコト、ナルトイヒ、ぐるんつにるモ、租稅物體ノ買手カ稅ノ資本價值ヲ價格カラ控除シ、之ニヨツテ賣手ノ負擔ニ於テ自ラ負擔ヲ免ル、モノト爲ス。⁴²⁾

(註三七) ずたんぶハ、二十年許前ニ、財産ノ特段ナル種類ノモノヘノ負擔カ問題トナツタトキニ、私ハ或高官者カ其意見トシテ、地租ハ最早全ク稅テナイトイフコトヲ證言シタコトヲ記憶ストイフテ居ル。⁴³⁾

結 論

以上要之、地租ノ如ク比較的轉嫁ノ行ハレヌモノト見ラル、モノテモ、尙且ツ少クトモ現代ノ交通經濟ノ下ニ、轉嫁カ行ハレ、爲メニ土地所有者ニ其土地收益ニツキ課稅セントスル目的ノ到達シ難キ場合カ少クナイ。ソシテ其ノ轉嫁サレル所ノ行先モ、土地產物ノ消費者トカ、小作人借地人借屋人トイフ如キ其土地ト密接ナ關係ニアルモノ、ミテナク、一般貨物ノ消費者ヤ、一般營業者特ニ奢侈營業者ヤ、勞働者ヤ、更ラニハ非人格的ナル國民經濟ヤ、土地其モノヤヘ移サル、コトアル所テアル。此租稅轉嫁ノ興味アルコトハ之ニヨリテモ知ラル、カ、同時ニ其レタケ公正課稅原則ノ適合トイフコトニ於テ遺憾ナルモノ、存スルコトヲ看過シテハナラヌ。

42) Conrad, a. a. O. S. 21. Gruntzel, a. a. O. S. 34.
43) Stamp, l. c. p. 134.

第四部 交 通 稅

第九編 相續稅ノ經濟政策觀

緒 言

財産稅ハ古キ時代ノ產物テアツテ、而カモ今ノ新シキ時代ニ適切ナル稅テモアル。私ハ色々ノ見地カラ我國ノ實際ニモ之カ採用ヲ勸ムル所テアルカ、實際界ハ容易ニ之ヲ受入レヌ、其望ミノ甚タ少キヲ見ルニ於イテ、私ハ今ハ既存稅ノ中ニツイテ相續稅ヲ取り出シ、之カ改造ニヨツテ時代ノ要求ニ適ハシムルノ切要ナルヲ認ムル。ソシテ此際之ニツキテ人ノ注意ヲ喚起スルノ急ナルヲ認ムル。偕テ此相續稅カ一ノ租稅トシテ、給付能力觀ヨリシテ支持サレ得ルコトハイフヲ待タストシテ、此カ其ノ外ニ、又實際ニハ其以上ニモ特ニ社會政策上ノ見地カラ高調セラレテ居ル(註一)。所謂時代ノ要求ニ適フタ稅ト認メラレ、此ニ於テ時代要求ニ適スル如クニ改造ヲ行ハウトイフノハ、之ヲ以テ社會政策的意義アル稅ト認メ、且ツ此ニ於テ一層社會政策的目的ニ適フカ如クニ改造ヲ行ハウトイフノテアル。

1) 拙著、租稅研究、第一卷、285.

私ハ我國ニ於テ若モ此際穩カナモノナリトモ財産稅カ出來ルナラハ、少クトモ當分ハ相續稅ヲ動かサスシテモ可テアリ、又之ヲ動かサヌノカ穩當タトイフ風ニ考ヘタノテアルカ、今、財産稅ハ斷シテ採ラヌ。トイフコトニ定マツテシマヘハ、社會政策的意義アル直接稅トシテハ既存ノ相續稅ニ手ヲ入レテ、其變改増徴ヲ企圖スルヲ適切ト爲スモノテアル。ソシテ一タヒ此ニ向ツテ人ノ注意ヲ向ケタナラハ、勢ノ赴ク所ハ、此ニ於ケル社會政策觀ノ加味ノ度合如何ニヨツテハ、財産ノ或度以上ノ大ナモノノ沒收トイフコトニモ及ヒ得ル。私カ今直チニ其ヲ主張スルノテハナイ。カ此稅ニテハ、夫ノ各財産ニ於テ規則正シク年々繰返ス所ノ財産稅ニ於ケルトハ異ツテ、極端ナ荒療治ヲモ行ヒ易キモノタトイフコトハ覺悟シナクテハナラヌ。兎モ角此稅ハ由來、社會政策上ノ意義アルモノトシテ、獨リ財政家ノミナラス、社會思想家モノ好題目トナツテ居リ、其議論ノ方向ハ周知ノコトテ、殊更ラ多辯ノ要モナカラウト思フシ、其一端ハ既ニ私ノ嘗テ說ケル所テモアツテ、²⁾議論ノ要點ハ先ツ其ニテ盡サレテ居ルカラ今暫ラク措クトシ、ムシロ世ノ批評家カ社會政策觀ニ偏重スルノ結果、動モスレハ閑却セントスル傾アル經濟政策上ノ見地ヲ詳說スル方カ適切テアルト思フニヨリ、時代要求ノ命スル所ニ從ヒ此稅ヲ社會政策的ニ改造スルノ切要ヲ感シツツ

2) 拙著、租稅研究、第一卷、294。

モ、尙ホ却ツテ之ヲ緩和スル材料トモナルヘキモノヲ茲ニ說カウト思フ。

(註一) 例之べらふに於てハ、相續稅テハ社會政策的動機カ最強ク行ハルル。特ニ此ニテハ財産及所得分配ノ大ナル不公平ヲ緩和スル盡力カ現ハルルトイフテ居ル。³⁾

第一段 相續稅ノ經濟上ノ長短ト其辯難

(一) 相續稅ノ短所ト其辯難

(A) 財産元本侵蝕ノ可能⁴⁾ (イ) 相續稅ハ一面ヨリ見レハ、相續人テフ被相續人トハ全ク別異ナ人格者ヘノ一ノ新シキ收得又ハ所得ニ課セラレルモノトイフヘク、隨フテ其カ財産元本ヲ課シ其ヲ侵カスモノトハイフヘカラストモセラレルカ(註二)、併シ他面、個人主義觀ヨリスルモ、相續人カ相續財産ヲ普通ニ取扱フ所ノ態度カラ見テ、彼等ハ之ヲ通常ノ所得トハ異リ、財産元本トシテ取扱ツテ居リ、特ニ社會政策上ヨリシテハ、此稅ニテ單ナル所得ヲ課稅シヤウトイフノテハナクテ過大ナ財産元本ヲ削リ取ラウトモスル所テアリ(註三)、特ニ又日本ニ特異ナル家族制度觀ヨリスレハ、少クトモ其家督相續ノ場合ニハ、相續稅ニヨリテ家ニ屬スル財産元本ヲ侵スコトトモナルトモイヒ得ル。カクテ相續稅ハ屢々其カ財産

3) Bela Földes, Fw. S. 471.

4) 拙著、租稅研究、第一卷、第十一篇、相續稅と財産課稅。

元本ヲ侵スモノトシテ非難セラルル(註四)。

(註二) へつけるハ、相續稅ハ凡ヘテノ稅ト均シク、箇人經濟的權利主體ヨリ拂ハレテ、財產物體ヨリ拂ハレナイ。此カ既ニ課稅サレタル財產ヨリ徵收サルル稅テナクシテ、ムシロ受動的ナル財產移轉、相續財產ノ取得、其生産及營利方便ノ増加ヲ受ケタル且ツ此ニヨリテ其給付能力ノ増加サレタル箇人經濟ノ主體ヨリノ稅テアルトイヒ、えーべるハ、相續稅ハ所得ヲ課稅シナイテ財產ヲ課稅スルカラ、租稅ノ經濟的原則ニ反ストイフ考ハ無力テアル。何トナレハ納稅義務者タル相續人ニヨリテハ相續ハ一ノ財產増加テ、多クノ場合、其給付能力ノ増加ヲ意味スルカラト爲シ、匿名政治家ハ或經濟ノ根幹財產力侵害サレナイ。此ノ如キモノカ相續ニヨリ初メテ増加サレ強メラレタトイフ⁵⁾。凡ヘテ此等ハ相續人ノ取得ヲ見テ立論シテ居ル。

(註三) ぶれーんハ之ニツキ、特ニ社會政策的ノ說ハ、大財產カ社會上ニ好マシキモノテナク、ソシテ相續稅カ本來、此ノ如キ財產ヲ減少スルコトニ向ケラルヘキモノトイフ結果ニ向フトイフテ居ル⁶⁾。

(註四) ばすてーぶるハ、相續稅ハ、所得ノ上ヨリハ資本又ハ蓄積サレタル富ノ上ニ歸ストイフ大ナ經濟上ノ缺點ヲ有ストイヒ、らうハ、相續稅ハ、其高キ額ノ爲メニ財產ノ根幹ヲ侵スト爲シ、むるはるとモ、相續稅ハ常ニ資本ヲ課スルモノテ、所得ヲ課スルモノテハナイ。隨フテ價值成形ノ爲メノ基金ヲ減少シ、國民ニ其所得ノ流れ出ル本タル源ヲ弱ムトイヒ、ふおつけモ、相續稅ニ對スル非難ノ中テ重キヲ成スハ、國民經濟上ヨリ出發シタモノテ、此カ財產ヲ侵スカ故ニ 害トイフコトアルトイヒ、しにーるモ、相續稅ノ第二ノ特徴ハ、此カ固有ノ且ツ眞ノ財產稅トイフコトアル。此ニヨリテ資本カ課稅セラレテ、資本ノ持主カ課セラレナイ。何トナレハ人カ此稅ヲ、財產カ謂ハハ無主トナツタトキニ課スルカラトイフテ居ル⁷⁾。(此相續稅カ無主ノ時ニ課セラルコトニ目ヲ着ケテ、何人ノ財產モノ負擔トナラヌトイフコト、うんぶにんばつはノ如キカアルカ、此ニテハ何人ノトイフ其人カ主テアツテ、

5) Heckel. Lehrbuch. I. S. 423. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 313. Staatsmann a. D., Fw. S. 120.
6) Plehn, Public finance. 4 ed. p. 208.
7) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 591. Rau, Fw. 5 Aufl. II. S. 207. Murhard, Theorie und Politik der Besteuerung. S. 247. Scheel, Erbschaftssteuer und Erbrechtsreform. S. 22. 24. Vocke, Fw. S. 125.

財產其モノノ負擔ニハナルト見ルノカ、少クトモ無主ノ時ノ課稅トイフ見地カラハ當ツテ居ル。うんぶにんばつハ、之ニツキ相續特權(稅)ハ單ニ左ナクトモ規則正シク分配ニ來ル所ノ遺產ニ對シテ要求ヲ爲ス。固ヨリ唯一回其分解ニ際シテアル。此故ニ此ニテハ各人カ其財產ノ負擔ヲ受ケナイ。何レノ存在スル經濟モ傷ケラレナイトイフ⁸⁾。

尙ホ諸多ノ學者ハ自說トセスシテ、唯此種ノ非難カ行ハルト爲ス。例之、へつけるハ、吾人ハ、相續稅ニ對スルニノ非難ニ遇フ。其一トシテ經濟上ニハ、此カ資本及財產部ヲ沒收ストイフ非難ヲ受ケタトイヒ、うにすとハ、相續稅ハ主トシテ此カ資本ノ上ノ稅テ、隨フテ國富ヲ、減少スルコトニ傾クトイフ理由テ非難サレタトイヒ、にーべるハ、人カ、國民經濟上ノ考察ヨリ出發シテ、此稅ヲ財產ノ減少、財產根幹ノ減少トシテ争フトイヒ、わぐなハ、此稅ニ對スル第二ノ主タル、反對ハ經濟的性質テ、人ガ此ニ於テ財產又ハ資本課稅ヲ見ルト爲シ、うんぶにんばつはハ、相續特權(稅)カ國民經濟上ノ根幹財產ノ損害トナリ、此點ニテ根幹財產ニ對スル課稅ト本質的ニ同一ニ働クトシテ見ラレナクテハナラヌトイフ國民經濟上ノ觀察點ヨリノ懸念カ外見上ニハ重大テアルトイフ⁹⁾。

(ロ) 併シ乍ラ、相續稅カ高イトキニハ或ハ遂ニ財產元本ノ侵蝕トナルコトヲモ免レヌテアラウケレトモ(註五)、相當ニ輕イコトサヘ出來ルナレハ、普通ノ人一代ノ間ニ被相續人又ハ相續人又ハ双方ニテ得タル所得ノ中カラ稼キ出スコトノ出來ヌコトモアルマイト思ハルル(註六)。特ニ理性アリ考深キ者ハ、被相續人ノ立場トシテ、其相續人ノ納ムルコトトナルヘキ稅額タケ、自身ノ生命保險ヲ掛ケルコトニヨリテ、此所得ニヨル納稅ヲ了スルコトヲ

8) Umpfendach, Fw. S. 373.
9) Heckel, a. a. O. S. 423. West, Inheritance tax, p. 209. Eheberg, a. a. O. S. 311. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 590. Umpfenbach, a. a. O. S. 373.

計ルテアラウ。其カ出來テ居ラス又ハ不十分ナリシタケテハ、相續人カ一時、財産ヲ擔保トシテ借入ヲ爲シテ納稅ヲ濟マシ、其後ノ所得ニテ借金ヲ返濟スルコトモ出來ル。斯クシテ財産元本其モノヨリ稅カ出サレナイテ、所得カラ出サルルコトカ出來ル。特ニ納稅ノ宥恕又ハ猶豫ナトノ制度カアレハ、尙更ニ之ヲ助クル。カクノ如クニシテ大抵ハ各人ニ屬シタル又ハ屬スルコトトナルヘキ財産元本ヲ賣却スルニ至ラスシテ濟ムテアラウカ、假リニ不注意ニヨリテカ又ハ避クヘカラスニカ、筒々ノ場合ニ財産元本ヲ賣却シテ納稅スルコトカアツタトシテモ、其カ相率キテ外國人ニ向ツテ買手ヲ求メサルヲ得サルホトテナク、優ニ國內ニ買手ヲモ得ル程度テアルナラハ、其買手タル國內ノ何人カノ所得ヲ稅カ拂ハレタコトトナツテ、個人的ニ見レハ或人ノ財産元本ヲ侵シテモ、國民經濟全體ヨリイヘハ財産元本ヲ侵スコトナシトイヒ得ル(註七)。普通人カ普通ノ注意ヲ拂ヘハ人一代ノ間ニ所得中ヨリ產出シ得ルモノテアルナラハ、全體上財産元本ヲ侵サスト見テ良イ。斯クテモ尙ホ財産元本ヲ侵ストイハナクテハナラヌコトアリトスレハ、其ハ餘程ノ例外ノ場合トイフテ良イ。大抵ハ元本ヲ賣却セスシテ拂ヘヤウシ、之ヲ賣却シテモ其ハ國內人ノ所得ニテ買取り得ヤウ。タタ遺產相續(日本ノ稅法ノ意義ニ於ケル)ノ如キハ頗ル重キ課稅ヲ爲シテモ良キ

モノ故、此ニ於テ相續者ヲシテ元本ヲ賣却スルニ非レハ稅ヲ拂ヒ得サルホトトナラシムルコトモ許シ得ヘキテアルカ、此場合ニモ斯ノ如クニ元本ヲ賣ラサルヲ得サルホトノ場合ハ全體上、ソシテ多クハアルマイシ、ソシテ又其賣却サルル財產カ其位ノモノハ國內ニテ買手ヲ見出シ得ヤウシ其タケテハ、矢張り全體上ニ於テハ財産元本ヲ侵サスシテ、國民所得ヨリ出サレタトイフヲ得ル。故ニ此稅カ財産元本ヲ侵スモノト概定シテシマウヨリハ、ムシロ之ヲシテ斯ノ如キモノトナラシメナイヤウニ、相續ノ全體中、最主要ノ地位ヲ占ムヘキ家督相續ニ於テ、人一代中ニ、普通人カ普通ノ注意ヲ以テ其所得中ヨリ蓄積シ得ル程度ノ稅額ヲ極度トシテ稅率ヲ定ムルノ注意ヲ爲スノカ大切ナル。但シ遺產相續ノ一部ニ至ツテハ其カ右ノ度ヲ超ユルコトトナルノモ、其純個人的ノモノタル性質上已ムヲ得ナカラウシ、其位ハ又全體上ハ元本侵蝕ナトイフコトニナラスシテ濟マウト思フ。

(註五) 此稅カ財産元本侵蝕トナルヤ否ヤニツイテハ稅ノ高サノ外、色々ノ元素ニカ、ルガ、¹⁰⁾此稅ノ高サガ其中デ最重要ナル之ニツイテハへつける、こゝん、ほんめるすはいむ等注意ス¹¹⁾

(註六) へつけるハ、此相續稅ニ於テ、全ク有害ナ、國民經濟的發達ヲ妨クル所ノ資本破壞ハ假定スルヲ得ヌ。何トナレバ二ノ稅(相續稅)ノ給付ノ間ニ、通例人一代ノ時期カ存スルカトイヒ、ろつつモ、一六・六〇%ノ大ナ高サニ於ケル遺產稅ニテモ、一代ノ平均年齢ノ三三・三年及五%ノ利率ノ基礎ニ於ケル所得ノ資本化ノ假定ノ下ニ、此

10) 拙著、租稅研究、第一卷、319.

11) 拙著、租稅研究、第一卷、321.

カ資本没収テハナクシテ、此レマデ頗ル宥恕サレタル財産所得ノ一〇%稅ノ追加的要求ノ存スルニ止マルコトヲ示ストイフテ居ル¹²⁾

(註七) うにすとハ、資本ガ、與ヘラレタル場合ニ稅ノ源ニシテ主體トナルコトガアツテモ、之カ爲メ國富力減少セラル、コトカ必スシモ起ラストイフ¹³⁾

(B) 營利資本縮小隨テ營利生活壓迫ノ可能——右ニイフ如クニシテ偶々、義務者カ財産ヲ賣却シテ納稅スルコトカアル其場合ニ其財産カ傳承ノ營利事業ニ投セラレ利用サレツツアルモノテアルトキニハ、當該營利事業ヲ縮小セサルヲ得サルコトトナルノ結果ヲ生スルトイフ不利カアル(註八)。尤モ此ハ前ニイフ所カラモ想像セラルル如ク、實際ソナニ多ク生スルコトテハナク、又此種ノコトハ他ノ稅例之、營業稅トイフカ如キモノニモ起リ得ルコトテアル。加之、社會全體トシテ見レハ、一方ニ斯ノ如クニシテ資本ヲ減少シ營業ヲ縮小スルモノノアルトキニハ、他方ニ其資本及活動ヲ擴張スルヲ得ル者ヲ生スルコトニモナリ得ルトイフコトモアル。カ兎モ角一部ノモノニ或困難ノ生シ得ルコトハ確カテアリ、其ハ此稅ノ弱點トイヘハイヒ得ル。

(註八) へつけるハ、吾人ハ相續稅ニ對スルニ非難ニ遇フ。其一トシテ此カ生産方便ヲ破壊シ、隨テ箇人經濟的活動ヲ繼續的ニ傷クルコトノ非難アリト爲ス¹⁴⁾

12) Heckel, a. a. O. S. 423. Lotz, Fw. S. 562.

13) West, l. c. p. 209.

14) Heckel, a. a. O. S. 423.

(C) 勤勉節約抑制ノ可能——(イ) 此稅ハ又人ノ勤勉及節儉ヲ抑ヘ又ハ少クトモ之ヲ進メサル傾アリトシテ非難セラルル(註九)。特ニ其稅率ノ高キニ於テ一層此傾アリトセラルル(註一〇)。其ハ蓋シ特ニ被相續人ノ立場トシテ人カ、相續財産ヲ殘サナケレハ稅ハ課セラレス、之ヲ殘セハ課セラレ、而カモ其カ大キケレハ大イホト絶對的ノミナラス相對的ニモ高イ稅ヲ取ラルルトイフトキニ、動モスレハ相續財産ナト殘スマイ、多クハ殘スマイナトイフコトニ考ヘ得ルカラテアリ(註一一)、相續人トシテモ其受クル所ノ財産カ不勞ニテ得タ所テアリ旁々、動モスレハ彼カ其繼承シタル財産其モノヲ繼承シタリトハ考ヘナイテ、其中カラ稅ヲ引イタ殘リタケヲ繼承シタリトノ感ヲ懷イテ、其後ノ努力節約ニヨリテ稅ヲ回復シヤウト考ヘサルコトトナリ得ルカラテアル(註一二)。

(註九) らうハ、相續稅ハ夫ノ年々ノ稅ノ如クニハ貯蓄ニマテノ刺戟ヲ與ヘストイヒ、ぶれーんモ、此稅ハ明カニ節約ト集積トヲ抑制シ、隨テ資本ノ發達ヲ縮小スルコトニヨツテ社會上破壞的ナモノテアルトイヒ、すたんぶモ、或稅ニ對シ最屢々イハルルコトノ一ハ、資本ノ集積ヲ妨クルコト又ハ資本ヲ浪費スルコトノ其結果テアツテ、相續稅ハ恰カモ此ノ如キ批評ヲ受クヘキモノトイヒ、ひるぶらうんハ、此稅カ特權ナキ財産ノ集積ヲ抑ユルコトトナルトイフ¹⁵⁾

(註一〇) ばすてーぶるハ、如何ニ遙カ弊害カ實際生スルカハ富ノ集積カ自動的トナル度合ニ係リ、隨ツテ大ニ、其

15) Rau, a. a. O. S. 207. Plehn, l. c. p. 209. Stamp, The fundamental principles of taxation. p. 144. Hillebrown, The A. B. C. of taxation. p. 151.

課セラルル所ノ稅額ニカカル。此稅ヲ十分高キ點ニ置クコトニヨリテ貯蓄ノ進行力、近世國家ノ最繁榮ナル處テモ止メラルルコトトナルテアラウ。此故ニ斯カル危險ヲ避クル爲メニ賦課率ニ於テ相當ノ制限ヲ考フルコトカ必要ナルトイヒ、ろつしや一ハ、國及時代ノ性質ニヨリテ頗ル異ツタ限界カアツテ、其ヲ超ユルコトカ義務ノ墮落シタル爭ヲ生シ、之ニヨリテ勉強及貯蓄ノ動力ヲ大ニ弱メルコトトナルモノテアルトイフ。¹⁶⁾

(註一一) につちハ、人ニ其勞働ノ結果ヲ自由處分スル權利ヲ奪フコトニ於テ、人ハ最有力ナル箇人的自主權及生産ノ最強キ刺戟ノ一ヲ破壊スルコトヲ恐ルルトイヒ、ぼーリゆーモ、單純ナル經濟的觀察點即チ生産増進ノ見地ヨリイフトキハ、死者ノ財産カ、其家族又ハ其ノ指定スル相續人ニ移サルコトカ、人類社會ニ資本ヲ増加スル爲メノ主要條件タルコトハ爭フヲ得ヌ。愛人ニ其活動ノ結果ヲ殘スコトノ見込又ハ保證ホト貯蓄ヲ刺戟スルモノナシトイヒ、むるはるとモ、人民ノ財産カ唯々當時ノ持主ノ死マテノミ國家ヨリ保證サレ、其後ハ一部國庫ニ歸スヘキ稅ニ於テ、國民ノ勤勉カ傷ケラレスシテ濟ムヘキヤ、國富ノ増加ニツキ而カク重要ナル貯蓄心カ斯カル法律ニヨリテ傷ケラレ加之停止サレスシテ濟ムヘキヤ、有要ナル價值成形ヲ進ムヘキ資本ノ集收及收得力之ニヨリテ刺戟ヲ失ハスシテ濟ムヘキヤトイフテ居ル。¹⁷⁾

(註一二) 21-22 へるひハ、相續稅カ自己ノ勞働ニヨリ得ラレスシテ往々ニシテ全ク偶然ニ歸屬スル財産ノ負擔トナルカラ、相續人ニ於テ通例租稅ニヨリ吸收サレタル額ヲ再ヒ齎ラサントスルノ刺戟ヲ缺クトイフコトカイハルト爲シ、ばすていぶるモ、收得ノ時ニ於テ富ノ與ヘラレタル塊カラ一部ヲ取去ルコトカ、新所有者ヲシテ稅ノ引去ラレタル殘高ヲ以テ管テ存在シタ凡ヘテノモノト見ナスコトニ導クトイヒ、こつさモ、租稅資本ノ假令徐々トハイヘ復舊ニマテ相續人ヲ動かスコトヲ得ル凡ヘテノ刺戟ノ缺乏ニヨツテ、財産ヲ減少スルコトトナルトイフ非難アリト爲ス。¹⁸⁾ 尙ホ之ニツキテハ租稅研究第一卷三二六頁參照。

- 16) Bastable, l. c. p. 592. Roscher, Fw. 5 Aufl. I. S. 435.
 17) Nitti, Principes. p. 515. Beaulieu, Traité. 5 éd. l. p. 510. Murhard. a. a. O. S. 248.
 18) Eheberg, a. a. O. S. 311. Bastable, l. c. p. 592. Cossa, Fw. S. 101.

(ロ) 併シ他面カライフト、夫ノ傾向ハ多分ソシクハナカラウト考ヘラルル。トイ

フノハ先ツ被相續人カラ見テ、稅ニヨリテ相續財産ノ全部沒收トモナラハ或ハ之ヲ殘スコトヲシナクナルカモ知レヌケレトモ、サウテナク單ニ其一定割合ヲ取ルニ止マルトイフ以上ハ、彼ハ其愛人ノ爲メニ又ハ日本ナレハ家ノ爲メニ又ハ更ラニ多ク殘スコト自身ニ於イテノ名譽欲又ハ止ムニ止マレヌ情念ノ爲メニ、一層多クヲ殘サウト思ツテ勤勉節儉ヲ爲スコトトナリ得ル。却テ此稅アル爲メニ其ヲ出來ルタケ埋合サウトシテ勤勉節儉ニ一層ノ刺戟ヲ受クルコトトサヘナリ得ル(註一三)。又若モ彼ニ眞ニ國ヲ愛スルコト自己ヤ自己ノ愛人ヲ愛スル以上テアルコトカ出來、國家ヲ以テ大我也トマテ觀念スルコトカ出來ルナラハ、全相續財産ヲ取ラレタトシテモ尙相當ニ勤儉ヲ勵ンテ已マヌテアラウ。況ヤ稅ニヨリテ其一部ヲ取ルニ止マルトイフニ於テ、之カ爲メニ其勤儉ヲ鈍ルトイフ程ノコトハアルマイ。或ハ又人カ愛人ニ多ク殘シ得トイフコトカナクテハ懸命ニ努メヌトイフケレトモ、考ヘヤウニヨツテハ、アマリ多ク愛人ニ殘スコトハ、却ツテ其ノ愛人ノ爲メニナラヌトイフコトモアリ得ル(註一四)。尤モ斯カル工合ニ愛人ノコトヲ考ヘルコトヲ普通人ニ望ムコトハ或ハ無理カモ知レナイ。又強烈ナル愛國心ヲ多クノ人ニ期スルノモ無理テアラウ。ソシテ

多クノ人ハ唯譯モナク愛人ニ多クヲ殘スコトニ重キヲ置クテモアラウ。其ニシテモ稅カ掛
 カツテモ其カ全相續財產ヲ取ラスシテ單ニ一定部ヲ取ルニ止マル以上ハ、人々ハ矢張り其
 愛人ニ殘シ得ルモノヲ出來ルタケ少テモ多クシヤウト思ツテ努力スルテアラウ。更ラニ相
 續人ノ立場ニ於テ彼カ從來多クハ非獨立ノ倚屬者テアツタモノカ今相續ニヨツテ或財產ノ
 持主トナツタトキ、又從來ヨリシテ別ニ財產ヲ持ツテ居タトシテモ相續ニヨリ無努力ニシ
 テ或モノヲ得タトキハ、彼ハ動モスレハ氣カ弛ミ、ムシロ多少ノ浪費ヲモ爲シ兼ネマシキ
 傾ヲモツ(註一五)。此際ニ當リ相續稅ヲ取ラルルトキニ、其カ幾ラカ彼ノ反省ヲ促スコトト
 ナリ、其時ニ於ケル相續稅ヲ拂フ爲メニモ、又ハ次キノ被相續人トシテ負フヘキ相續稅ノ
 準備ヲ完フスル爲メニモ一層ノ勤勉節約ヲ爲スコトトナラシメヤウ。勿論其ハ相續人タル
 國民ノ性質ニモ依ルコトテ一概ニ然リトハイヘナイカ(註一六)併シ相當ニ發達シタ文明國民
 ナレハ大體之カ爲メニ却ツテ努力節約ヲ刺戟セラレ、少クトモ大シテ其意氣ヲ阻喪サルル
 コトトハナルマイ。要スルニ此見地ニ於テハ相續財產ノ全部ヲ取ラヌコトカ必要テ然ラザ
 ル以上ハ憂フルホトノコトハ、マツナカラウト思フ。

(註一三) わぐな一ハ、相續稅ハムシロ増加スル貯蓄ニ進メラルル。何トナレハ被相續人即チ家長カ其貯蓄努力ニ

ツテ相續稅額ノ補償ヲ眼中ニ置クカラトイヒ、うはすとモ、此稅カ勤勉ト節儉トヲ阻喪スヘシトイフ非難ハ殆ソト
 或他ノ稅ニ於ケルヨリ少ク此ニ當ル。死ハ通例遙カ遠キ將來ノ出來事ト見ラルル。ソシテ人心ノ中ニハ著シキ地位
 ヲ占メナイ。若モ人カ其相續人ニ殘ス爲メ財產ヲ蓄積スル意向ヲ有ツナレハ、彼ノ盡力ハ其貯蓄ノ一又ハ二%カ國
 家ニ行クコトノ考ニヨツテ減少サレナイテ、恐ラクハムシロ増加サルテアラウ。相續稅ハ所得稅ヨリモ勤勉ヲ阻
 止スルコト少ク、財產稅ヨリモ節儉ヲ阻止スルコト少シトイヒ、わるか一モ、穩カナル相續稅ハ資本成形ヲ妨ケス
 ト爲シ、ろつつハ、高キ相續稅ニ於テ、任意ナル使用又ハ奢侈的支出ノ制限セララルトイフ偶々生スル影響ヲ舉
 ク¹⁹⁾

(註一四) 之ニツイテハカーネーギ一カ巧ミニイフテ居ル²⁰⁾

(註一五) ぶあいふあ一ハ、左ナクトモ而カク豫期セサル財產ノ流入ハ決シテ一般ニ良ク利殖サルルトハ限ラナイ。
 相續稅ナクトモ、各人ハ少クトモ相續財產ノ一部ヲ其娛樂ノ爲メニ支出スルコトニ傾キ、之ニヨツテ一様ニ資本ノ
 破壊カ生ストイヒ、ぶあうモ、偶然利得ハ通例甘ク得ラレタモノトシテ浪費サルルトイフテ居ル²¹⁾

(註一六) こつさハ、國庫ニ拂ハルル資本ヲ再ヒ生産スル可能ハ、相續人ノ精神的及道義的ノ性質、其方便及慣習ニ
 係ツテ、租稅ノ性質ニカカラスト注意シテ居ル²²⁾

(D) 資本國外驅逐ノ可能——或ハ此稅アレハ、資本ヲ國外ニ驅逐ストノ非難モアリ得ル²³⁾
 此モ全ク無シトハイヘナイシ、特ニ他國ニ比シ餘リニ高イトキニハ一層起リ得ル所テハア
 ルカ、今日各國共、可ナリ高キ相續稅ヲモツトキニ、此弊ノ生スルトイフ恐ハ餘程少イ。
 他ヨリモ少々位ノ割高トイフノナレハ、人々ハ先ヅ在來ノ住ミ慣レタ國ニ定住シ、其ニ財

19) Wagner, a. a. O. S. 590. West, l. c. p. 212. Walcker, Fw. S. 56. Lotz, a. a. O. S. 563.
 20) 拙著、租稅研究、第一卷、297。
 21) Pfiffer, Staatseinnahmen. II. S. 326. Pfau, Industriepolitische Gesichtspunkte in der Besteuerung. S. 54.
 22) Cossa, a. a. O. S. 102.
 23) West, l. c. p. 212.

產ヲ置クコトヲ以テ生活ノ安易及財産ノ安全ノ爲メニ選フヘシトスルテアラウ。

(二) 相續稅ノ長所

(A) 努力不抑制——相續ハ少クトモ相續人ノ純個人的見地ヨリ見レハ、一ノ不勞收得テ經濟上特ニ宥恕ヲ要スルモノテナイ。之カ課稅ノ爲メニ、經濟上ムシロ保護スヘキノ價値アル努力ヲ抑制スルコトトナラヌ傾カアル(註一七)。此ハ此稅ノ長所テアル。尤モ此稅ノ存在カ他方ニ、被相續人ノ努力ノ結果ヲ課稅スルノ故ニ、多少其努力ヲ鈍ラスコトカナイトハイハヌカ、其方ノ辯駁ハ前ニイフ如シトシテ、此カ相續人ノ立場ニアル者ノ努力ヲ抑ユルコトハ少イ。此ニテモ全クナイトハイヘナイ。彼カ次キノ相續ニ於ケル被相續人ノ立場ノコトマテ考ヘテ努力ノ鈍ルコトモアリ得ル。併シ普通ノ所得ヤ收益ヲ所得稅ヤ收益稅ニテ取ラルル場合ノ如ク、現實ニ於ケル自身ノ努力ノ結果ヲ取ラルルト異ルカラ、其ノ爲メニ努力ヲ鈍ルトイフコトハ比較的ニ少イ。

(註一七) ろつしやーハ、相續稅カ非常ニ稀ニ、勞働ニヨリテ得ラレタル財産増價ヲ課稅スルトイフ事情モカ、此稅ヲ勸メシムルトイフテ居ル。²⁴⁾

(B) 營業不干涉——相續稅ハ大體、普通ノ所得稅ヤ收益稅ノ如ク營利事業ニ直接干涉スル

24) Roscher, a. a. O. S. 435.

コト少ク、年々干涉スルノテモナク、隨フテ營利生活ヲ壓迫スルコト少シトイフ長所ヲモツ(註一八)。勿論被相續人ノ不注意等ノ爲メニ、相續人カ納稅ノ爲メニ財産、隨フテ營業ノ基礎トナルモノヲ賣却シ營業ヲ縮少シナクテハナラヌコトモ生シ得ルカ、其ハムシロ全體上例外ト見ルコトカ出來ル。又其ハ或度マテハ宥恕猶豫規定ニヨリテ救濟サレ得ル所テモアル(註一九)。

(註一八) ほんめるすはいむハ、相續稅ハ通例、營利過程ニ干涉セス、隨フテ經濟生活ヲ不良トセサルノ故ニ目的ニ適フトイフテ居ル。²⁵⁾

(註一九) ほんめるすはいむハ、經營ノ繼續カ相續稅ノ爲メ困難トセラルルタケテハ、納稅猶豫及分割支拂ノ許與ニヨツテ救濟セラルルト注意シテ居ル。²⁶⁾

第二段 相續稅ノ構造ニ於ケル經濟政策上ノ考慮

(一) 其消極的考慮——上記相續稅ノ非難ヨリシテ、其構造ニツキ經濟上、當然考慮シナクテハナラヌコトハ(1) 其稅率ヲ定ムルニツキ相續財産ノ全額沒收トナラヌヤウニ爲スコト、(2) 及特ニ日本ノ家督相續ノ如キ主要ナ相續ニテハ、普通人カ普通ノ注意ヲ以テ其一代中ニ、

25) Hommelsheim, Erbschaftsabgabe. S. 13—4.

26) Hommelsheim, ebenda. S. 14.

其所得中ノ蓄積ニテ拂ヒ得ル度ノ稅額ヲ極度トスルコトテアル。此ハ上記ノ說明ニヨリテ明カナコトヲ重ネテ說クニ及ハヌ。タタ併シ此ハ單ニ經濟上ノ考慮テアツテ、別ニ此稅ニ關シテハ社會政策上ノ考慮モアルノテ、其トノ調和ヲツケルニツキ、其社會政策ニ重キヲ置クノ結果トシテ、右ノ經濟上ノ考慮ニ多少制限ヲ加フル必要ヲ生スルコトナシトハセヌ。併シ其ニシテモ經濟上ヨリシテノ考慮モ亦相當ニ顧ミラレナクテハナラヌモノテアル。

(二)其積極的考慮——(A)處テ更ラニ進ンテ積極的ニ各人ノ勤勉及節約ヲ進メルカ如キ政策ヲ此稅ノ構造上ニ考慮スルナラハ、其ニハ相續稅ヲ固有ノ相續稅即チ相續財產取得稅ト、遺產稅即チ相續財產稅トニ分チ、ソシテ其後者ニ於テ其財產ノ塊ノ中ニ就キテ被相續人カ其先代ヨリ繼承シタ價值ト、彼自ラ一代ニ殖シタ分トヲ區分シ、前者ニ後者ヨリモ重キ率ヲ課スルコトトシテハ何ウカト思ハル。勿論、其被相續人カ其一代ニ何等増産セス、又ハムシロ減産シタトキニハ、其人ノ相續財產ニハ單ニ重キ方ノ率ノミヲ適用スヘキテアル

(註二〇)。

(註二〇) 私ノ此案ハリぐなのノ案カラ思ヒ替イタノテアリ、之ヲ變形シタ所テアル。ソシテハリぐなのノ原案ハ

左ノ如クテアル。即チ彼ノ案ハ生産努力獎勵ノ生産政策上ノ目的ト、富ノ集積ヲ妨クル社會政策上ノ目的トヲ兼ネタモノテ、詳クイフト、生産ヲ抑ユルコトナシニ、一代ヨリ他代ニ相續セラルル富ノ無限ニ移ルコトヲ妨クルコトニヨリテ、所得ノ一層大ナル公平ニ導クトイフ二重ノ効能ヲ有ツモノテアル。彼ノ主ナル考ハ相續稅ヲ時代累進トスルコトテ、相續ニヨリテ課稅財產カ人ノ手ヲ變ユル度數ニ應シテ稅率ヲ増加スルノテアル。例之、甲カ其自ラ積ミ累ナル財產ヲ乙ニ殘ストキ、原始的ノ稅ヲ其財產ノ三分一トスレハ、次キニ乙カ其死亡ニ際シ、甲ヨリ受タル財產ト彼自ラ積ミタル財產トヲ丙ニ殘ストキハ、此場合ノ稅ハ甲ヨリ受タル財產ノ三分二ヲ取り、乙ノ積ミタル財產ノ三分一ヲトル。更ラニ丙ノ死亡ニ際シテハ稅ハ、甲ヨリ出テタル財產ノ殘ノ全部ヲトリ、乙ヨリ出テタルモノノ三分二ヲ、丙ヨリ積マレタルモノノ三分一ヲトル。斯クテ二人ノ相續者ヲ經タル後ニハ、富ノ集積ノ全部カ國ニ吸收サルコトトナル。尤モ此全部吸收シ盡サルマテノ長サハ必スシモ斯ク一概ニ定メルニ及ハス。實際ニハ其稅率及財產ノ最後ノ吸收前ニ經過スヘキ時ノ長サハ、其課稅國ノ經濟及社會的狀態、及財政上ノ必要ニヨリテ變化シ得ルカ、大體ノ仕組ハ以上ノ如クテアル。²⁷⁾

(B)此方法ニハ確カニ(イ)經濟上ノ利益カアル。之ニヨリ現相續ニ於ケル被相續人カ此事アルヲ豫想シテ、其生存中ニ一層勤勉シ節約ヲ爲スコトトナル。普通ノ相續稅テアレハ彼カ折角大ナル努力ヲ爲シテ相續財產ヲ大クスルト、爲メニ全體ノ相續財產カ高率ヲ課セラレルノニ、此方法ニヨレハ彼ノ生存中ニ増シタ分ハ幾ラ多クナツテモ、先代ヨリ受ケタモノト區別シテ輕率ヲ課セラルルカラ、彼ノ努力甲斐カアルトイフコトニナリ、且ツハ先代ヨ

リ受ケタモノニハ重キ率ノ課セラレルタケ、後繼者ニ多ク殘サウト思ヘハ、自ラ一層努力スル必要モアルノテ、其努力ヲ刺戟サルコトトナル(註二二)。此ニヨリテ相續稅カ動モスレハ被相續人ノ勤勉節約ヲ抑制ストイフノ缺點ヲ、餘程緩メルヲ得ルコトニモナル。

(註二二) ろびんそんハ、リヴナのノ案ヲ評シテ、新制度ノ下ニハ相續スル人ハ彼自ラ富ヲ集積スルコトニ一層大ナ欲念ヲ有ツテアラウ。其ハ彼カ其前ニ相續シタル富ノ小部分ノミヲ後繼者ニ移シ得ル爲メニ又ハ全ク其何モノヲモ移シ得サル爲メニ、而モ彼ノ殘ス所ノ額カ全體トシテ彼ノ相續財產ニ於ケル稅率ヲ増加シナイ爲メテアル。——此案ノ大ナ利益ハ、此カ既ニ存在スル富ノ古キ集積ノ上ニ、頗ル重ク課セラレ、ソシテ所得ノ現在ノ不公平ニ對應スルノニ、此カ新シキ富ノ上ニハ輕ク課セラレ、相續財產ニ依賴スル可能ヲ減スルコトニヨリテ、新シキ富ヲ蓄積スルコトノ刺戟ヲ或階級ノ爲メニ増加スルコトトナル事テアルトイフテ居ルカ、其ハ私ノ案ニモ當ル。

(ロ) 併シ此案ニ弱點カナイトハイヘナイ。何レモ相當辯護ハ出來ルカ、兎ニ角多少顧慮スヘキモノハアル。(1) 第一ニハ此カ爲メニ生産政策上ニハ有利ニナツテモ、恰カモ其爲メニ富ノ増加ヲ勸メ富ノ集積ヲ促シテ、社會上不都合テハナイカトイフコトテアル。併シ此方法ニヨリ一代ニ増シタ富ヲ輕課スルトシテモ、別ニ先代ヨリ繼承シタモノヲ重課スルコトカアリ、ソシテ別ニ又相續財產取得稅カアツテ、大財產ニハ相當ニ重イ課稅カ行ハレヤウカラ、全體上大シテ富ノ過大ナル偏重又ハ集積ヲ生スルホトトハナルマイ。此レ位ノ程

28) Robison, l. c. p. 88-9.

度ノコトテ生スル財產増加ハムシロ全體上認ムヘキモノトイフノカ適當テアル。(2) 或ハ給付能力ノ見地ヨリ、相續財產ヲ二分シテ稅率ヲ區別スルノハ無意味テナイカトイフ非難カ起リ得ル。如何ニモ相續人ヨリ見レハ、其取得スル相續財產カ先代ヨリ來ヤウカ、先々代ヨリ出テヤウカ別ニ給付能力ニ差別ハナイトイハナクテハナラヌ。ケレトモ此ニ問題トナツテ居ルノハ遺產稅テアリ、此稅ハ形式上ハ相續人カ義務者トナルトシテモ、實ハ被相續人ニ代ツテ納稅セシムル趣旨ノモノテ、被相續人カ存生中ニ動モスレハ捕捉ヲ免レタノヲ此機會ニ捕捉シヤウトイフ意味モアル。ソコテ此被相續人ヨリ見レハ、彼カ先代ヨリ無爲ニシテ得タモノヨリモ、彼自ラノ努力ニヨリ得タモノ(勿論中ニ一部ハ、社會ノ力ニヨル分子モアルカ、少クトモ一部又ハ一大部ハ彼自ラノ力ニ依ル)ノ方ヲ一層惜シイト考ヘ、此ヨリ稅ヲ出スコトヲ彼ヨリ出スヨリモ一層重キ苦痛ト感シ、隨フテ此ニ於テハ彼ニ於ケルヨリモ輕率ヲ課セラルルコトヲ至當トスル能力上ノ説明ハツキ得ル(註二二)。(3) 更ニ家族制ノ見地ヨリ、此課稅ノ結果トシテ、舊家タル財產家ニ於テ、新進ノ家ニ於ケルヨリモ重ク課セラルルコトトナリ、特ニ舊家ニ於テ無能者相次クカ如キ場合ニハ、舊家カ益々比較的ニ重ク課セラレテ其衰滅ヲ來タス。此ノ如キハ家族制ノ維持上不得策トイフコトモイ

と得ル。如何ニモ舊家ヲ出來ルタケ保持スルコトカ望マシク、急激ニ其衰亡スルノハ避ケ
ナクテハナラヌカ、併シ其主人ニ無能者相次ク場合ノ如キ、其マテモ保護スル譯ニハ往カ
ヌ。能力者カ無能者ニ代ツテ頭ヲ出スノハ避ケヘカラサルコトモアリ、又公平ナルコト
テモアリ、更ラニ其ニヨリ新陳代謝シテ社會ニ生氣ヲ與フル所以テモアル。此課稅法ニ見
ル程度ノ差等課稅ノ爲メニ無能者ノ出タ舊家カ多少不利トナルトモ其ハ怨スヘキコトヲア
リ、又ムシロ獎ムヘキコトモアル。又見様ニヨリテハ、舊家ニシテ無能者ノ所ノ家カ衰
ヘテモ、其ハ有産者トシテ衰ヘタマテテ、名義上ノ家ハ矢張り全滅シタノテナク、社會ノ
何處カニ存續シテ居ル。ソシテ無能者ノ家ハ衰ヘテモ他方ニ有能者ノ家カ興リ、即チ或特
定ノ家カ盛トナリテ他ノ特定ノ家カ衰ヘ、ツマリ或特定ノ家ノミカ永ク常ニ盛ンテハナイ
トイフタケテ、社會全體ノ家ハ矢張り存續シ其中ノ何レカカ繁榮シテ居ル。家族制度ハ全
體トシテ見レハ少シモ壞レハセヌ。併シ所謂家族制度ヲ喧シクイフ人ハ左様ナ意味テハナ
クテ、特定ノ古キ家ノ存續繁榮ヲ期スルノカモ知レナイ。併シ其レテアルト今日ノ時代思
潮カライヘハ隨分不公平ナ偏見テアツテ、感心ハ出來ナイカ、併シ又其モ一箇ノ說トシ
テ、其ニ都合良クシヤウトスルナラハ、私ノ上記ノ案テハイケナイ。ムシロでういつつニ

出テ居ルヤウナ相續増價稅ノ方カ適切テアル(註二二)。併シ其ハ私ノ案ノ如クニ經濟政策上
ノ目的ニハ適ハナイ。ソコテ問題ハ此經濟政策上ノ目的ト、所謂家族制度上ノ目的(其ニ
ハ不公平ヲモ伴フカ)ト何レカ重キトイフコトヲ決スルヨリ外ハナイコトナル。(4)更ニ
此課稅ニ技術上ノ面倒カアル。即チ夫ノ差別課稅スルニツイテノ課稅標準ノ計算カ多少面
倒テアル(註二四)ケレトモ其ホトノ面倒ハ此ハ何稅ニ限ラス避ケヘカラサル所テアルトシテ
辛抱シナクテハナラヌ(註二五)。特ニ物價ノ變化ニヨリテ課稅上ニ疑問ヲ生スル。例之、先
代ヨリ繼承シタル財産トイフモ、其ヲ財産ノ内容タル一々ノ物體ニ依ルコトハ出來ヌ。所
詮貨幣價值ニテ計ルコトニナルカ、物價カ二ノ相續ノ間ニ非常ニ騰ル場合ノ如キニハ、實
ハ先代繼承以來一向ニ増産シナイ場合ニモ、貨幣價值ノ上カラハ増産シタコトトナツテ現
ハルル。之ヲ斟酌スルカ何ウカカ一ノ問題テアル。精密ニヤレハ豫メ物價指數ヲ記録シテ
之ニヨリテ斟酌スルコトトシナクテハナラヌカ、併シ其處マテ精密ニ行ハス、凡ヘテ一
切、單ニ貨幣價值ノ標準ニノミ從フトシテモ良イ。之モ稅法トシテハ増價稅ニ先例ノアル
所テアル。

(註二二) リぐなのーモ次ノコトヲ示シテ居ル。或人カ富ヲ相續シタトシテ、彼カ彼自ラ集積シタモノニハ、彼カ先

代ヨリ相續シタト同一額ヨリモ一層大ナ價值ヲ有ツト示シテ居ル²⁹⁾

(註三) であらういつつハ、此税ニヨリテ、夫ノ相續税(普通ノ)カ、非常ニ古キ時以來相續シ來ツタ財産ヲ斷ヘス縮少ストイフ相續税ノ缺點カ排除セラルトイフテ居ル³⁰⁾

(註四) ろびんそんハ、此種ノ新税(リグなの)ノ案ノ行政ニハ確カニ大ナル技術上ノ困難アルヘシト注意シテ居ル³¹⁾カ其ハ私ノニモ當ル。

(註五) ろびんそんハ併シ更ラニ附記シテ居ル曰ク、或度マテハ此税ニテ相續財産ノ最小額ヲ免稅トスルコトニヨツテ此困難カ減セラルヘク——他方ニハ相續財産ノ處理ニツイテノ相續人ノ權利カ、其不當ナル遺脱ヲ防ク爲メニ、嚴格ニ制限サレ且ツ定義サレナクテハナラヌ。併シ必然此税ニ、他ノ大ナル直接税ノ或モノヨリモ一層多クノ困難アリト考ヘル明ナ理由ハナイト³²⁾

結 論

以上要之、相續税ニハ、經濟上ヨリ見テ財産元本侵蝕、勤勉節約抑制等ノ弱點カアルカ、別ニ若干ノ長所モアリ、ソシテ其弱點モ大體辯解カ出來、特ニ課稅法ノ構造ニヨリテ之ヲ大體避クルコトカ出來ル。ソシテ尙其上ニモ之ヲシテ積極的ニ經濟ノ進歩ニ貢獻セシメヤウトスルノニハ、取得税ノ外ニ遺產税ヲ設ケテ、此ニテ被相續人ノ一代ニ積ミタルモノヲ其先代ヨリ受ケタルモノヨリモ輕課スルコトノ試ミカ適切テアラウト思フ。

29) Robinson, l. c. p. 88.

30) Dewitz, Erbzunwuchssteuer als Besitzsteuer. S. 46.

31) Robinson, l. c. p. 88.

32) Robinson, l. c. p. 88.

第五部 消費稅

第十編 綜合的奢侈稅ノ批評

緒 言

消費稅ハ由來頗ル發達シテハ居ルカ、併シ實ノ處、複雑多様、不統一テアリ、其間ニ體系カ甘ク出來テ居ナイ。勿論之ヲ整理シタナラハ、或度マテハ體系ハ立ツ。併シ其モ實ニ或度マテテアツテ、到底完成ハ覺束ナイ。例之、日本ノ消費稅テモ其中ヨリ必要品稅ヲ取除キ(註一)、多少トモ奢侈的意義アル物ノ稅ノミヲ殘シ、其モ奢侈重課ノ方針ノ下ニ奢侈ノ度合ノ大小ニ應シテ差等付ケタ課稅ヲ爲スコトニ依リテ一應ノ公平ニ適フタ消費稅體系ハ出來ルカ、併シ其トテ諸多ノ稅ノ集合カラ成ルカラ其間ニ負擔ノ偏傾ヲ生スルコトナラヌトハ保證カ出來ナイ。所詮消費特ニ奢侈的消費ノ大小ニヨリテ課稅シヤウト思ヘハ、消費者タル人ヲ中心トシテ、此ニ於ケル綜合的ノ消費稅ヲ作ルノテナケレハ完全ニハナラナイ。或ハ此ノ如キモノノミテ消費稅ヲ作ルカ、其テ不安心トイフナラハ從來歴史的ニ發達

シ來ツタ消費諸稅ヲ改良輕減シテ存置シ、其外ニ別ニ綜合的消費稅ヲ設クルモ可テアラウト考ヘラルル。勿論此ノ如キモノノ構成カ多少困難テハアル實行カ困難トイフコトハ認メナクテハナラヌカ、原則上希望スヘキモノトイフコトハ争ヒハナイ(註二)。斯クテ私モ嘗テ之カ成形ヲ試ミタコトアル所テアルカ、其後入手シタ所ノもんばーどノ消費所得稅トイフ書物ヲ見ルト、類似ノ考カ出テ居ル。其ハツマリ、人ノ一定年ノ所得中カラ、其年ニ於ケル財產増價額ヲ引去リ、更ラニ其ノ人ノ家族ノ人頭當リ一定最小消費額ヲ引去リタル殘額ニ累進課稅ヲ行フモノテアル¹⁾。氏ノ著書ハ一九一六年ニ出テ居ル、カ私ノ夫ノ文章ヲ書イタノハ一九一六年ト一七年トノ兩度テアリ、當時大戦中テ氏ノ著書ヲ手ニ入レルコトノ出來ナカッタ所テアツテ、期セスシテ類似ノ考ニ到達シタノテアル。今之ヲ讀ミ之ヲ重ネテ考フルニ就イテ萬感交々到リテ、再ヒ一文ヲ成ササルヲ得ナクナツタ。仍ツテ茲ニ氏ノ案ニ對シテ聊カ評論ヲ試ミヤウト思フ。或ハ奢侈稅ハ過去ノ稅也トカ遠キ未來ノ稅也トカ一概ニ評シ去ラントスルモノモアルケレトモ(註三)、此ノ如キハ所謂奢侈稅トシテ特定物體ニ課セラルルモノニハ當ルカ、人的綜合的ノ奢侈稅ニハ酷評テアツテ、此ハムシロ近ク現實性ヲ示スコトノアリ得ルモノテアラウト私ハ考ヘテ居ル(註四)。

1) 拙著、租稅研究、第一卷、460—462。拙著、財政問題、619。以下。
2) Mombert, Ein Verbrauchseinkommensteuer für das Reich.

(註一) 消費稅ニ於テ生活必需品ヲ避ケテ不要品ヲ選ムヘキコトハ一般ニ認メラルル所テアル。むるはると、びーらざつく、ほつふまん、べるぎうす、うんぶにんばつは、りんぼふ、匿名政治家、ばすてーぶる、べらふにるです、らう等³⁾

(註二) 私カ一般ニ奢侈稅ノ長短ニツイテ述ヘタモノニ依ツテ推スコトヲ得ル。尙ホ此論文ノ本文ニヨリ一層適確トナル。

(註三) あうあばつはハ、大戦争前ニハ奢侈稅ハ多クノ國ノ行政ニテ全ク之ヲ缺キ、又ハ此カ他ノ稅ノ傍ニ小重要ノ稅トシテ立テ、ムシロ歴史的骨董品トシテ及未來ノ稅トシテ見ラレタトイフテ居ルカ、其他、從來ノ普通ナル奢侈稅ニ對スル批評ハ實行上ニ關シテハ不利ナルモノカ少クナイ。例之、わぐな一ハ、直接奢侈稅ハ原則上、純財政上及社會政策上ノ觀察點ヨリ理由附ケラルルヲ得ルカ、實際上及租稅技術上ハ唯タ例外的ニノミ勸ムヘキモノト爲シ、にーべるひモ、奢侈品稅ハ一般公正感情ニハ適フカ財政上ハ小收入テアルト爲シ、こんらーどモ、此カ經濟上及公正觀察點ヨリ辯護セシムルモ、財政上ハ唯タ小收額ヲ生スルニ止マルト爲シ、へつけるモ此カ、其大ナル徵收費ト厄介ナル監督トニ對シ收額ノ割合小ナルコトヲ惜シテ居ル⁴⁾

(註四) 實例ノ乏シキコトハ確カテ、現實性ヲ云々スルハ少シク尙早カモ知レナイ。實例トシテハべらふにるですニ依レハ、英國ニテちやーれす一世ノ時一六四一年ニ支出ノ上ノ一般稅カ行ハレ、年々百磅ヲ消費スル者ハ五磅ヲ拂ヒ、最小額ハ五磅ノ年支出ニテ一志ヲ拂フタトイフ事テアル⁵⁾

第一段 綜合的奢侈稅ノ長所

3) Murhard, Theorie und Politik der Besteuerung. S. 590—591. Biersack, Ueber Besteuerung. S. 172. 173. Hoffmann, Die Lehre von den Steuern. S. 245. Bergius, Fw. S. 311. Umpfenbach, Fw. S. 277. Linhoff, Indirekten Steuern oder nicht. S. 33. Staatsmann a. D., Fw. S. 279. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 510. Bela Fildes, Fw. S. 479. Rau, Fw. 5 Aufl. II. S. 223.
4) 拙著、租稅研究、第一卷、427。以下。
5) Auerbach, Die Luxusumsatzsteuer. (Zeitschrift f. g. Stw. 76 Jg.

此綜合的奢侈稅ニハ長所モアレハ短所モアツテ、其長所ト認ムヘキモノカ少クナイ。其ハ之ヲ此稅自身ニ就イテ考フルコトカ出來、他稅トノ相對關係ニ於テ見ルコトカ出來ル。先ヅ前者ヨリシテ述ヘヤウ。

(一) 本稅其モノトシテノ長所

(A) 能力原則上——人ノ奢侈的出費ノ額カ其人ノ給付能力ヲ指示シ(註五)、其ハ特ニ各箇ノ奢侈的支出又ハ物體ニ依ラス、人ヲ中心トシ其人ニ於ケル全體ノ此ノ如キ支出ノ額ニヨリテ最良ク見ラルヘキモノテ(註六)、此ヨリイフモ此綜合的奢侈稅カ最モ良ク能力ヲ現ハス。

(註五) 私ハ此點ニツキテハ私ノ嘗テ發表シタ論文中ニ之ヲ説イタ所テアル。尙ホあうあばつはモ、奢侈ノ存スル處ニ給付能力ノ證明カ與ヘラルトノ考アリトイフ。

(註六) あうあばつはハ、人ハ公正觀察點ヨリ出發シテ、不要ナル支出ヲ給付能力ノ特徵及標準トシテ探ラントスルトキニ、唯各人ノ支出ノ申告ニ結付ク所ノ人稅ノミヲ目的ノ爲メニ導キ得ルト爲シ、⁶⁾ 之ニ依ルヒモ、奢侈稅カ富メル階級ノ全體ノ奢侈費ヲ捕捉スルヲ得ルトキニ⁷⁾、社會及租稅政策上ノ期待シタル目的カ達シ得ヘシトイフ。⁸⁾

(B) 租稅體系上——

(イ) 他ノ雜多ナル消費稅トノ關係上——從來ノ雜多ナル消費稅ハ之ヲ整理シ體系立テナクテナラヌコトハイフヲ待タヌカ、其ニシテモ各箇ノ稅ノ並立テハ甘ク各稅間ノ聯絡ヲ附

1 & 2 Hft.) S. 119. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 600. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 388. Conrad, Fw. 2 Aufl. S. 23. Heckel, Lehrbuch. II. S. 288.
6) Bela Földes, a. a. O. S. 483-4.
7) 拙著、租稅研究、第一卷、430-432. Auerbach, a. a. O. S. 114.
8) Auerbach, a. a. O. S. 143. Eheberg, S. 388.

ケルコトハ出來ナイ。ヤハリ獨立ナル全局的ナ消費稅ヲ以テ此聯絡ヲツケ、且ツ其等ノモノノ缺陷ヲ補完シナクテハナラヌ(註七)。其ハ恰カモ嘗テ雜多ナル收益稅ノ存シタル後ニ、其缺陷ヲ補ヒ其聯絡ヲツケル爲メニ所得稅テフ統一ノ租稅カ發達シ、初メニ此カ收益稅ト並行シ、後ニハ收益稅ヲモ併吞シテ完成ヲ遂ケタヤウナ順路ヲ取ルモノテハナカラウカ。此趣旨ニ於テ此際、綜合的奢侈稅ヲ設クルコトカ適當テアル。

(註七) ばうハ、此箇人的消費稅ノ理由附ケトシテハ、特ニ特別奢侈稅、大量消費稅及商品取引稅ヨリ生スル凡ヘテノ缺陷ノ平準ヲ此ニ於テ見ルトイフ。⁹⁾

(ロ) 財産増價稅トノ關係上——財産増價稅ノ存スル處テハ、此稅カ浪費者ヲ有利トシ、貯蓄者ヲ不利トスルノヲ、此綜合奢侈稅ニテ緩和シヤウトイフコトモアル(註八)。

(註八) もんば一トハ、財産増價稅カ或意味ニテ貯蓄ノ上ノ特別ノ稅ヲ表ハストイフ非難ヲ受ケル。タカラ立法ノ任務ハ、ムシロ此財産増價稅ノ傍ニ、彼ノ全所得ヲ消費スル者ニモ、其他同一事情ノ下ニ之ヨリシテ財産ヲ成形スル者ト少クトモ同シタケ強ク課稅スル爲メノ租稅ノ新形式ヲ見出スコトアルトイヒ、あうあばつはモ類似ノコトヲ述ヘ、隨テ奢侈的支出稅ヲ財産増價稅ノ補完トシテ要求スヘキモノト爲シ、リすな一モ、同一所得高ニ於テ、財産増價カ、不貯蓄ニテヨリハムシロ貯蓄ニヨリテ生スルカ故ニ、財産増價稅カ貯蓄ニ對シ不貯蓄ヲ有利トスルコトニナル。此カ財産増價稅ノ缺點テアルカ、此ハ奢侈的消費ノ捕捉ニヨリテ救済スルヲ得ルトイフテ居ル。¹⁰⁾

9) Pfau, Industriepolitische Gesichtspunkte in der Besteuerung. S. 61.
10) Mombert, a. a. O. S. 7. Lissner, Die Zukunft der Verbrauchssteuern in Deutschland. S. 55. Auerbach, a. a. O. S. 116.

(C) 生産、社會及教育政策上——此稅ハ又奢侈稅トシテ單ニ能力及租稅原則上ヨリ辯護サルルノミナラス、奢侈ノ抑制ニヨリテ生産政策ニモ、社會政策ニモ、教育政策ニモ適フコトヲ得ル(註九)。

(註九) 此點ハ私ノ別ノ論文ニ説ク通りテアル。尙ホ、もんばーとモ、給付能力ニ依ル課稅原則ノ傍ニ、吾人ハ將來ニハ此迄ヨリモ全ク異ツタ方法ヲ經濟的目的ニ適フコトニ於ケル課稅ノ原則ヲモ行ハレシメナクテハナラヌ。ソシテ課稅カ單ニ財產又ハ所得ニテ課稅サレナイテ、消費所得稅トシテ消費ニ向ケラレタル所得部ヨリ徵收サルル場合ニ、資本成形ニ有利ナル意味カ現ハルト爲シ、ばうモ、此稅ハ近世ノ經濟政策的租稅觀ノ固有ノ完成テアツテ、もんばーとノ原則ハ、其全經濟機能カ、今日全ク第一級のナル貯蓄者ヲ、浪費者ヨリモ不良ノ地位ニ置カスシテ可良ノ地位ニ置クコトニ存スト爲シ、ろびんそんモ、純粹ナル奢侈的消費ニ向ケララルル所得ハ、嚴格ニイヘハ人的又ハ物質的資本ノ生産力ヲ増加シナイ。之ヲ妨ケルコトハ將來ノ生産力ノ上ニ直接影響シナイテアラウトイヒ、あうあばつはハ、奢侈トイフ觀念ニ人ハ多少罰スヘキモノトイフ觀念ヲ結付ケルコトヲ例トスル。ソシテ此惡ムヘキ事物及行爲ニ對シテ稅カ制裁トシテ現ハルト爲シ、ぶれーんモ、内國消費稅ノ主目的ハ收入ヲ舉クルコトニアルカ、節儉獎勵ノ考、及稅ヲ社會及道義上ノ改革ノ方便トスルノ願望カ、此等ノ稅ノ或モノ(特ニ奢侈稅)又ハ少クトモ課稅サルヘキ物ノ選擇ヲ指示シタトイフテ居ル¹¹⁾。

(D) 財政收入上——此稅ハ他方ニ所得稅財產增價稅ナトノ相當發達シテ居ル以上ハ、其上ノ手數費用ヲ要スルコト少クシテ相當ニ大ナ收入ヲ舉ケ、而カモ稅質上可ナリ屈伸力ヲモ

備ヘテ居ル。

(二) 他稅トノ比較上

(A) 從來ノ消費稅トノ比較上

(イ) 公正課稅ノ見地ヨリ

(1) 免稅點及累進率ヲ持チ得ルコト——次キニ他稅トノ比較ヨリ考フルト、先ツ以テ從來ノ消費稅ト比較シテ、其ニテハ到底免稅點ヤ累進率ノ如キ給付能力ニ適應スル爲メニ大事ナモノカ持チ得ナイノニ、此綜合奢侈稅ナレハ之等ヲ備ヘ得ルトイフコトハ何トイフテモ其著シク大ナ長所トイハナクテハナラヌ(註一〇)。特ニ普通ノ消費稅カ當ニ累進的ナル能ハサルハカリテナク、反對累進トモナルニ於テ(註一一)、此長所ハ一層重大テナケレハナラヌ。

(註一〇) ばうハ、箇人的又ハ直接ナル消費稅カ、各ノ義務者及特ニ家族ノ各員ニツキ免稅點ヲ與ヘテ、其以上ノ處ヲ銳ク上ホル所ノ累進ニテ之ヲ課シ、其カ夫ノ間接ナル消費及奢侈稅トハ全ク異ル所ノ動機、即チ下ノ方ヘノ累進トナラサルモノテアル、此稅ニ於ケル各家族員毎ニ於ケル免稅點カ堪ユヘカラサル現狀(獨逸ノ)ヲ改良スルテアラウトイフ¹²⁾。

(註一一) すたんぶハ、各箇ノ選マレタル物ニ課スル消費稅ハ累進的ノ稅テハナクテ、實際累退的トナリ及モツト惡

12) Pfau, a. a. O. S. 61-2.

11) 拙著、租稅研究、第一卷、436-7. Mombert, a. a. O. S. 8. II. Pfau, a. a. O. S. 61. Robinson, Public finance. p. 46. Auerbach, a. a. O. S. 114. Plehn, Public finance. 4 ed. p. 136.

シキモノトモナル。商品課税ノ何レノ制度モ適當ニ累進的トナルコトニ成功シナカッタ。物品自身ヲ課スルコトニテ完全ナル制度ヲ得ントスルノ試ミハ單ニ累減的ニ導クトイヒ、ひつぐすモ、間接税ハ、納税者(實ハ擔稅者)ノ富ニ相應シテ累進ナル能ハスト爲シ、わづな一モ、消費税ニ多少附着シタ缺點ノ中ニ、主タル消費税ニテ下級者ノ少クトモ相對的ニ過重負擔トイフコトト上級者ヲ直接有利トスルコトトカアルト爲シ、¹³⁾ 二一べるひモ、課税品力必要テアレハアルホト品質ニヨリテ税歩ヲ定メルコトカ出來サレハ出來サルホト、消費税ハ愈々多ク人頭税ノ性質ヲ帶ヒ、且ツ其壓迫力愈々重ク下級者ニ加ハルトイフ¹³⁾

(2) 消費ノ性質ニ立入りテ適當ニ課税シ得ルコト——普通ノ消費税テアルト、假令之ヲ奢侈品課税ニ限ルコトトシテモ、精々、或物ヲ指定シ又ハ其物ノ價格ヲ指定シテ一定價以上ノ特定ノ種類ノ物ヲ課スルコトトナル(註一三)。然ルニ同一物ニテモ用法ニヨリ或ハ奢侈トナリ或ハ奢侈トナラサルコトカアル。例之自動車モ醫師ニトリテハ必要テアツテ奢侈テナク、酒ノ如キモ或人ニトリテハ又場合ニヨリテハ藥トナル。普通ノ税テハ此等ヲ區別セシテ課スルコトトナルノニ(註一三)、綜合奢侈税ナレハ自ラ必要費ニ屬スルタケニテハ免スルヲ得ルコトトモナル。又奢侈ト否トハ物ノ價ノミニ係ラスシテ其數量ニモ係リ、高キ價ノ物ノ少量ヨリモ、安キ價ノ物ノ多量ノ使用ノ方カ一層奢侈トイフコトカアリ得ル(註一四)。而シテ普通ノ税テハ此區別ナク價ノ高キカ故ニ課税シテ、價安キ物ノ多量ノ使用

13) Stamp, The fundamental principles of taxation, p. 68. 69—70. Wagner, a. a. O. S. 654. Higgs, Primer of national finance, p. 68. Eheberg, a. a. O. S. 398.

ヲ見逃カスコトトナル。然ルニ綜合税ナレハ全體上適當ナ課税ヲ爲スヲ得ル。更ラニ普通税テハ奢侈的物ノミヲ見テ課税シ、此主物ノ外ニ存スル附帶的費用ノ大小ヲ無視スル嫌カアル(註一五)。然ルニ綜合税ナレハ之ヲモ凡ヘテ考慮シテ適當ニ課税スルコトトナル。

(註一三) あらあばつはハ曰フ居ル。法律テハ奢侈的性質ヲ一方ニハ使用目的ニヨリテ捕捉シヤウトシ(特ニ絕對的奢侈ノ物體ニ於テ)、他方ニハ材料ノ精製、外装又ハ價格ニヨリテ捕捉シヤウトシタ(相對的奢侈ニヨリ)。需要品ノ精製サレタル外装ヲ特徴付ントスルトキニ、二ノ方法カ可能テアル。外部的特徴ニヨル區別(大サ、材料、加工)ト、價格ノ一般的特徴ニヨル區別トテアル。ソシテ價格限界力單純ニシテ確定的テアルトイフ長所ヲモツト¹⁴⁾

(註一四) ばうハ、商品取引税ノ如キテハ、確カニ奢侈ニ供サレサル醫師又ハ營業用ノ車ノ維持力、自ラ同一税ヲ課セラルルコトトナルト注意ス¹⁵⁾

(註一五) ろびんそんハ、或物品(例之寶石)ノ消費ハ常ニ奢侈ト見ラルルテアラウ。他ノ物品ハ其價次第テ或ハ奢侈ト爲シ或ハ必要トセラルル。例之五磅ノ着物ハ必要タカ二十五磅ノ奢侈トセラルル。處カ他方ニ時トシテハ贅澤カ買ハレタル物品ノ種類ニ存シナイテ其數ニ存スル。二足ノ靴ヲ一年ニ買フノハ必要タカ、其十足ハ贅澤テアルトイヒ、ばうモ、自分ノ室ノ爲メニ五年以上モ前ニ死シタ大家ノ手ニ成ル良キ書ヲ唯一タケ飾ル人ハ奢侈税ヲ課セラレテ、其室ヲ二十個ノ劣等ナル印書ト皿トニテ裝飾スル人ハ、前者ノ價ニ二倍以上トモナル所ノ價値ヲモツモ免税トナリ、正常價格ヲ超ユル價格ニ於ケル一ノ良キ着物ヲ着ル者ハ奢侈トセラレ、ソレヨリハ安キ價ノ織物ヨリノ二ノ着物ヲキル者ハ免税トセラルルハ奇ナリト爲ス¹⁶⁾

(註一五) ばうハ、商品取引税ノ如キニテハ、奢侈的給付ノ範圍カ盡サレナイ。奢侈品ノ使用ニ於テ現ハルル所ノ奢

14) Auerbach, a. a. O. S. 137—139.

15) Pfau, a. a. O. S. 60.

16) Robinson, l. c. p. 49. Pfau, a. a. O. S. 60.

修的消费力全ク免セラレル。例之、人カ餐深ナ自動車ヲ有ツコトニ於テ生スル眞ノ支出ハ次ノ如クテアル。一〇乃至二〇%稅ヲ課セラレテモ其課セラレル車ノ價ハ全體ノ費用ノ笑フヘキ小部分ニ過キヌ。特ニ大ナノハ自動車置場ヲ作ル費用、運轉手ノ給料及給養、車ノ維持修繕油代等テアルトイフテ居ル¹⁷⁾

(3) 消費ノ性質ニヨル免稅特典ヲ與フルヲ得ルコト——必要ナル職業上及生活上ノ費用ハ綜合稅ナレハ容易ニ之ヲ免スルコトカ出來ルカ(註一六)、普通ノ消費稅テハ之ニモ課セサルヲ得サルコトニナリ得ル。

(註一六) ばうハ、箇人的直接消費稅テハ、凡ヘテノ必要ナル職業的消費(醫師ノ車等)及非常ニ切ナル支出(疾病費等)ノ免除カ行ハルトイフ¹⁸⁾

(4) 代用品消費ニ向フコトニヨリテ不公平ナル結果ヲ生スルカ如キコトナキヲ得ルコト——普通ノ消費稅ナレハ、之カ行ハルル結果、代ルヘキ他ノ物ノ消費ニ向ハシムルコトニヨリテ、折角給付能力ニ相當トシテ選マレタル消費ニ相當シタル課稅カ行ハレサルコトトナル(註一七)ノニ、綜合奢侈稅ナレハ、全體ノ奢侈費ニ課スルカラ、支出カ奢侈ノ範圍ニ屬スル以上ハ課稅ヲ免ルルコトハ出來ナイ。

(註一七) ぶあいふあ一ハ、一定ノ奢侈品ニ重大ナル稅ヲ課スルトキハ、奢侈ハ他ノ物ニ移ル。ソシテ課稅物體ノ爲メニ爲サレタル支出カ、箇人ノ全支出額ノ爲メノ標準トナラサルニ至ルトイヒ、らうモ、此稅ノカカリタル奢侈物

17) Pfau, a. a. O. S. 60.
18) Pfau, a. a. O. S. 62.

ノ騰貴カ流行ヲ變セシメテ、人カ其消費ヲ止メ他ノ支出ニ移ルコトトナルトイヒ、こーんモ、不要ナル物ヲ課スル消費稅ノ弾力性カ次ノ如キモノテアル。或租稅需要ノ此方法ニヨル保證カ必スシモ可能テナイ。稅ノ影響ノ下ニ消費カ動搖スルカラトイフ¹⁹⁾

(5) 貧民ノ過重負擔トナラサルヲ得ルコト——普通ノ消費稅テアレハ、富者ノミノ負擔トナルヘキモノヲ選メハ其收入餘リニ少クシテ之ヲ課スル價値ナキコトトナリ(註一八)、之ヨリシテ相當多額ノ收入ヲ擧ケヤウト思ヘハ、一般的需要品ヲ選ンテ課稅スルノ外ナク、勢ヒ貧乏人ニモ多少必要ナルモノニ課スルコトトナリ(註一九)、而カモ之カ爲メニ適當ナル單一ノ物體ヲ見出スコト難ク、勢ヒ多數ノ物ニ課スル稅ノ集合ニヨリテ之ヲ行フ外ナク、此ニ至テハ其相互ノ關係カ一層複雑トナリ、結局一層貧民過重負擔トナルノ恐力大イ(註二〇)。然ルニ綜合奢侈稅テアレハ、可ナリ大ナ收入ヲ、比較的餘裕アル者ヨリ餘裕ニ相應シテ課徵スル可能カ大イ。貧民過重トイフコトハ避ケラレル。

(註一八) びーるざつくハ、奢侈稅(普通ノ)テハ決シテ或著シキ財政上ノ收入ノ得ラル能ハサルコトハ明カテアルト爲シ、こつさモ、奢侈品ノ稅ハ假令往々ニシテ公正ノ理由ヨリ要求サレテモ、常ニ小ナル收入ヲ與フト爲シ、らうモ、奢侈品稅ハ收入少ク隨フテ徵收多費ナリトイフテ居リ、ふおつけモ、富者ヨリ使用サル物體ハ、小量ニテ交通ニ來ルヲ例トシ、必要ナル多費ノ制度ヲ設ケ且ツ必要ナル監督ヲ行フ値ナキモノテアルトイフ²⁰⁾

19) Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 348. Rau, a. a. O. 227. Cohn, Fw. S. 502.
20) Biersack, a. a. O. S. 172. Cossa, Fw. S. 107. Rau, a. a. O. S. 227. Vocke, Fw. S. 66.

(註一九) ふおつけハ、消費税ノ目的ハ消費物體ノ價格ヲ上ホスコトニヨリテ豊カナル收入ヲ舉クルコトアル。併シ此ノ如キハ大量ニテ及頗ル一般ニ使用サル物ニ於テ唯可能デアリ、此ハ併シ恰モ貧乏人ニ多少缺クヘカラサル物テアルト爲シ、ぼるぐとモ、收額ハ一般的使用ニ慣レタル消費物ノ課税ニ於テ通例高シト爲シ、あだむすモ財政家ハ内 消費税ノ物體トシテハ一般の消費ノ物品ヲ選マサルヘカラスト爲シ、ぶあいふあーモ、財務行政カ實際多收ナル收入源ヲ供セントスレハ、其消費ノ全ク一般のナル物ニ課税シナクテハナラヌト爲シ、につちモ、通例及特ニ富メル國テハ、一般の消費物體ノ稅力最良テアル。一部ハ其大收入ノ爲メニ、一部ハ此ニ於テ凡ヘテノ階級カ干與スル爲メニ、一部ハ或度マテ任意のナル性質ノ爲メニ、一部ハ此カ國富ノ増加ト共ニ増加スル消費ノ種類ニ關スルカ爲メニトイヒ、らうハ、最多收ナノハ最切ナル必要ニ屬セス而カモ一般ニ使用サレ且ツ大ナル額ニテ消費サレ、特ニ良ク拂ハレタル労働者ヨリモ消費サル物ノ稅テアルト爲シ、匿名政治家ハ、消費税テハ特ニ奢侈ノ物體ヲ課シナクテハナラヌテアラウ、併シ大ナ收入ヲ生スル爲メニハ、大ナル額ニテ及一般ニ消費セラルルコトノ上ニ見ルヘキモノタトイヒ、ぶれーんモ、一般原則ハ重税ノ物體トシテ廣キ消費ノ奢侈税ヲ選擇スルコトテアルトイフテ居ル⁰²¹⁾

(註二〇) こつさハ、人カ凡ヘテノ消費物ノ上ノ一般ニシテ約合アル稅ヲ實行スルコトノ實際的ノ不可能ノ爲メニ、國民ノ全收入ノ確實及綿密ナル特徴トシテ見ラルルヲ得ル一ノ消費物體ヲ見出スコトノ不可能ノ爲メニ、種々ナ消費物體ノ集合シタル課税ヨリ一ノ體系ヲ作ルコトノ一層缺點アル逃路ヲ取ル外ナカツタ。併シ此ハ收入ト支出トノ間ノ假定サレタル理想的約合一層合ハサルコトナル。ソシテ貧民階級ノ過重負擔ノ不利益ヲ生スルコトトナルト爲ス⁰²²⁾

(6) 使用税ニ當ルモノヲ漏ラササルヲ得ルコト——普通行ハルル消費税テハ兎角使用

税カ抜ケルコトトナル傾カアルノニ(註二二)、綜合奢侈税テハ奢侈ニ關スルタケテハ人ノ凡ヘテノ消費、隨ツテ此使用税ニ當ルモノヲ漏ラササルヲ得ル。

(註二二) しにふれーハ、今日ノ消費税ハ大ナ不完全ヲモツ。最モ多ク課税スヘキ物體タル使用の消費カ、少クトモ内地課税テハ殆ント全ク免税セラレルト注意シテ居ル⁰²³⁾

(7) 生産過程ノ改良ノ爲メニ不公平ヲ生スルカ如キコトナキヲ得ルコト——普通ノ消費税テハ、一應或生産過程ヲ基礎トシテ稅法ノ定マツタ後、生産者ニ於テ其生産方法ヲ改良スルニ於テ此改良ヲ行ヒタルモノト行ハサルモノトノ間ニ新シキ不公平ノ生スルヲ避クルコトカ出来ヌ(註二三)。然ルニ綜合奢侈税テハ左様ナコトハナイ。

(註二三) べるなーハ、此税(普通ノ消費税)カ改良サレタル生産過程ニヨリテ避ケラルルトキニ、一般及平等ノ擾亂カ現ハレ得ルト注意シテ居ル⁰²⁴⁾

(ロ) 經濟上ノ見地ヨリ

(1) 生産上ノ影響

(a) 産業ニ不平等ナル打撃ヲ與ヘサルヲ得ルコト——所詮消費税ハ消費物ノ屬スル産業ニ打撃ヲ與ヘ、特ニ普通ノ消費税ノ如ク生産者ニ就イテ課税スルコトトナレハ、生産

23) Schäffle, Steuern. B. T. S. 360.

24) Berner, Das Wesen der Steuern insbesondere der indirekten. S. 32.

21) Vocke, a. a. O. S. 66. Borgh, Fw. S. 133. Adams, Science of finance. p. 473. Pfeiffer, a. a. O. S. 349. Nitti, Principes. p. 107. Rau, a. a. O. S. 227—8. Staatsmann a. D.. a. a. O. S. 280. Plehn, l. c. p. 138.

22) Cossa, a. a. O. S. 105—6.

者ヲシテ一層大ナ資本ヲ投下シ投機セシムル外ナク(註二二)、斯クテ恰カモ消費稅ノ物體トシテ選マレタル物ノ生産業ヲ其他ノ産業ヨリモ一層不利トナラシメ、特ニ普通ノ奢侈稅ノ如ク一定價以上ノ物ニ課スルコトトモナレハ、優良工業ヲ劣等工業ヨリモ不利ト爲スコトトナル不都合カアル(註二四)。然ルニ綜合奢侈稅ナレハ奢侈ニ關スルタケニ於テ凡ヘテノ産業ニ平等ノ影響ヲ與フルヲ得ル(註二五)。

(註二二) あらばつはハ、生産稅ニテハ、商品カ終局的ニ販路ヲ見出ス前ニ、稅カ拂ハレナクテハナラヌ。隨フテ生産者及商人カ一層多クノ資本ヲ投機シ投下シナクテハナラヌトイフ缺點カアルトイフ。²⁵⁾

(註二四) ばらハ、正常價格ヲモツ商品取引稅ニヨリテハ、此カ優良品生産ノ不利ニマテ劣等品生産ヲ有利トスルコトトナルノヲ心配スヘシト爲ス。²⁶⁾

(註二五) ばらハ、不要ナル物ノ凡ヘテノ工業ニ租稅負擔ノ殆ント平等ナ分配ヲ導クモノハ他ニ考フヘカラスト爲ス。²⁷⁾

(b) 生産及外國輸出ニ打撃ヲ與フルコトノ大ナラサルヲ得ルコト——普通ノ消費稅テハ前ニモイフ如クニ當該産業ニ多少ノ打撃ヲ與フル外ナキモノテアルカ、尙ホ其物體カ生産ノ材料ニ屬シ又重要ナル輸出品ニ屬スルカ如キ場合ニハ、其課稅ハ生産及輸出ニ及ホス不利カ一層重大テアリ、此ノ如キハ生産政策上避クヘキモノテ、稅法ニ於テ此等ヲ宥恕

25) Auerbach, a. a. O. S. 142—3
26) Pfau, a. a. O. S. 60.
27) Pfau, a. a. O. S. 62.

スル爲メニ相當ノ努力ノ行ハルル所テハアルカ(註二六)、併シ實際ニハ此宥恕アルニ拘ラズ、生産トシテ輸出トシテ障礙ナキヲ得サル所以ノモノノ存スル所テアル。然ルニ綜合奢侈稅ナレハ此ノ如キノ影響ハ殆ント之ナキヲ得ル。特ニ輸出ノ如キハムシロ之カ爲メニ刺戟ヲ受クルコトトモナル。

(註二六) ばすてーぶるハ、原料及生産ヲ助クル物ノ稅ハ出來ルタケ避クヘキモノト爲シ、ぼーりゆーモ、經驗カ正當ト認メタ原則ハ工業ノ原料品タル產物ヲ課スヘカラストイフコトテアルト爲シ、匿名政治家ハ、消費稅ハ、更ナル生産ニ用立ツ物體ヲ課シテハナラヌ。然ラサレハ之ニヨリテ生産カ制限セラレ、其發達カ妨ケラルルカラ。又消費稅ハ唯實際、内國テ消費サル物ニ課スヘク、外國ニ出往キ外國貿易ニ用立ツモノヨリ課シテハナラヌトイフ。ソシテまいるハ、古キ消費稅テモ生産的消費カ課稅サレタカ、其際各箇ノモノニテ唯タ消費的消費ノミヲ課シテ生産的消費ヲ免稅スルノ盡力カアツタトイフ。²⁸⁾

(2) 消費上ノ影響——消費者ノ消費制限ニ任意ノ餘地ヲ與ヘ、堪ヘ易キモノタラシムルヲ得ルコト——普通ノ消費稅テアレハ多少政府又ハ立法者ノ恣意ニテ酒トカ煙草トカ更ラニ何々トカヲ選ミ出シテ課稅シ、隨ツテ或物ノ消費ニハ酷トナリ他ノモノニハ割合ニ寛トナリ、茲ニ人ノ趣味ニ干渉ヲ行フコトトナリテ(註二七)、人ヲシテ堪ヘ難カラシムルヲ免レナイ。此ノ如キハ出來ルタケ避ケナクテナラヌ(註二八)。然ルニ恰カモ此綜合奢侈稅ナレ

28) Bastable, l. c. p. 511. Beaulieu, Traité. 5 éd. I. p. 707. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 282—3. Mayr, Zur Theorie der indirekten Steuern. S. 46.

ハ消費制限ヲ各人ニ任カシテ、任意ニ適意ニ其消費ヲ分散セシメテ堪ヘ易キモノタラシムルヲ得ル(註二九)。

(註二七) ほぶそんハ、此カ箇人の趣味ノ自由ニ對スル厄介ナル干渉ナリト爲シ、あうあばつはハ、奢侈取引税ニツキ、此カ自由主義原則ニ反ストイフ。²⁹⁾

(註二八) あうあばつはハ、此ノ如キ主觀的價值判斷ヨリシテハ、立法者カ出來ルタケ遠カラナクテハナラヌ。即チ平均的需要ヲ有スル平均人ヲ作りテ、之ヲ超ユル凡ヘテノモノヲ法外トシテ課税スルコトヲ試ミナクテハナラヌトイフ。³⁰⁾

(註二九) ばうハ、官廳的調整ノ元素ヲソシテニ僅少ニモツモノハ考フルコトヲ得ヌ。國家ハ一ノ物體カ奢侈物體ナリヤ否ヤ、一ノ經營カ奢侈的經營ナリヤ否ヤヲ決スルヲ要シナイ。彼ハ又特段ナル嗜好及裝飾方向ニ斷念スルコトニ、消費者ヲ強制スルコトトナラナイ。各人ハ此消費税制ノ下ニ、其支出ヲ分散スルヲ得、又ハ少數ノ大ナモノニ集中スルコトモ出來ルトイフ。³¹⁾

(3) 價格上ノ影響——價格騰貴ノ影響ナカラシムルヲ得ルコト——普通ノ消費税テハ其レタケ課税品ノ價格ヲ上ホス傾アルノミナラス(註三〇)、其間接ノ結果トシテハ不課税品ノ價格ヲモ高メルコトトナリ得ル(註三一)。然ルニ綜合奢侈税ハムシロ消費者ニ就イテ其消費ヲ節セシムルコトトナルカラ、斯カル結果ニハナラヌ。ムシロ其價格ヲ下落セシムルコトトサヘモナリ得ル。

(註三〇) むるはるとハ、消費税ノ自然的及直接ノ結果ハ、課税物體ノ價格ノ騰貴テアルトイフ。³²⁾

(註三一) 匿名政治家ハ、消費物體ノ課税カ各箇ノ此物ノ價格ヲ上ホスコトニヨリテ、不課税物ニモ不利ナル影響ヲ與フトイフ。³³⁾

(ハ) 負擔上ノ見地ヨリ

(1) 消費者ヲシテ負擔セシムルニツキ

(a) 消費者ヲシテ公明ニ自覺ノ下ニ負擔セシムルコト——普通ノ消費税ノ如キ間接ノ形テ取レハ、消費者ヲシテ知ラス識ラスノ間ニ負擔セシムルコトトナル(註三二)。此ノ如キハ税トシテハ本來好マシキモノテハナイ。然ルニ綜合奢侈税ハ消費者ヲシテ公明ニ自覺シテ負擔セシムルコトトナル。

(註三二) ふおつけハ、消費税カ其レタケ或物體ノ價ヲ高ムル額ハ何人ヨリモ意思ヲ以テ拂ハレス、唯非常ニ稀ナ場合ニ自覺ヲ以テ拂ハレ、全ク何人ヨリモ納税ノ考ニテハ拂ハレナイトイヒ、ひつぐすモ、間接税カ價格ノ中ニ隠サルコトハ此税ノ缺點テ、税ハ公明テナクテハナラヌ、納税者ハ彼カ税ヲ拂フトキニ、税ノ事實及額ヲ確認シナクテハナラヌトモイハルルトイフ。³⁴⁾

(b) 政府ニ收納サルルヨリモ多クヲ負擔セシメラルルナキヲ得ルコト——普通ノ消費税タル間接税テハ、納税者ニ厄介損害ヲ與フルコトモアリ、納税者タル營業者カ機會ア

32) Murhard, a. a. O. S. 587.
33) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 284.
34) Vocke, a. a. O. S. 82—3. Higgs, l. c. p. 69.

29) Hobson, Taxation in the new state. p. 124. Auerbach, a. a. O. S. 120.
30) Auerbach, a. a. O. S. 137.
31) Pfau, a. a. O. S. 62.

レハ之ヲ利用シテ其利益ヲ計ル傾アルモノトイフコトモアツテ、自然、彼等カ政府ニ納ムルヨリハ多クヲ、消費者ニ負擔セシムルコトトナル可能カ大イ(註三三)。然ルニ綜合奢侈稅テハ左様ノコトノ起ル氣遣ハナイ。

(註三三) ぶあいふあーハ、消費稅ニヨリテ國庫カ實際收納スルヨリモ遙カニ一層多クヲ國民ヨリ引去ルコトトナルトイヒ、匿名政治家モ、消費稅ヲ大額ニテ支拂フ中間商人ハ、彼等カ支拂、努力及費用ニ相當スルヨリモ高キ額ヲ消費者ヨリ徵收シ隨フテ消費者ヲ不利トスルト爲ス。ソシテ諸多ノ人々ハ特ニ納稅者ノ納メタル租稅ニ對スル利子タケ消費者ノ負擔ノ増加スルコトヲ考ヘテ居ル。例之、ろつつハ、營業者カ損害ヲ受ケサラントスレハ、常ニ消費稅カ生産ノ速キ段階ニテ課セラルルトキニハ、支拂ハレタル總額ニ對スル利子ヲ加算シナクテハナラヌト爲シ、リんほふモ、此稅ノ課セラルル物ノ價カ稅額其モノノミナラス、生産者カ其後ノ買手ニ代ツテ暫ラク稅ヲ國家ニ拂フコトニヨリ受クル利子損失額タケ高メラルトイフコトアリト爲シ、ばすてーぶるモ、消費者ニマテノ費用ノ終局ノ増加ハ生産者ノ(納稅ニヨル)前貸ニ對スル利子タケ一層大ナルト注意シ、ひつぐすモ、各商人カ品物ノ爲メニ拂フモノニ利益ノ或歩合ヲ加ヘ、初メノ稅負擔カ取引ヲ重ヌルト共ニ増加スト注意ス。³⁵⁾

(2) 營業者ヲシテ——納稅業監督上ノ負擔ヲ免レシムルコト——普通ノ消費稅テハ監督上納稅者タル營業者ニ厄介ヲ與フルハ勿論(註三四)、其納稅モカ特別ノ厄介テアリ、ソシテ其カ消費者ヨリ賠償ヲ受ルコトノ出來サル危險モアルトイフニ於テ益々營業者ニトリ迷惑テアル(註三五)。然ルニ綜合奢侈稅テハ中間人ヲ通ホサヌカラ此弊害ハナイ(註三六)。

35) Pfeiffer, a. a. O. S. 362. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 284. Lotz, Fw. S. 587. Linhoff, a. a. O. S. 25. Bastable, l. c. p. 511. Higgs, l. c. p. 69-70.

(註三四) 此ニツキ諸學者カ種々ノ方面ヨリ説ク。ぼるぐとハ、消費稅カ其監督規定ニヨリテ營業ヲ擾亂スト爲シ、らうモ消費稅ニ於テ遁脫ヲ妨ク爲メニ諸多ノ規定ヲ要シ、爲メニ時間ノ損失、不快、交通ノ妨害、及之ヲ守ラサル場合ニ制裁及延引ヲ生スル危險アリト爲シ、ぶあいふあーハ、間接消費稅ニ於テ國庫上ノ缺陷ヲ大ナラサシメヤウトスレハ、複雑ナ監督ヲ要シ、其結果、私事情ニ於ケル諸多ノ擾亂スル厄介ナル侵入ヲ要スルコトトナルト爲シ、にーべるひハ、消費稅カ課稅義務アル物ノ生産ヲ營ム多クノ營業ヲ、其賦課及必要ナル監督規定ニヨリテ厄介トシ不安トシ且ツ自由ナル發達ヲ妨クルタケニテ國民經濟ニトリ不利トナルトイヒ、わぐなーハ、消費稅ノ監督及徵收形式カ、交通、正當ナル地方及國際分業ヲ厄介トシ且ツ阻止シ、技術ノ發達ヲ妨クト爲ス。³⁶⁾

(註三五) ぶおつけ、にーべるひ等、營業者カ賠償ヲ受クル能ハサルコトアルヲ注意ス。³⁷⁾

(註三六) 諸學者ハ中間人ノ負擔ヲ避クル爲メニハ出來ルタケ消費ニ接近シテ課稅スベキコトヲ注意ス。例之、ばりゆーハ、人カ最公正ニ及一層公平ナル方法ニテ消費者ノ上ニ負擔ヲ課セシメントスレハ、常ニ消費ニ最近キ物體ヲ捕捉スル徵收方法ヲ選マナクテハナラヌト爲シ、びーるざつくハ、消費物體ヨリ消費時ニ又ハ直ク其前ニ課セラルル稅テハ、其決定カ生産ニ際シテ生スル稅ニ於ケルヨリモ一層確カテ、此カ終局ノ結果ニ於テ消費者ヨリ擔ハルルコトニ數ヘラルルコトヲ得ルトイフ。³⁸⁾

(ニ) 技術上ノ見地ヨリ——稅法割合ニ簡單ニシテ隨フテ費用少キヲ得ルコト——普通ノ消費稅テアレハ自ラ數多ノ物ニ就キ複雑ナル稅法ヲ要シ全體上多費トモナルノニ(註三七)、綜合奢侈稅ナレハ、比較的簡單ニシテ少費ナルヲ得ル。尤モ此點ハ後段ニイフ此稅ノ弱點タル點ヲモ併セ考慮シナクテハナラヌシテ、一概ニスクアリトモイヒ難イモノカナイノテ

36) Borgh, a. a. O. S. 134. Rau, a. a. O. S. 217. Pfeiffer, a. a. O. S. 363. Eheberg, a. a. O. S. 398. Wagner, a. a. O. S. 651.
37) Vocke, a. a. O. S. 82. Eheberg, a. a. O. S. 398.
38) Perieu, Traité des impôts. 2 éd. II. p. 93. Biersack, a. a. O. S.

ハナイガ。

(註三七) ろびんそんハ、複雑且ツ廣ク分配サレタル稅ヲ徵收スルコトハ多費テ且ツ困難トイフテ居ル³⁹⁾

(B) 所得稅等トノ比較上——所得稅等ナレハ生産的元業トナルヘキ所得ニモ課スルコトトナツテ生産發達ヲ妨クルトモイヒ得ル(註三八)ノニ、此稅テハ此弊ヲ避クルヲ得ル。特ニ所得稅ノ外ニ財産增價稅アル場合ノ如キ消費ヲ輕課シテ資本ノ蓄積ヲ重課スルトイフ生産政策上ノ弊害ヲ見ルノニ此綜合奢侈稅ナレハ之ヲ緩和シ得ル(註三九)。

(註三八) ぼぶそんハ、ムシロ能力ノ見地ヨリ此ニ能力ナキコトヲ主張ス。曰ク、生産的要素ノ所有者ニ、其要素ノ生産的能率ヲ支持シ、其適用ヲ促カス爲メニ必要ナル支拂ニ屬スル所得ノ元素ハ、生産ノ費用トナリ稅ヲ擔フヘキ能力ヲ有タナイト⁴⁰⁾

(註三九) 前出註八參照。

第二段 綜合的奢侈稅ノ短所

綜合的奢侈稅ニハ前記ノ如ク多樣ナル長所カアルカ、別ニ之ニ若干ノ短所アルヲ看過スルヲ得ヌ。先ツ

39) Robinson, l. c. p. 49.

40) Hobson, l. c. p. 41.

(一) 負擔上——ニハ、同シク消費稅テアツテモ間接稅テアレハ消費者トシテ負擔容易ニ負擔感輕易ナル傾キノアルノニ(註四〇)、本稅ノ如ク直接稅トナルト消費者ニ於ケル負擔ハ多少困難ニ負擔感ノ重イコトヲ免レナイ。此ハ稅トシテハ已ムヲ得ヌコトテハアルカ、相對的ニ見テ一ノ弱點トイヘハ弱點テアル。

(註四〇) 拙論文、賣上稅ノ本質及長所、第二段、(四)ノ(B)參照⁴¹⁾

(二) 技術上

(A) 立法技術上、稅率累進免稅點等ノ定メ方ノ困難——此稅ヲシテ公平上ノ機能ヲ完ウセシムルノニハ、累進率免稅點等ヲ定メナクテハナラヌ、又之ヲ定メ得ル所テハアルカ、之ヲ定メルコトカ實ハ六ツカシク(註四一)。多少獨斷恣意ニ陥ルヲ免レナイ。尤モ此種ノコトハ其行ヒ得ル有ラユル稅ニ共通ノコトテアツテ、此稅タケノコトテハナイガ。

(註四一) ばうハ、之カ困難ノ第一ハ、免稅スヘキ最小消費額ヲ公正ニ決定スルコトニ存スト爲ス⁴²⁾。之ニ反シ彼ハ稅率ノ確定及累進ノ實行ハ比較的簡單也トイフテ居ルケレトモ、此トテモ嚴格ニイヘハ矢張り六ツカシイ⁴³⁾。

(B) 行政運用上、

41) 本書、第十一編。

42) Pfau, a. a. O. S. 62.

43) Pfau, a. a. O. S. 62—3.

(イ) 課稅物件ノ捕捉——カ困難ナル(註四二)。固ヨリ之ニツキ當事者ノ申告ノミニ因ルコトカ出來ス、官廳ノ調査モ要スルコトニナルカ、偕テ此カ困難ナル。一方ニ所得稅カ存在シ他方ニ財產增價稅カアレハ、其カラ計算シ得ル譯テハアルカ、其ノミニ依頼シテハヤハリ不安心ナル。況ヤ財產增價稅ナキ處ナトニテハ一層ノ困難カアル。

(註四二) ばうモ之ニツキ、課稅物件ノ事實上ノ捕捉カ最後ノ心配ナリトイヒ、ほふまんモ、各箇ノ家族及商人ノ消費ヲ監督ノ下ニ置クコトハ明カニ不可能也ト爲シ、すたんぶモ、蓄積サレサル所得ノ稅ニハ實際的困難アリト爲シ、其他こつさ、うんぶにんばつは等此種ノ消費稅ノ實行難ヲ舉ク⁴⁴⁾

(ロ) 滞納ノ多大——此稅ハ夫ノ間接稅ノ如ク比較的有力ナル營業者ヲ義務者トスルモノ(註四三)ト異リ、免稅點ノ定メ方ニヨリテハ可ナリ下級ナル人々ヲモ義務者トスルコトナリ、隨フテ滞納トナルコトカ間接稅ヨリモ一層多イコトトナル恐カアル。

(註四三) べるぎうすが、間接稅テハ租稅滞納カ起ラストイフテ居ル⁴⁵⁾ノハ、少シ極端ナルケレトモ、此ニ比較的滞納ノ少ナイコトハ事實ナル。

結 論

以上要之、綜合奢侈稅ニハ若干ノ美點カ確カニ存在シ、負擔上及特ニ技術上ニ困難ノ存スルコトハ争ハレナイカ、併シ他方ニ其モノトシテモ他稅特ニ間接消費稅ナトト比較シテモ、公平課稅上、經濟及社會政策上、負擔上、收入上、技術上等ニ折角多大ナル長所ヲモツコトアル所テアルカラ、何トカ其技術上ノ困難ニ打勝ツノ道ヲ講シテ、之ヲ完成シ實現シタイモノト思フ。

44) Pfau, a. a. O. S. 63. Hoffmann, a. a. O. S. 245. Stamp, l. c. p. 67. Cossa, a. a. O. S. 105. Umpfenbach, a. a. O. S. 276.

45) Bergius, a. a. O. S. 308.

第十一編 賣上税ノ本質及長所

緒言

我國テハ租稅問題カ政治上當面ノ問題テアツテ、今日ハ恰カモ地租委讓ノ問題ヲ中心トシテ世論ヲ騒カセテ居ルカ、此カ政治上ノ黨爭材料トセラレテ居ルノハ遺憾ヲ、其成行ニヨツテハ、却ツテ爲メニ租稅體系ヲ改善セスシテ改惡スルコトニサヘナリ得ル。所詮之ヲ行フ以上ハ、營業稅ヲモ同様ニ扱ハナクテハナラス、進ンテハ所得稅ニモ消費稅ニモ其他ノ稅ニモ改良ヲ加ヘナクテハナラスカ、茲ニ特ニ其營業稅ト消費稅トニ關聯シテ其中間的地位ニ立ツ賣上税ニツイテ考究スルノカ興味アル業ト考ヘラルル。此稅ノ事ハ我邦テハ、マタ多ク人ノ議論ニ上ホツテ居ラヌケレトモ、夙ニ先例モアリソシテ新シクハ米國ナトテ問題トナツタ所テアルカラ其ニ基イテ考究スルノモ無意義テハナイ。特ニ其組織ヲ如何ニスルカニツイテハ色々ノ先例モアリ色々ノ方法モ考ヘラルルノテアツテ、其レ次第テ結果モ異リ一概ニイフコトハ出來ヌケレトモ、假リニ從來日本ニ存在シタル營業稅ニ就イテ其物品販賣業ノ賣上高ノミヲ標準トシテ見テモ、現ニ我國ニテ其高カ百八十二億六千九百萬

圓ニモ上ホリ(大正十年度)¹⁾之ニ米國テ最近一部ノ人々ノイフ如ク百分一ヲ課スルトスレハ、一億八千萬圓即チ約二億圓ノ收入ヲ舉クルコトヲ得テ、一ノ有力ナ財源トイハナクテハナラヌニ就イテハ、之カ本質及利害長短ヲ考ヘテ論究スルトイフコトハ實際ニトリテモ有益ナ事ト思ハレル。仍ツテ茲ニ先ツ以テ其本質ト長所トヲ述ヘヤウト思フ。

第一段 賣上税ノ本質

(一) 賣上税ノ先例——賣上税ハ古クハ羅馬時代ニアツテ(註二)、其後ニテハ不利ナ例トシテ西班牙ノあるかばらカ舉ケラルルホトテ、之アルニヨツテ此賣上税カ誤解ヲ招イタ所テアルカ(註三)、更ラニ南北戰爭ノ間ノ米國ニモ行ハレ(註四)、新シクハふいりつびん、かなだ、めきしこ、きゆば等ニ行ハレ(註五)、特殊のナモノカ獨逸(註六)、佛國ニ行ハレ、佛國ノナトハ不成績ナリトモイハルルカ(註七)、サリトテ必スシモ之ヲ排斥シ去ル譯ニ往カヌモノモアリ(註七)、兎モ角一應ノ吟味ヲ值スルモノテハアル。

(註一) セリぐまんニ依レハ、此稅ハ夙ニ羅馬時代ニアツタトイハルル²⁾

(註二) あだむすみすニ依レハ、あるかばらハ初メニハ動産不動産ノ凡ヘテノ種類ノ財産ノ賣却ニツキ、一〇%ノ稅

1) 主稅局第四十八回年報書。

2) Beman, Current problems in taxation. p. 118.

3) Adam Smith, Wealth of nations. Bk. V. Ch. II. Pt. II. Art. 1V

Nitti, Principes. p. 562. Beman, l. c. p. 167.

4) Beman, l. c. p. 167.

5) Beman, l. c. p. 97.

テアツテ、後ニハ一四、%トナリ、あだむすみす當時ニハ六、%テアツタトイフテ居リ、につちハ、西班牙ニハ凡ハテノ動産及商品ノ賣却ニ課シタルあるかばらカ存在シタトイフテ居ル。兩氏ノ批評ハ之ニ對シテ不利テアルカ、あだむすハ、此カ失敗カ主トシテ其課シタル重キ率ニ歸スルコトヲ推理スルハ公平也トイフテ居ル⁶⁾

(註三) あだむすカ之ヲ擧ケテ居ル⁶⁾

(註四) すむーとノ報告ニ依レハ此等ノ中特ニふいりつびんノハ好成绩トイフコトテアル⁶⁾

(註五) 尤モ此獨逸ノハ一九一九年ニ其課稅物件ノ範圍ヲ廣ケタトキニ、生産者稅ニ移ツタ⁷⁾

(註六) なしよなるいんだすとありあるこんふにれんすぼーどノ稅制委員會ノ報告中ニハ、佛國ノ此稅ノ最近ノ結果ハ明カニ不利テアルトイフテ居ル⁸⁾

(註七) にゆーよーくたいむすノ說テハ、此佛國ニ於ケル缺點ハ、未タ經驗ナキ新シキ稅ノ收入ノ樂觀的測定ト、何處ニモ現實ニシテ單ニ賣上稅ノ存スル處ノミニ限ラサル理由タル取引ノ沈滞トニアルヘシトイフノテアル⁹⁾

(二) 賣上稅ノ構造——賣上稅ニハ色々ノ構造カ考ヘラルルカ、(A) 大體ハ、營業的賣却(及賃貸)(註八)、ノ總額ニ對シ、營業者ヨリノ申告ニ基キ翌月又ハ四半季毎ニ、一定ノ稅率ヲ適用シテ其營業者ヨリ徵收スルモノテアル(註九)。尤モ(B) 細目ニナルト色々ノ異ツタ方法カ存シ得ル。

(註八) すむーとノ案テハ賣却ノ外ニ賃貸ヲモ課稅スル。此ハ脫稅防止ノ爲メテアル。

(註九) ぶれーんハ、總賣上稅トイフハ、或商品カ賣却セララルル總額ニ對シテ一又ハ二、%ノ稅ヲ意味スルモノト

6) Pfau, Industriepolitische Gesichtspunkte in der Besteuerung. S. 59.
7) Auerbach, Die Luxusumsatzsteuer, ein neuer Weg für die Verbrauchsbesteuerung? (Zeitschrift f. d. g. Stw. 76 Jg. 1 & 2 Hft.) S. 142.
8) Beman, l. c. p. 134.
9) Beman, l. c. p. 90.
10) Beman, l. c. p. 91.

解セラルトイヒ、へつけるハ、一般賣却稅トハ凡ヘテノ商品交通ニ課スルモノトイフテ居ル¹¹⁾

(イ) 賣却ノ範圍——ヲ或ハ最廣クハ有ラユル賣却トスルコトモ出來ル(一般賣上稅)(註一〇)。併シ其レハ農業者其他ノ原始産業者ニモ課スルノテ面倒テ煩ニ堪ヘヌカラ之ヲ除キ、從來、營業稅消費稅ヲ課セラレ來ツテ此種ノ稅ニ慣レテ居ル所ノ營業者ツマリ商工業者ヨリ其營業的販賣ニ對シテ課スルトイフコトモ出來ル(商品稅)(註一一)。併シ又更ラニ此等ノ營業的賣却ノ凡ヘテニ課セスシテ、特殊ナル賣却例之卸賣的ナモノヲ免シテ小賣ノミニ課スルコトモ出來(小賣稅)(註一二)、或ハ加奈陀等ニ例アル如ク、原始産業者ノ第一賣却ヲ除クハ勿論トシテ、尙ホ其外ニ小賣ヲモ免シテ、主トシテ卸賣ト、ソシテ序テニ製造者ヨリ消費者ヘノ直接賣却トニ課スルコトモ出來ル(卸賣稅)(註一三)。此等ハ同一物ニツキ卸賣ニテモ小賣ニテモ課稅シテハ餘リニ過重トナルカラ之ヲ緩メヤウトイフノテアルカ、併シ其レハ一ノ賣却カ小賣カ卸賣カノ區別ノ困難(註一四)トイフコトカアツテ、何レニシテモ稅ヲ逃クル爲メニ、無稅ノ方ノ賣方ヲ爲ス者カ多クナルカラ、徵稅カライヘハ此稅ヲ採ル以上ハ、卸賣ニモ小賣ニモ課スルノカ得策テアル。

(註一〇) 西班牙ノあるかばらハ、凡ベテノ動産及不動産ノ賣却ニ課シテ居ツタヤウテアル¹²⁾ 隨ツテ商工業者ノミナ

11) Plehn, Public finance. 4 ed. p. 327. Heckel, Lehrbuch. I. S. 483.
12) Adam Smith, l. c.

ラス、農民マテモカ之ヲ課セラレ、稅務行政ノ監視ノ下ニ立ツタ。此義務者ノ範圍ノ廣過キタコトモ其失敗ノ一原因テアツタ。

(註一一) すむいとノ案ハ原始産業者ノ第一賣却ヲ免シテ居ラヌシ、ろいどノ案モ、生産者ヨリ消費者ニ至ルマテノ商品ノ凡ヘテノ賣却ニ於ケル一%トイフ小少合ノ稅トシテ居ルカ、加奈陀ノ法律ハ自然狀態ニ於ケル食料品及、畑、漁業、鐵山、森林ノ産物ノ第一賣却ヲ免シテ居リ、ふいりつびんノ法律モ、農産物ニシテ生産者又ハ、其出來タル土地ノ所有者ヨリ賣却サルモノハ、其ノ原狀ノ儘タルト然ラサルトヲ間ハス免スルコトトナツテ居ル¹³⁾

(註一二) しにふれいノ小賣稅トイフノガ此テアリ、すたんぶノ舉ケタ賣上稅モツマリ此ニ外ナラヌ。なしよなるいんだすとあるこんふにれんすばいどノ稅制委員報告中ノ一案トシテ示シタモノノ中ニモ、消費又ハ使用ノ爲メノ商品ノ凡ヘテノ終局ノ賣却ノ稅トイフカアル¹⁴⁾

(註一三) しにふれいノ所謂、卸賣稅テ、加奈陀ノ賣上稅モ此テアル。即チ此ハ一般的小賣上稅テナクテ、とれいど¹⁵⁾即チ製造者、卸賣者、問屋、輸入者ニ限り課稅シ、小賣人ニハ課稅シナイ

(註一四) しにふれいハ、卸賣稅トスレハ、其卸賣ト小賣トノ限界カ困難タトイフテ居ル¹⁶⁾

(ロ) 義務者ノ範圍——此稅ノ義務者ノ賣手タルコトハイフヲ待タストシテ(註一五)、其賣手ハ廣ク何人テモ物ヲ賣却スル以上ハ之ニ課ストイフコトモ出來ルカ、原始産業者ノ産物ノ一次賣却ハ之ヲ除キ、營業の當事者ニテモ或ハ小賣人ヲ除キ或ハ卸賣人ヲ除クコトヲ得ルコトハ上ニイフ如シトシテ、其外、一般ニ國家、地方團體、公益團體ヲ除クコトカ出來

13) Beman, l. c. p. 90. 94. 105. 134.
14) Schäffle, Steuern. B. T. S. 259. Stamp, The fundamental principles of taxation. p. 79. Beman, l. c. p. 125.
15) Schäffle, a. a. O. S. 259. Beman, l. c. p. 90. 134.
16) Schäffle, a. a. O. S. 260.

(註一六)、更ラニ一年ノ總賣上高一定額以下又ハ月額一定以下ノモノハ之ヲ免ストイフコトモ出來ル(註一七)。

(註一五) 尤モ異說ハアル。すむいと案テハ賣手又ハ貸貨者ヲ義務者トシテ居リ、おるかつとハ、賣手ヲ義務者トセシテ、此稅ヲ以テ商品ノ賣手カ徵稅者(政府ノ爲メニ買手ヨリ取集ムベキ)トナルヘキカ如クニ課セラルル稅トシ、ツマリ賣手ヲ徵稅機關トシテ居ル¹⁷⁾

(註一六) すむいと案ニ於テ、賣手又ハ貸貨者ニシテ免セラルルノハ、(1)合衆國又ハ洲、地方團體、陸海軍委員、酒保、(2)外國政府、(3)排水及水利組合、(4)病院、専ラ宗教、慈善、學問又ハ教育上ノ目的又ハ小供又ハ動物ノ虐待防止ノ爲メニ組織セラレ及活動スル團體(其如何ナル純利モカ私ノ株主又ハ箇人ノ利益トナラサル)テアル¹⁸⁾

(註一七) すむいと案テハ此免稅點ヲ年額六千弗トシ、財源委員會案テハ、月五百弗以下ノ卸賣、並ニ月千弗以下ノ其後ノ賣却ヲ免稅トシテ居ル¹⁹⁾

(ハ) 物品ノ範圍——ニツイテハ有ラユル物及勤務ヲモ含マシムルヲ得ルカ(註一八)、併シ此稅ヲ消費稅のモノトスル趣旨ヨリスレハ、單ニ有形動的商品ニ限り、貨幣ヤ有價證券ヤ土地建物ノ如キヲ含マサルコトトスヘキテアル(商品稅)(註一九)。唯タ中ニ就キ土地建物ノ如キハ稅ヲ擔フ力カ可ナリ大イカラ、苟クモ之ヲ營業者カ營業的ニ賣却スル以上ハ商品同様ニ課稅シテ可テアリ、隨ツテ不動産ト商品トニ課サウトイフコトモ考ヘラルル(不

17) Beman, l. c. p. 78. 91.
18) Beman, l. c. p. 94.
19) Beman, l. c. p. 91. 94. 168.

動産及商品税(註二〇)。尤モ營業者ノミナラス有ラユル人ノ賣却ニ課スル場合テアルト、不動産ニツイテハ特ニ不利ナル境遇ニアル其賣手ノ財産沒收トナル危険アルノ故ニ之ヲ除イタカ良イトイフコトモアル(註二二)。何レニセヨ貨幣ヤ有價證券ハ單ナル投資物體テハアツテモ、消費物テハナイカラ、之カ賣却ニ課スルハ消費税タル賣上税トシテハ至當テナイ。併シ更ラニ商品ノ中ニツイテ特ニ奢侈品タケヲ選ンテ奢侈的出費(料理屋ノ支拂ノ如キ)ト共ニ之ヲ課サウトイフ考モアルカ(註二二)、其テアルトアマリ一方ニ偏重シテ、賣上税トシテハ不適當トイフコトニナル。或ハ既ニ消費税ノ課セラレ居ル物ハ其ニ任カシ、賣上税テハ之ヲ免シヤウトイフ考モアリ(註二三)、或ハ既存消費税ノ少クトモ一部ヲ止メテ賣上税ニ統一包容シヤウトイフ考モアル。或ハ初メヨリ輸出ニ定メラレタル物又ハ特ニ若干指定サレタル重要輸出品ノ賣却ニハ一定取締ノ下ニ免稅トスルコトモ出來(内國向商品税)(註二四)、又其ハ輸出産業ノ重要ノ爲メニ至當ノ處置テアル。

(註二八) なしよなるいんだすとあるこんふにれんすばードノ稅制委員會ノ報告ノ中ニハ、一案トシテ、當ニ商品ノミナラス勤務、不動産、資本財産等ノ各ノ賣却及地代及利子ノ上ノ稅ヲ舉ケテ居ル²⁰⁾

(註一九) おるかつとハ、此稅ノ物體タル商品ニ於テ、財、品物、商品、土地產物及製造品ヲ意味スト爲シ、すむ

20) Beman, l. c. p. 125.

と案ニハグーヴ、うにーあす、又ハまーちやんだいぜすとイヒ、其物カ粗製品タルト製造品タルト、半製品タルトヲ問ハス、内國產品タルト外國產品タルトヲ問ハストイフテ居ル²¹⁾

(註二〇) あだむすみすニ依ルト、西班牙ノあるかばらハ、動産及不動産ノ凡ヘテノ種類ノ財産ノ賣却ニ課セラレタ²²⁾

(註二二) るーどハ、不動産ノ賣却稅ハ取引ノ一定種ニ於テ資本ノ沒收トナル故障カアル。例之、或人カ一萬弗ノ價アル小ナ畑ヲ有シ、之ヲ九千弗ニ賣ラサルヘカラサル境遇ニアル人ノ場合ノ如シトイフテ居ル²³⁾

(註二三) 近時ノ奢侈取引稅トイフ考ハ此テアル。

(註二四) 既ニふいつびんニテモ、特別稅ニ從フ所ノ阿片以外ノ物ヲ免シテ居リ、すむーと案ニ依ルモ、既ニ特段ナル歲入法規ニテ課稅セラレテ居ル所ノ、飲料、藥卷、煙草、及其製造品、自動車、其車臺、車、自動自轉車、及たいやー、部分品及附屬品、短劍、錐、快速船、動力船其他ノモノヲ免稅トスル²⁴⁾

(註二五) ふいつびんテハ、賣手ヨリ實際輸出セラルル商品ヲ免シテ居リ、すむーと案ニテモ、輸出ノ爲メ賣却サレ又ハ貸貸セラレ且ツ正當ノ手續ニテ實際輸出セラルル物品ニハ此稅ヲ適用セヌコトトナツテ居ル²⁵⁾

(ニ) 課稅ノ時期及方法——トシテハ印紙ニヨルコトヲ得ル(印紙稅)(註二五)。ケレトモ之ヲ凡ヘテノ一々ノ小賣ニマテ及ホスコトノ餘リニ煩ニ過クルカ故ニ、ムシロ各營業者ヲシテ每翌月カ毎四半季ニ申告セシメ、其ニ從ツテ徵稅スル(註二六)。ソシテ當事者ヲシテ營業事項ノ記録義務ヲ負ハシメ、之ヲ檢查シ取締ルコトトスルノ方法(申告稅)カ選ムヘキテアル。

21) Beman, l. c. p. 78. 91. 93.
 22) Adam Smith, l. c.
 23) Beman, l. c. p. 105.
 24) Beman, l. c. p. 94. 134.
 25) Beman, l. c. p. 92. 94. 134.

(註二五) 佛國ノハ徵收形式ヨリスレハ原則ハ印紙稅テ、單ニ大ナ納稅義務アル取引ヲ有スル企業ニハ之ニ代ルニ、納稅義務アル取引ノ申告ニ基キ月ノ終リニ現金ニヨル納稅カ可能テアツタ。ソシテ獨逸ノ一九一六年ノ商品取引印紙モ之ト同様テアツタ。²⁶⁾

(註二六) なしよなるいんだすとあるこんふにれんすぼどノ稅制委員會ノ報告ニ此カ前月又ハ前四季ノ賣却ニ對シ月々又ハ四半季毎ニ拂ハルルヲ得トイフテ居ル。²⁷⁾

(ホ) 稅率——ハ課稅便宜ヨリイヘハ一率ノ比例稅、例之、一%トスルカ最可テアル(註二七)。併シ物ノ種類ニヨリ其奢侈的性質ノ多キニ從ヒ三四段ニ分ケテ簡單ナ累進課稅ヲ行フコトヲ得ルシ、其例モアル(註二八)カ、併シ又賣買當事者ニヨリテ差等課稅ヲスルコトモ出來ル(註二九)。

(註二七) すむいと案モ一%ヲ採ツテ居ル。²⁸⁾

(註二八) 加奈陀テハ、基本率ヲ定メ、其二附加シテ左記特定品ニ附加的ノ高率ヲ課スル。

三%——ちういんぐがむ、
五%——びあの、

一〇%——一定價以上ノ着物、敷物、毛布、上着、運動具、舟、快速船、寫眞器、糖菓、銃器、彈藥筒、四百五十弗以上ノびあの、他ノ樂器、光具、刃物ノ一定種、化粧具、かつとぐらす器、掛時計、懷中時計、杖等、
一五、%——三千弗以下ノ小賣價格ノ自動車、東洋ノ毛布、古物、家具及陶器ノ一定種ノモノ、

26) Auerbach, a. a. O. S. 140. 141.
27) Beman, l. c. p. 127.
28) Beman, l. c. p. 91.

二〇、%——三千弗以上ノ小賣價格ノ自動車、五弗以上ノ寶石、一定ノ化粧品、揃ノ着物、獵衣及獵用刃物、喫煙器、一定ノ賣藥、香水等、

五〇、%——一定ノ金製品、
ソレカラ一九一九年ノ獨逸ノ法律案ニテモ大ナル度ニテ奢侈稅ノ調子ヲ負ヒ、

五%ノ一般小賣稅率ヲ奢侈品ニテハ一五%トシタ。²⁹⁾

(註二九) 加奈陀テハとれいだい(營業者)相互間ノハ一半%(舊一%)、製造家ヨリ小賣人ニ又ハ直接消費者ヘノ賣却ハ特ニ三%(舊二%)ヲ基本率トシテ居ル。³⁰⁾

(三) 賣上稅ノ性質——右イフ如ク賣上稅ノ構造カ區々テアルカラ其性質ヲ概言スルコトカ難イカ大體ハムシロ内國消費品ニ於ケル一般的ノ消費稅トイフヘキテ(註三〇)、其二多少營業稅的分子ノ加味サレタモノトイフコトカ出來ル。假リニ之ヲ日本ノ如キテ採ルトスレハ、消費稅ノ多クノモノ並ニ營業稅ヲ廢止スルヲ至當トスルコトトナル。ソシテ其賣上稅カ比例率ヲモツトイフコトニナレハ、殊ニ重課スル理由アル所ノ既存ノ奢侈的消費稅タケハ殘サナクテハナラナイ。ソレカラ此稅カ直接稅カ間接稅カトイフコトニナレハ、間接稅トイフ方カ當ツテ居ルカ(註三一)營業者ヲ一ノ徵稅機關ト見ルコト通行稅ノ如キト同トスレハ直接稅トイフコトニナル。

29) Beman, l. c. p. 126—7. Pfau, a. a. O. S. 59.
30) Beman, l. c. p. 90.

(註三〇) ばりゆーハ、動産の移轉ノ上ノ一般稅(あるかばらノ如キ)ハ其結果ニ於テ消費稅ノ澤山ノモノノ結合ニ齊シトイフ³¹⁾

(註三一) こんばーハ、其徵收方法ニヨレハ此カムシロ直接稅ニ近ツク。何トナレハ此カ指名サレタル人ニ違スルカラ。併シ其歸着カライヘハ、此カヨリ多ク間接稅ニ近ツク。何トナレハ此カ消費者ニ違シ、此カ回收スヘキモノテアルカラトイフテ居ル³²⁾

第二段 賣上稅ノ長所

(一) 財政上

(A) 財政收入上——賣上稅ニハ色々ノ長所カアルカ、先ツ以テ財政收入上ノ其ヲ舉クルコトカ出求ル。中ニ就キテモイ其收入カ可ナリ豊富テ、徵稅費亦多カラス(註三二)、純收入隨ツテ大ナルコトハ其重要ナル長所テナケレハナラス(註三三)。此アルニヨリテ此稅カ他ノ幾多ノ苦情アル稅ニ代リ得ルコトトモナル。米國テハ大體二十五億圓許リトモ見積ラレテ居ルカ(註三四)、日本テモ營業稅ノ材料カラ推セハ百分一稅トシテ二億圓位ハ得ラレサウニ見ユル。此稅ニハ勿論後ニ舉クル如キ種々ノ缺點カアルカラ、此收入上ノ點ノミカラノミ打算スルコトハ出來ナイカ、併シ此稅ニ收入上此ノ如キ長所アリトイフコトカ他ノ弱點ヲ緩

31) Parieu, Traité des impôts. 2 éd. II. p. 94.

32) Combat, La taxe sur le chiffre d'affaires et la taxe de luxe. p. 17.

ムル大ナカテナクテハナラス。(ロ)加之、此カ國民經濟進歩ノ結果トシテ漸次增收ヲモ期シ得ル。勿論此カ行ハルルニ於テ賣買商業ノ方法ノ變化モ起ラウシ、特ニ不況時代モ廻リ來ルテアラウシ、必ス增收ノ一方トハイヘナイニセヨ、不況時ニテモ非常ナル減收ナトトイフコトニハナラス(註三五)、大勢ノムシロ收入増加ニアルコトハ争ハレナイ。

(註三二) ばつち、おるかつと、ろーど等、此稅ノ徵收ノ經濟的ナルコトヲ主張ス。ふいりつびん政府ヨリ華府政府ヘノ報告ニモ彼ノ有ツ稅ノ中テ最經濟的ノモノテアツタトイフテ居ル³³⁾

(註三三) ばつち、おるかつと、ろーど、すむーと、あだむす等、其多收可能ヲ主張シ、ふいりつびん政府ヨリ華府政府ヘノ報告中ニモ彼ノ有ツ稅ノ中テ最多收的ノモノテアツタトイフテ居ル。尙又、へつけるモ、一般賣却稅ハ租稅收入ヲ本質的ニ増加スヘシトイフテ居リ、ろびんそんモ、佛國ノ一般取引稅ニツキ此カ國庫ニトリテ一層多收トナルコトヲ期待セラレタトイフ³⁴⁾

(註三四) にゆーよーくたいむすニ依レハ、すむーとノ十二億五千萬弗ノ收入見積ハ相當ニシテ過大テナイトイフコトテアリ、あだむすハ、一般賣上稅(最廣キ)トスレハ百分一稅ニテ年五十億弗テナクトモ、確カニ二十億弗以上トナルヘシトイフ³⁵⁾

(註三五) ばつちハ、賣却稅ハ政府歳入ニ據ルヘキノ確ナ、人民ノ支出トイフモノヲ基ツケルコトナル。其支出ハ斷ヘス増進シ、歳入ニ大ナ影響ヲ與フルカ如キ度ニテハ好況時又ハ不況時ニテ變化セストイヒ、おるかつとモ、此賣上カ利潤及所得ヨリモ一層確實ナ基礎ヲ政府收入ノ一大部ノ爲メニ供ストイヒ、ろーどモ同様ノ主張ヲ爲ス³⁶⁾

33) Beman, l. c. p. 78. 89. 97. 108.

34) Beman, l. c. p. 77. 78. 89. 95. 107. 167. Heckel, a. a. O. S. 483. Rob nson, Public finance. p. 49.

35) Beman, l. c. p. 91. 167.

36) Beman, l. c. p. 77. 88. 107.

(B) 財政技術上——ニハ納稅義務者ニトリテモ特ニ徵稅當局者ニトリテモ其手續カ左迄繁雜ナラヌムシロ簡單ニシテ自動的トイヒ得ル(註三六)。

(註三六) ばつち、おるかつと、ろーど、すたうぶ、すむーと等此ヲ説ク。ふいりつびん政府ノ華府政府ヘノ報告中ニモ之ヲ擧ク。あうあばつはモ、租稅義務カ直接ニ企業ニ結付ラレテ、一定ノ物體ニ結付ケラレナイトキニ、特ニ全體ノ營業取引ノ可能ニ從ツテ租稅義務アルモノト爲スヘキトキニ、大ナル簡單ヲ意味スルコトトナルトイフ³⁷⁾

(C) 租稅體系上——ニハ此稅ハ何トシテモ營業稅ヲ以テ目スルコトハ出來ヌ。營業稅ニ當ルモノハ別ニ所得稅ノ内部ニテカ、所得稅外ノ直接稅ニテカ考慮スルヲ要スルカ、兎モ角之ヲ消費稅ト見ルトシテ、此ヲ採ルトスレバ、從來ノ雜多ナ消費稅ヲ整理シテ此カ體系ヲ簡單トスルニハ最妙テツマリ此ニヨリテ稅制ヲ簡單化スルコトカ出來ル(註三七)。其ニ於テモ此稅カ有意義テアル。

(註三七) ばつちハ、此稅ハ現行稅ノ複雜ナルニ對シテ簡單ナルトイフ³⁸⁾

(ニ) 經濟政策上ニハ

(A) 節約獎勵(イ)此稅カアラユル消費物ニ其金額ニ應シテ課稅セラル結果、ソシテ此カ消費物者ニ轉嫁サルヘキ傾ヲモツトイフニ於テ、成程消費物ノ中テモ必需品ノ如ク消費ノ節シ難

37) Beman, l. c. p. 73. 77. 78. 89. 94. 97. 108. 146. Auerbach, a. a. O. S. 144.

38) Beman, l. c. p. 77.

キモノハアルカ、兎モ角此ノ如キノ稅アル以上ハ、消費者ノ立場トシテ全體上何處カテ出來ルタケ其消費ヲ節スルトイフ考ニナル(註三八)。(ロ)又營業者トシテモ其營業ニ使用スル物ニツキテ出來ルタケノ節約ヲ爲スコトニ促カサレナクテハナラヌ(註三九)。其レタケニテ社會經濟ノ全體ニ於テ有益テアル。

(註三八) おるかつとハ、此稅カ浪費ノ代リニ節約ヲ獎勵スヘシト爲シ、ろーどハ、此カ將來ノ産業發展ノ爲メニ、

貯蓄ノ集積ヲ許ストイフ³⁹⁾

(註三九) ばつち及ろーどハ此稅カ營業節約ヲ進メルコトヲ注意ス⁴⁰⁾

(B) 生産及營業過程簡單化並ニ生産従業者増加——(イ)次ギニ又此稅アルニ於テ、大企業ニテ從來アマリ分業的トナリ過キテ、仕事ノ一部ヲ外部ニ仰クコトトナツテ居タノヲ、今度ハ一企業ノ内部ニ結合シ、生産過程ノ集中ヲ計ルコトトナル傾ヲ生スル。尤モ分業ヲ以テ一層經濟的也トスル點モアツテ、此方ノ利益カ、分業トスル爲メノ此稅ノ損失ヨリ(註四〇)モ一層大イコトモアルカラ、一概ニハイヘナイカ、併シ集中トスルノヲムシロ利トスルコトモアツテ、其レタケテハ此稅カ之ヲ進メル。ソシテ生産過程カアマリ分散シ企業ト企業ト分立シ過キルノ結果ハ、或企業トシテハ其經營上ニ不安ヲモツヲ免レヌカラ、此ノ如ク

39) Beman, l. c. p. 89. 107.

40) Beman, l. c. p. 77. 107.

ニ此税ノ刺戟ニヨリテ或度マテ企業ノ結合ヲ促シ、企業ノ自主自立ヲ進メルコトハ無意義テハナイ(註四二)。此點ハ或ハ左マテノコトヲナイトシテ、(ロ)生産者消費者カ此税アルニヨリテ出來ルタケ中間的媒介者タル人ヲ節シヤウトイフ傾向ヲ生スル。一度テモ多ク中間營業者ノ手ヲ經ルホト税ノ負擔カ嵩ムコトトナルカラ、出來ルタケ之ヲ少クシヤウトシテ、或ハ販買組合、或ハ購買組合ヲ作ルコトトナリ、此事ヲ人カ一層眞面目ニ考フルコトトナル。此ハ中間商人ノ立場カライヘハ困ツタコトテハアルカ、併シ社會全體カライヘハ有利テアル。此ノ如キ中間人ニモ利益カアリ又全ク無クスルコトハ出來ヌニセヨ、其出來ルタケ少キカ望マシク、今此税ニヨリテ此ヲ減シ、ソシテハ(其カ今度ハ結局生産者トナツテ何等カノ物ヲ作り出スコトニ向ハサルヲ得サルタケテハ、世ノ中ノ富源ヲ開發シ(註四三)、物ノ供給ヲ充實シテ消費者ヲシテ割安ニ之ヲ獲得セシムルコトトナル。勿論此税アル爲メ、他方ニ消費節約カ行ハレテ、生産サレタル物ノ國內ニテ消化サレサルタケテハ、國際的販路ノ開ケタ今日テハ外部ニ其消化先ヲ見出シ得ル。テ此税ノ經濟上ノ結果ハ前ノ財政上ノ長所ト相待テ頗ル重大テアル(註四三)。

(註四〇) ナむトニ依レハ、六ノ生産過程ヲ一企業ニ集メタ場合ト、別々ノ企業ニテ行フ場合トノ百分ノ一税ノ負

擔ノ差異ハ百分一ト百分六トノ差テハナクテ、實ハ別々ノ六ノ企業ニテ行ハルル場合ノカ二半%乃至三半%テ、此ト百分一トノ差テアルトイフコトテアル⁴¹⁾

(註四一) ばつちハ、終局ノ傾向ハ凡ヘテノ營業ノ爲メニ一層自立トナルコトテアラウ。若モ此税カ此過程ヲ急カストスレハ、其ハ此税カ時代精神ニテ動キツツアルコトヲ唯證明スルトイフ⁴²⁾

(註四二) ろどハ、此税カ自然ノ富源ノ開發ヲ進メルコトトナルテアラウトイフ⁴³⁾

(註四三) 少クトモふいりつびんノ實績テハ此カ此島ノ營業又ハ工業ノ如何ナルモノヲモ妨ケナカツタトイフコトテアル⁴⁴⁾

(C) 物價低下促進——上記(A)(B)二ノモノノ相當ニ行ハルル結果ハ、物價ヲ大體、合理的ニ低下セシムル傾ヲ有ツヘキテアルカ、此ノ如キ消費税ニヨリテハ之ヲ名トシテ此税額以上ニ多クノモノヲ價格ノ中ニ附加スルコトハ出來マシク(註四四)、又アマリニ多ク附加スルコトハ一層夫ノ中間人ヲ節スル爲メノ運動ヲ行ハレシムルコトトモナル(註四五)。勿論此ノ如キ税ハ出來ルタケ轉嫁シヤウト努メラレ自ラ價格中ニ入レラレル傾ハ強イカ、併シ此税ニヨリテ他ノ諸税ニ代ラルルヲ得ルトスレハ、之ニヨリテ價格ヲ高メルコトハ、他税ニ於ケルヨリモ一層困難テ、全體上物價ノ一層ノ騰貴ヲ生スルニ至ラスシテ、却ツテ之ヲ牽制シ、ムシロ低下サヘ促進スルコトトナラウ(註四六)。

41) Beman, l. c. p. 59.
 42) Beman, l. c. p. 76.
 43) Beman, l. c. p. 107.
 44) Beman, l. c. p. 97.

(註四四) おるかつとハ、此カ稅其モノノ額以上ニ、物ノ價格ヲ上ホスコトハ出來ヌトイヒ、ろードモ同様ノ主張ヲ爲ス。⁴⁵⁾

(註四五) こんばーハ曰ク、過高トナル所ノ物價ニ對シテ防制スル爲メニ、消費者ハ中間人ヲ節シ、及直接ニ生産者ニ行ク爲メニ組織ヲ作ル必要ニアルテアラウ。既ニ之カ爲メニ消費組合カ發達シタ。斯クテ商工業カ新稅ニヨリテ其取扱フ物價ノ上ノ影響ヲ彼等自身拂フヘキ額ニ應スルタケニ制限セサルヘカラサルコトナルト考ヘラルト。⁴⁶⁾

(註四六) 之ニツキ、すむーとハ、六回ノ賣却トシテモ各百分一ツツノ稅ニテ終局ノ消費者ニトリテノ商品價格ノ騰貴カ三半%ヨリモ多クニナルコトハ稀テアツテ、超過利得稅ノ作用ヨリ生スル二十三%ノ物價騰貴ト比較シテ殆ントイフニ足ラヌモノテアルト爲シ、ばつちハ、今日ハ稅(此新稅ニヨリ代ラルヘキ現行稅)カ物價ヲ殆ント二十五%タケ増加シテ居ルノニ、賣上稅ハ平均二半%以上ハ物價ヲ高メナイテアラウトイヒ、ろードモ、生産者ヨリ消費者ニ行クマテノ間ノ凡ヘテノ賣却ヘ一%ノ稅ノ附加的結果ハ、小賣價格ニ於ケル三%ニハ達スルヲ得ヌ。然ルニ多クノ政府當局者ハ、現在ノ課稅方法カ價格ヲ二十五%タケ高メルコトニ導キ、而カモ其大部分カ政府ニ達シナイコトヲ承認シテ居ルトイフテ居ル。⁴⁷⁾

(D) 營業非特別負擔——而シテ此ノ如ク一率ニシテ輕キ稅ハ固ヨリ營業者ニトツテ一ノ生産費トハナルカ(註四七)、其ヲ消費者ノ方ヘ轉嫁シテ行クコトハムシロ容易テ、大抵營業者自身ノ負擔トハナラサルノ傾ヲ有ツ(註四八)。又事情カ許スナラハ營業者トシテハ此稅額以上ニモ價格ヲ上ケヤウト努ムル(註四九)。テ多分彼ノ特別負擔トハナラヌテアラウカ、但タ

45) Beman, l. c. p. 89. 108.
46) Combat, l. c. p. 16.
47) Beman, l. c. p. 77. 98. 107. 108.

經濟界不況ノ場合ニ營業者自ラ擔ハナクテナラヌコトカアリ得ル所テハアル(註五〇)。其レニシテモ此ノ如キ輕イ率テアレハムシロ恐ヒ得ルモノトイフコトカ出來ル(註五一)。

(註四七) まいるハ、消費及使用稅ハ材料調達費、賃金等ノ爲メニ生スル費用ト齊シク特別生産費ノ明ニ認ムヘキ元素ヲ成ストイフ。⁴⁸⁾

(註四八) あだむすハ、此ノ如キ稅カ永イ間ニハ消費者ニヨリテ擔ハルルコトカムシロ確カテアルトイヒ、すたらぶハ、此カ營業ノ負擔トハナラヌテアラウ。何トナレハ凡ヘテノ賣却ノ上ニ同一稅率ナルカ爲メニ買手ノ上ニ轉嫁セラルルヲ得ルカラトイフ。⁴⁹⁾

(註四九) こんばーハ、生産カ正常ニ達セサレハ達セサルホト、需要カ供給ヲ超ユレハ超ユルホト、及賣手カ自由競争ニヨリ阻止サレナケレハサレナイホト、商業者トシテハ自ラ取引稅ニヨリテ生スヘキ一般費用額ヲモ超ヘタル額ニ、其價格ヲ高メル爲メニ機會ヲ利用スル傾ヲモツテアラウ。租稅ニヨリテ傷ケラルル所テナクテ、ムシロ此カ恩典ノ源トナルテアラウトイヒ、ぶれーんモ、若モ需要カ頗ル強イトキハ、消費者ハ稅及其以上ヲモ擔フコトトナルデアラウトイフテ居ル。⁵⁰⁾

(註五〇) こんばーモ、不況ノ場合ニハ此カ抵抗ノ流ニ遇ヒ、爲メニ其結果ヲ遅延セシムトイヒ、匿名政治家モ、各ノ間接稅ニ於テ、轉嫁カ完全ニ正當ニ又ハ唯一般ニ生シ、隨フテ稅カ眞ノ義務者ヲ課スルトイフ保證ヲ有ダストイヒ、にーべるヒモ、間接稅ニテ假定セラルル轉嫁カ信頼スヘキ方法ニテ行ハレナイ。ムシロ稅カ往々ニシテ生産者又ハ商人ニ歸スルコトカ看過スヘカラストイフ。⁵¹⁾

(註五一) ばうハ、商品取引稅ハ一般的消費稅トシテ現ハルルタケテハ、經濟上ヨリ見テ、唯輕キ率ニ於テ辯護サル

48) Georg von Mayr, Zur Theorie der indirekten Steuern. S. 53.
49) Beman, l. c. p. 146. 170.
50) Combat, l. c. p. 15. Plehn, l. c. p. 327.
51) Combat, l. c. p. 16. Staatsmann a. D., Fw. S. 285. Eheberg, Fw. 9. Aufl. S. 398.

ルトイフ⁵²⁾

(三) 公平課税上——ヨリシテハ(A)本税其モノトシテ考ヘテ、此ニハ遺憾乍ラ後ニイフ色々ノ弱點モアルカ、併シ兎モ角、消費ノ高サニ應シテ課税サルルコトトハナリ、多ク消費スル者ハ、多ク給付シ得ルノ力アリトイヒ得ルタケテハ、此ニ一ノ公平カ存ストイヒ得ル(註五二)。勿論此ニ色々ノ不公平ノ動機カアル。營業用消費ト人事用消費トノ區別ヲセヌトカ、消費物ノ種類ニヨリテ差等ヲ附セヌトカ、同一種消費ニテモ消費者ニ至ルマテノ間ニ經タル度數ノ多少ヲ考慮セヌトカ、經濟界不況ノ場合ニ營業者ノ負擔トナルノカ不都合トカイフヤウナコトカ色々並ヘ立テラルルケレトモ、其モ一%トイフ如キ輕イ税テアリ、ソレモ更ニ人々ノ負擔ニ堪ヘラレヌタケテハ度數ヲ省略スル餘地アルニ於テ、完全テハナイカ、恐ヒ得ルモノトハイヘル。(B)其他此税カ消費税ノ一トシテ直接税ノ補完トイフコトカイヒ得ルシ(註五三)、特ニ又生産政策加味ノ租税ニ於テ望マシキ享樂及使用財産重課ノ爲メノ享樂財産直接税ヲ假リニ設クルトシテ、此直接税カ逋脱ノ恐アルヨリシテ其補完ノ意味ニテ此種ノ取引税ヲ採リタシトイフコトモアル(註五四)。尤モ此終ノ目的ノ爲メニハ、此賣上税ヲ單ニ享樂財産ノミニ限ルカ、又ハ一般的ニ課スルトシテモ此ニ累進課税ヲ行フコト

52) Pfau, a. a. O. S. 65.

加奈陀制度ノ如クシナクテハナラヌトイフ困難ガアル。

(註五二) ばつち、ろーど、おるかつと、すむーと等、此税ノ公平ヲ唱フ。ふいりつびん政府ノ報告亦之ヲイフ。更ラニぶあいふあーハ、消費税ヲ消費ノ各物體ノ上ニ課スルヲ得タルトキハ、特ニ其カ各物ノ價値ト平等ノ割合ニテ變スル税ナルトキハ此カ恐ラクハ吾人ノ定メタ原則ニ最良ク適應スル税テアラウトイヒ、こつさモ、或者ノ支出ト所得トノ間ニ釣合ヲ有ストイフ想像ハ、或境界内ニテハ合理的テアルト爲シ、ろつつハ若干ノ選マレタル消費物ノ負擔ノ代リニ、一般ノ商品ノ課税ヲ實行スルコトカ一層公正且ツ一層目的ニ適フモノテナイカトイフ考カアルトイフ⁵³⁾

(註五三) 例之、シにふれーハ、直接及間接税ノ兩方カ全租税體系ノ特立ノ一節トシテ、互ニ他ヲ必要トシ又互ニ他ノモノヲ前提トスル。兩種ノ税ノ各カ其充足及租税體系の主機能ニ於テ、他ノモノニヨリテ代ラルヘカス、隨フテ副機能トシテ各カ他ノモノヲ多少補完スルコトトナルトイフ⁵⁴⁾

(註五四) ばうハ、生産政策的租税體系ノ計畫トシテ享樂及使用財産カ租税上重課サレナクテハナラヌトイフコトカ定メラルヘキテアル。此カ爲メニ一般所得税ト、収益財産税ト享樂財産税トカ定メラレ、而モ後者カ最高率且ツ最銳キ累進ニテ定メラルヘク、此後ノモノノ一部カ回期的評定ニ拘ラス、租税回避トナル傾カアルカラ、其他ノ租税體系(特ニ消費税及商品取引税)ニテ此缺陷カ充タサレナクテハナラヌトイフ⁵⁵⁾

(四) 人民負擔上

(A) 納税額明知——次キニ此税ハ人民ノ負擔ノ上ニハ、人民ヲシテ納税額ヲ容易ニ知了セシムルトイフコトカアル(註五五)。其ハ此税ノ仕組ノ簡單ナルカ爲メニ然ルノテアル。複雑

53) Beman, l. c. p. 77. 89. 95. 97. 108. Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 345. Cossa, Fw. S. 105. Lotz, Fw. S. 720.

54) Schäffle, a. a. O. S. 361.

55) Pfau, a. a. O. S. 51—2.

ノ稅ニ比シテ此カ確カニ人民ニトリテハ樂テアル。

(註五五) ばつち、すむいと、ろいど、あだむす等之ヲ唱フ。なしよなるいんだすとありあるこんふにれんすぼいどノ
稅制委員會報告モ同様テアル。⁵⁶⁾

(B) 負擔容易及負擔感輕易——此稅ハ一ノ間接稅トシテ物ノ價格中ニ込メラレテ負擔サルルコトトナルカラ消費者ノ氣ノ着カヌ所テ取ラレテ其爲メ苦痛少シトイフ傾カアリ(註五六) 特ニ其カ一度ニ固マツタ負擔ヲスルノテナクテ、小額ツツニ分割シテ擔フコトトナルトイフコトモアリ(註五七)、又其ハ消費者トシテ之ヲ拂ヒ之ヲ擔フニ最都合良キ時カ選マルルトイフコトモアリ(註五八)、負擔スルカ否カヲ選擇スル自由モアリ(註五九)、消費者トシテハ其經濟ノ内部ニ立入ツテ調ヘラルル不快モナク役人ト直接交渉スルノ煩モナシトイフコトカアリ(註六〇)、何レニシテモ消費者ニトリテ樂テアル。又其カ重イ率テアリソシテ物カ消費
者ニ至ルマテノ間ニ餘リ多クノ手ヲ經ルトスレハ、終局堪ヘ難キホトノ負擔トモナラウカ、此稅アルニヨリテ自ラ其度數モ少クナリ、ソシテ本稅モ一%位ノ輕イモノテアルナラハ、其カ數回繰返サレタトシテモ結局大シタモノテハナク、(註六一)、今日此稅ナシトシテモ物ノ轉々スル間ニ生産原價ト消費者ニ於ケル價格トノ差額ノ可ナリ大イノニ比スレハ殆

56) Beman, l. c. p. 78, 95, 108, 127, 167.

トイフニ足ラヌモノテアラウ。特ニ景氣ノ良ク營業利得ノ大イトキナトニハ、一%位ノ稅ハ、ムシロ優ニ利得ノ中テ吸收シ盡サレテ消費者ノ特別負擔トハナラヌテアラウ(註六二)。故ニ此稅カ消費者ニ轉嫁スルタケテハ負擔ハ容易テアリ其ニツキテノ負擔感ハ輕易テアリ得ル(註六三)。但タ此カ轉嫁セラレスシテ營業者ノ負擔トナルタケテハ苦シキ場合ヲ生スルカ併シ營業者トイフ地位ノ者ハ他ノ消費稅ニツイテモ營業稅ニツイテモ此種ノ場合ニ遭遇スルコトノアリ得ヘキモノテ、此稅ニ限ツタコトテハナク、否ナ稅ノミナラス、凡ヘテノ營業費ニツイテモ此種ノコトヲ伴フモノテ(註六四)、彼トシテハ此不利ナルモノヲ有利ナル時ニ於ケル利益ヲ半減スルコトカ出來、ソシテ營業ハ元來、平均的ニ有利ナリト思ヘハコソ存立シ成立スルモノトイフヘク、ツマリ夫ノ一時的不利ハ全體上ニハ補償サレテ居ルト見ルヲ得ル(註六五)。彼ハ夫ノ不利ヲ恐ハナクテハナラヌ。

(註五六) 諸多ノ學者之ヲ注意ス。例之、べるぎらすハ、間接稅ハ物ノ價格中ニ入レラレテ之ヲ取出スコトハ絕對ニ不可能ト爲シ、らうハ、消費カ既ニ永キ時存スレハ、生活方法カ之ニ從フテ定メラレ、人ハ之ヲ價格ノ重要ナル一成分ト見ルコトニ慣レ、或支出ノ中ニ含マレタ稅ハ此ノ如キモノトシテ注意ヲ引クコト少シトイヒ、匿名政治家モ、此稅カ買價中ニアツテ全ク注意セラレズト爲シ、ひつぐすモ、間接稅カ物ノ價ノ中ニ匿サルル爲メニ相對的ニ苦痛ナキ性質ノモノトイヒ、こんらーどハ、大ナル公衆ハ此納稅ヲ殆ント注意シナイ。此カ稅ノ高サニツキ不明

57) Bergius, Fw. S. 306. Rau, Fw. 5 Aufl. II. S. 211, 214. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 278. Conrad, Fw. 2 Aufl. S. 24. Pfeiler, a. a. O. S. 353. Walcker, Fw. S. 97. Vocke, Fw. S. 81. Eheberg, a. a. O. S. 399. Cohn, Fw. S. 465. Higgs, Primer of national finance. p. 69.

テ、隨フテ特ニ既ニ永キ時存シタ所ノ稅ハ反對ナシニ堪ヘラルト爲シ、ぶあいふあ一ハ、消費稅ノ利益ハ、國民カ此方法ニテ稅ヲ拂フコト及如何ニ多ク拂フカニツキ注意スルコト少キコトニ存スト爲シ、わるか一モ間接稅ハ直接稅ヨリモ一層負擔ノ感セラレサルモノトシ、ふおつけ、にーべるひハ消費稅ノ長所トシテ負擔ノ不顯著カ擧ケラルト爲シ、こーんハ、多數人民ノ國民的及經濟的の不完全ナル爲メノ直接稅ノ困難カ、不注意ノ間ニ且ツ少シツツ稅額ヲ拂ハシムル所ノ間接稅ヲ選マシムトイフテ居ル⁰⁵⁷⁾

(註五七) 前註こーん參照。わぐな一ハ、消費稅ノ理由トシテ此ニ於ケル租稅支拂ノ小ナル且ツ任意ノ時ニ給付スヘキ分割支拂ニ於ケル分解ヲ擧ケ、こんら一ドモ、此カ小額ニテ及義務者ニ最易ナル時ニ支拂ハルト爲シ、りんほふモ、間接稅ニテハ課稅ノ時期ヲ選ムニツキテモ、支拂フヘキモノノ大サヲ定ムルニツキテモ消費者ニトリテ全ク自由テアルト爲シ、其他、らう、ぼるぐと、にーべるひ、ふおつけ等、小額支拂ノ長所ヲ擧ク⁰⁵⁸⁾

(註五八) 前註わぐな一、こんら一ド、りんほふ參照。尙ホりんほふハ、間接稅ハ任意的ノモノテアル。稅ノ課セラレル消費物體ノ使用又ハ消費ヲ斷念スル者ハ之ヲ逃レルコトカ出來ルカラテアル。ソシテ人ハ之ヲ左ナクモ或支拂ヲ爲スヘキトキ即チ貨幣ヲ準備シタ時ニ支拂ふ、之ニヨリテ人カ稅ノ支拂ニツキ特別ノ盡力及厄介ヲ有タナイトイフ⁰⁵⁹⁾

(註五九) 前註りんほふ參照尙ホあいぜんはるとハ、何故ニ此消費稅カ或他ノ稅ヨリモ少キ不平ニテ擔ハルカノ主タル理由ハ、吾人カ此ヲ生活ノ不要品ニ制限シテ之ニ同化スル所ノ此稅ノ任意性ニアリトイヒ、まいるモ、終局的擔稅者ニトリテ、非常ニ分散シタ納稅手續カ、給付ノ或全額ニツイテ被稅者ノ拘束ナシニ、及租稅ヲ負ハントスル範圍ニツキ各人ニトリテノ大ナル屈伸力ヲ以テ現ハルル。此稅テハ一般ニ租稅義務ヲ負フコト又ハ之ヲ避クルコトニ於ケル大ナル選擇ノ自由カ與ヘラルトイヒ、ぶあいふあ一モ、納稅者(實ハ擔稅者)カ稅ヲ拂ハントスルカ及如何

58) Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 638. Conrad, a. a. O. S. 23-4. Linhoff, Indirekten Steuern oder nicht? S. 8. Rau, a. a. O. S. 214. Borcht, Fw. S. 134. Eheberg, a. a. O. S. 399. Vocke, a. a. O. S. 82.
59) Linhoff, a. a. O. S. 7. 8.

ニ多ク拂ハントスルカカ彼ノ自由ニ存シ、此ノ如キ稅カ決シテ壓迫トナル能ハストイヒ、らうモ消費ヲ制限スル自由カ此稅ノ壓迫ニ對スル緩和方便テアルトイヒ、匿名政治家モ、此稅カ多ク課セラルルヤ少ク課セラルルヤハ人ノ自由意思ニ存ストイヒ、ろつしあ一モ此ニ或自由カ結付クトイフ⁰⁶⁰⁾

(註六〇) ぼるぐとハ、多クノ消費稅テハ、消費者カ彼ノ事情ニ於ケル厄介ナル侵入及稅務廳トノ直接ノ接觸ヲ逃レルトイヒ、こんら一ドモ、此稅ノ長所ハ、稅ヲ擔フ者ノ大ナル數カ全ク稅務官廳ト交渉ニ來ラヌコトテアルトイフ⁰⁶¹⁾

(註六一) 一物ニツキ六回手ヲ經ルトシテモ負擔ハ一%稅トシテ二半乃至三半%ニ止マル(前註四〇、四六)。然ルニこんば一ニ依レハ、一九二〇年六月二十五日ノ佛國ノ法律ノ準備調査ニ於テ及其ニ關シテ行ハレタル討論ノ中ニ、人ハ一ノ商品カ平均四又ハ五回課稅サルコトヲ認メタトイフコトテアル⁰⁶²⁾

(註六二) ふいりつびんノ經驗テハ、一%ノ賣上稅カ正常時ニハ通例ノ商取引ニ於テ稅ニツキ頗ル小ナル注意カ拂ハレ、利得カ通例ヨリモ一層大ナル異常ノ狀態ノ下ニハ、賣上稅カ之ニテ吸收セラレタトイフコトテアル⁰⁶³⁾

(註六三) ばつち、すむ一と、すたうぶ等、賣上稅カ消費者ニ於テ殆ント負擔ヲ感シナイホトノモノトイフ⁰⁶⁴⁾

(註六四) ばつちハ、營業者ニトリテハ賣上稅ハ結局簡單ニ一ノ直接營業費ト見ラルヘキモノテ、之ヲ計算スルコトニ於テ或他ノ營業費例之、地代勞賃等ト同様ニ取扱ハレナクテハナラヌ。物價下落ノ時ニ此等ノ費用カ賠償サレルコトノ出來ナイコトカ可能テアツテ、稅モ亦同一運命ヲ分ツヘキモノテアルトイフ⁰⁶⁵⁾

(註六五) ばつちハ之ヲ説明シテ居ル。曰ク、營業ハ凡ヘテ利益ノ爲メニ行ハルモノト見做サレナクテハナラヌ。ソシテ損失ノ時ハ當然例外テナクテハナラヌ。然ラサレハ營業カ立行カナイ。ソシテ利益ノ時ニ凡ヘテノ費用カ計算セラルルト⁰⁶⁶⁾

60) Eisenhart, Kunst der Besteuerung. S. 173. Mayr, a. a. O. S. 40. Pfeiffer, a. a. O. S. 352. Rau, a. a. O. S. 212. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 278. Roscher, Fw. 5 Aufl. II. S. 3.
61) Borcht, a. a. O. S. 133-4. Conrad, a. a. O. S. 23.
62) Combat, l. c. p. 15.
63) Beman, l. c. p. 93.
64) Beman, l. c. p. 78. 95. 145.
65) Beman, l. c. p. 74.

(C) 負擔歸着確實——トイフコトモ此稅ニツイテ往々ニシテイハルル(註六六)。其ハ此カ多クノ場合消費者ニ轉嫁サレ行クカラテアルカ、併シ例外的ニセヨ營業者ノ負擔トナルコトアリトイフニ於テ斯クイフノハ少シイヒ過キテアル。

(註六六) ばつち、おるかつと、ろいど等之ヲ舉ク⁶⁶⁷⁾

(D) 民衆の原則適應——トイフコトモ此ニツキテイヒ得ル。其ハ此稅カ平等的ノモノテ、人々ニ其買取ル物ノ多寡ニ應シテ課稅シ、富者ハ大體自然貧者ヨリモ多ク負フコトニハナルカ、兎モ角廣ク貧者モ之ニテ負擔スル機會カ出來、其カ他ノ稅ヨリモ多ク、此點ニテハ此稅カ民衆的ノ稅トイヒ得ル(註六七)。其ハ併シ貧民ニハ餘リニ過重トナルカラ不都合タトモイヒ得ルカ、併シ又近時民衆ノ權利カ益々伸ハサレ又保護サルルニ於テ、其ニ相當シテ彼等モ直接稅テハ負擔カ出來ヌニシテモ、セメテハ賣上稅ノ如キ間接稅テナリトモ負擔スルノカ至當タトモイヒ得ル(註六八)。此ニハ若干異論ノ入り得ル餘地ハアルカ、一ノ主義トシテハ成立チ得ル。

(註六七) ばつちハ此稅カ堅キ民衆の原則ニ基ケラルト爲シ、ろいどモ同様ノコトヲイフ⁶⁶⁸⁾

(註六八) べるな一ハ、之ニツキ、近代國家ハ凡ヘテ彼ノ從屬者ノ政治上ノ共力ニ基ク。此ヨリシテ必然ニ、凡ヘテ

66) Beman, l. c. p. 74-5.

67) Beman, l. c. p. 78. 89. 108.

68) Beman, l. c. p. 78. 108.

ノ國民カ、國家目的ノ爲メニ必要ナル支出ノ充足ニ引入レラレナクテハナラヌトイフコトカ生スルトイフテ居ル⁶⁶⁹⁾

結 論

以上要之、賣上稅ニハ先例モアリ賛成說モアツテ、一ノ研究ニ値スル好題目テアル。構造方法ニハ色々アツテ一定セヌカ、大體ハ廣ク營業的賣却ニ一定ノ稅率ヲ適用スルモノテアリ、性質ハ間接消費稅テ、多少營業稅分子カ加味サレテ居ル。公平課稅上ニハ強イ異議カ潜ムカ、其カラシテモ一應ノ説明ハツキ、財政上、經濟政策上、人民負擔上ニハ全體上有利ナ點カ勝ツ。若夫レ其弱點ニ至ツテハ後文ニ於テ之ヲ詳說シ、此ト相待ツタ處テ最後ノ斷定ヲ下サウト思フ。

69) Berner, Das Wesen der Steuern insbesondere der indirekten. S. 33.

第十二編 賣上税ノ缺點

緒言

前論文ニ於テ私ハ賣上税ノ本質ト長所トヲ説イタ。茲ニ其レニ次イテ是非トモ其弱點ヲ示サナクテハナラヌ。凡ヘテノ税ニ長所ト短所トヲ持ツコトヲ免レヌ、此税マタ、之ニ漏ルルコトハ出來ス、長所ノ存スル反面ニ少カラサル短所ヲ有チ、未タ輕々シク之カ採用ヲ斷定シ得ヌトイフコトニナル。固ヨリ凡ヘテノ税ニ短所ヲモツヲ避クルヲ得ヌトイフコトカラ考ヘテ、短所カアルカラトテ必スシモ棄テタモノテハナイトイフ風ニモイハレ得ル。其等ノ長所短所ノ輕重ノ考量ハムシロ見ル人ニ任カセ、茲ニ私ハ其弱點ノ如何ナルモノカヲ腹藏ナク述ヘテ、其ニ多少ノ批判ヲモ加ヘテ以テ研究者ノ參考ニ供サウト思フ。

第一段 賣上税ノ公平課税上ノ缺點

賣上税ニハ前回ニイフ如ク經濟上、財政上、人民負擔上等ニ有力ナ長所カアリ、公平課税上ニモ一應ノ説明ハツクカ、併シ色々ノ方面ヨリノ弱點カアツテ、特ニ公平課税ノ上ニ

重大ナル缺點ヲモツ(註一)。或ハ之タケテモ之カ採用ヲ躊躇セシムル所ノモノテアル。其缺點ヲ示スト左ノ如クテアル。

(註一) どんばーすノ如キハ賣上税ヨリモ一層不公平又一層不當ナ租稅體系ヲ工夫スルコトハ困難也トマテイフテ居ル。

(一) 消費者ノ負擔トシテ——此税ハ本來ハ消費者ノ負擔ニ歸セシメヤウトスル所テアルカ、此カ達セラレタトシテ、其レタケテハ消費ノ高サニヨリ給付能力ヲ見ルトイフ見地カラ公平トモイヒ得ルコトハ前論文ニイフ通りテアルカ、先ツ

(A) 其消費ニ依ルコト自身、給付能力ニ適應スルニツイテ不公平トナルヘキ禍根ヲ有ツ。少クトモ通説ニヨリテ見ルト、所得ノ大ナ者ハ其小ナ者ニ比シテ一層大ナ能力ヲモツ筈タカ、其ヲ眞ト假定スレハ、消費ノ大小ニ依ツタ税ハ此能力ニ應スルモノトハイヒ難イコトニナル。併シ此點ハ見解ノ相違ニモ依ルコトテ、消費ニヨリテモ能力ノ大小ノ現ハルト認ムヘキモノモアルカラ、暫ラク問ハストシテ、次キニ消費ニヨルトスルモ、

(B) 消費ノ種類ニヨリテ税率ニ差等附ヲセスシテ、苟クモ一物カ賣却トイフ過程ヲ通レハ其レタケニテ一率ニ課税スルコトトナル爲メニ大ナ不公平ヲ來タス。元來齊シク消費トイ

1) Beman, Current problems in taxation. p. 159.

フモ、營業用ノト人事上ノトテ能力異ルヘク、齊シク人事上ノテモ必要のナノト奢侈的ナノトテモ異ル。特ニ必要品ト奢侈品トノ間テハ其必要的性質ノ厚薄ノ度合ニヨリテ區々テアリ、精密ニイヘハ多様ナル段階ヲ附セナケレハナラヌ筈ノモノテアル。尤モ租稅事項ニハ到底精密ナル其斟酌トイフコトハ望メナイコトテアルニセヨ、大體ノ區別差等タケハシナクテハナラヌ。勿論現實ナル賣上稅ノ中ニハ、此等ノ差等ヲ爲スモノモアルカ、其ハ此稅カラスレハ、ムシロ例外的ノモノトシナケレハナラヌ。斯クテ此等ノ差等ヲセシテ一率ニ課スル所ノ本稅ハ不公平ノモノトイハナクテハナラヌ。此必要品ト奢侈品トノ差等附ハマタ之ヲ行フタ例モアルカラ辯護カ出來ルトシテモ、營業用ト人事用トノ區別ノ如キハ到底技術上困難テナケレハナラヌ。同一石炭ニテモ營業用ト家事用トニテ區別シ同一鐵材ニシテモ營業用ト家事用トニテ區別シテ差等課稅スルコトハ租稅技術トシテ困難テアル(註二)。隨フテ其レタケニテハ何トシテモ不公平ヲ免レナイ。

(註二) なしよなるいんだすとあるこんふにれんすぼーどノ稅制委員會、すたうぶ、あだむす等此困難ヲ指摘ス。²⁾

(C) 同種消費物體ニシテモ賣却度數、即チ生産者ヨリ消費者ニ至ルマテニ經過スル賣却ノ度數ノ區々テアルノニ、賣却ノ度毎ニ一率ノ稅ヲ課スルノテハ、其ヲ多ク經タモノト、少

2) Beman, l. c. p. 141. 146—7. 169.

ク經タモノトノ間ニ負擔ノ不公平ヲ生スル(註三)。

(註三) ぶあいふあーハ、西班牙ノあるかばらニ就イテ、終局ノ消費者カラ買ハルル前ニ數度手ヲ變ユル諸多ノ財カ三度四度及一層多クモ課稅スルコトトナルノニ、他ノ生産者自身ヨリ消費セラルル物ハ此稅ヲ全ク免ルルコトトナル。此ノ如ク課稅平等トイフコトハ此ニテハ既ニ初メヨリ大ニ破ラレテ居ルトイフ評ヲシテ居ル。³⁾

(D) 間接消費稅ノ通弊トシテ、貧民ノ負擔カ割合ニ富者ヨリモ重クナリ(註四)、ソシテ能力ノ大小ニ適應セサルコトトナル傾カアル(註五)ヲ免レナイ。其ニハ(B)ニイフ消費ノ種類ニヨリ差等附ヲシナイコトカ一層之ヲ助成シ、(C)ニイフ賣却度數ヲ考慮シナイコトカアルノニ、貧民ニテハ富者ノ如ク自ら直接生産シ又ハ直接生産者ヨリ買入レテ中間人ヲ經ナイコトノ出來サルノ事情、ムシロ多クノ中間人ヲ經タ物ヲ買フ傾ノ大ナル事情、並ニ貧民ハ兎角、小額ツツ買フノテ爲メニ大額ヲ買フ所ノ富者ヨリモ割高ノ物ヲ買フ(註六)事情ナトモ一層之ヲ助ケテ居ル。或ハ此稅ヲ辯護シテ各箇ノ生活必要品稅ニ比シテハ此稅ノ方カ貧民ノ負擔トナルコト少シトモイフカ(註七)、普通ノ消費稅ノ全體、其中ニハ可ナリ奢侈重稅ノ現ハレテ居ルモノニ比シテハ、何トシテモ此稅ノ方カ一層貧乏人ノ重イ負擔トナルトイフコトヲ斷シナクテハナラヌ。

3) Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 346.

(註四) 一般ニ消費税ニツキ、にべるひハ課税物品カ必要のテアレハアルホト、品質ニヨツテ税歩ヲ定ムルコトカ出来サレハ出来サルホト、消費税ハ愈々多ク人頭税ノ性質ヲ有チ、且ツ其壓迫力愈々重ク下級者ニ加ハルト爲シ、らうモ、全ク必需品ノ場合ニハ、税ハ實ニ下層階級ニ重キ負擔トナルトイヒ、るびんそんハ、佛國ノ賣上税ニ關シテ、此カ生活費ヲ高ムルコトニ向ヒ、富者ヨリモ一層重ク貧民ヲ課スルコトナラナクテハナラヌトイフテ居ル⁴⁾

(註五) 一般ニ消費税ニ關シ、ぶれーんハ、人ノ消費スルモノハ其租税能力ノ表示ニ非ストイヒ、ぼるぐとモ、課税物體ノ消費ハ所得ト同一割合ニ立タストイヒ、わるかーモ、間接税ハ下ノ方へ累進的ニ働クト爲シ、ひつぐすモ、間接税ハ納税者ノ富ニ相應シテ累進トナル能ハスト爲シ、こつさハ、必需品上ノ税ハ此カ欲望ト釣合ヲモツモ、財產ト釣合ヲモタサルタケニテ缺點アリトシ、むるはるとモ、消費ト純所得トノ平行ノ假定ハ絕對必需品ニハ當ラスト爲シ、べるなーモ、必要の需要ノ爲メノ消費ハ小所得ヨリシテ大所得ヨリモ經驗上相對的ニ一層大ナ部分ヲ吸收ストイヒ、ろつしやーモ、間接税ノ實質的公正ハ各人カ其租税義務アル享樂ヲ、其所得ニ應シテ定メルコトヲ例トストイフ假定ニ基クモ、必要ナル生活必需品ニテハ此假定カ全ク當ラストイフ⁵⁾

特ニ賣上税ニツイテハ、なしよなるいんだすとリあるこんふにれんすばーどノ委員會ノ報告ニ此見地ヨリノ反對アリ、しにふれーモ、消費ノ商業課税ハ疑問テ、此消費ノ一部ハ特段ナル租税力ノ上ノ結論ヲ許ササルヘク、他部ハ特ニ租税力強キモノテナイトイフ⁶⁾

(註六) ごんばーすハ、賣上税ノ攻撃ニ際シ、貧乏人ノ購買カ通例小ナル分量ニテ、隨ツテ最高キ價ニテ行ハルルコトカ通例ナルコトヲ一論據トシテ居ル⁷⁾

(註七) ばつちハ、此税カ轉嫁サルルトキニ、此カ生活賃金ニ對スル税ナルヘシトイフコトハ、砂糖珈琲茶等ヲ別々ニ課スルモノニ依ツテヨリハ、一般賣上税ニ於テ一層起ルコト少シトイフテ居ル⁸⁾

4) Rau, Fw. 5 Aufl. II. S. 212. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 398. Robinson, Public finance. p. 49.
5) Plehn, Public finance. 4 ed. p. 136. Borgh, Fw. S. 134. Walcker, Fw. S. 97. Higgs, Primer of national finance. p. 68. Cossa, Fw. S. 107. Murhard, Theorie und Politik der Besteuerung. S. 589. Berner, Das Wesen der Steuern insbesondere der indirekten. S. 35. Roscher, Fw. 5 Aufl. II. S. 1.
6) Beman, l. c. p. 136. Schäffle, Steuern. B. T. S. 260.

(二) 營業者ノ負擔トシテ

(A) 此税ノ負擔其モノ——カ過當ナル所以ノモノヲ有ツ。

(イ) 本來消費者ノ負擔トスヘキモノヲ營業者トイフ別人ニ課シテ、營業者ニ厄介ヲ掛ケルトイフコトハ(註八)、已ムヲ得ヌトイヒ乍ラ、嚴正ニイヘハ營業者ノ不當ノ負擔トイハナクテハナラヌ。假令其カ消費者ニ轉嫁サレタトシテモ、納税ニ關スル厄介ハ必スシモ償ハレナイ。

(註八) らう、こんらーど等、間接消費税ニ於ケル營業者ノ厄介ヲ注意ス⁹⁾

(ロ) 此レカ監督上色々ノ厄介ヲ營業者ニ掛ケルトイフコトモカ、其上ノ營業者ノ負擔ナル(註九)。其ハ已ムヲ得ヌトハイフモノノ、營業者カライフテ迷惑ナコトテアル。

(註九) ぶあいふあーハ、あるかばらニ就キ、之カ必要ナル堪ユヘカラサル監督及取締規定ノ厄介ヲ舉ケ、につちモ商品ノ賣却ニ關スル税ノ吟味のナルコトノ厄介ヲ難シ、らんぶにんばつはハ、消費税ノ監督規定カ多少厄介テ國民ニトリテハ經濟上ニモ有害トナルト爲シ、えーべるひハ、消費税カ課税義務アル物ノ生産ヲ營ム多クノ營業ヲ、其賦課及必要ナル監督規定ニヨツテ厄介トシ、不安トシ且ツ自由ナル發達ヲ妨ケルタケニテ國民經濟ニトリテ不利ナルヘシトイヒ、匿名政治家ハ、凡ヘテノ消費ヲ課スル消費税カ之ヲ詮索シ且ツ監督スル爲メニ大ナ費用ヲ要スルノミナラス、最完全ナル間諜制度ヲ採用シナクテハナラヌ、此カ恰カモ良キ租税制度ノ反對ヲ示スヘキモノトイフ¹⁰⁾

7) Beman, l. c. p. 159.
8) Beman, l. c. p. 72.
9) Rau, a. a. O. S. 214. Conrad, Fw. 2 Aufl. S. 24.
10) Pfeiffer, a. a. O. S. 346. Nitti, Principes. p. 567. Umpfenbach, Fw. S. 279. Eheberg, a. a. O. S. 398. Staatsmann a. D., Fw. S. 279.

(ハ) 更ニ此稅カ營業者ヨリ消費者ヘノ轉嫁トイフコトカ必スシモ保證セラレス、時トシテ營業者ニテ負擔シナクテハナラヌトイフニ至ツテハ(註一〇)、愈々以テ營業者トシテ迷惑ノコトトイハナクテハナラヌ。此ノ如キハ他ノ消費稅ニモ起ルコトタカラ已ムヲ得ヌトモイフカ、嚴格ニイヘハ一ノ不公平テアル。或ハ此稅ニ單純ナル消費稅トシテノ性質ノミナラス、營業稅加味トイフコトヲモ認メルナラハ、此點及前記二ノモノ共ニ甘受サレ得ルコトニナルカ、サモナキ限リ單ナル消費稅トシテハ弱點トイハナクテハナラヌ。

(註一〇) ばつち、すたうぶ、あだむす、なしよなるいんだすとありあるこんふにれんすぼーど等此稅ノ轉嫁不可能ノ場合ノ生スルコトヲ指摘ス。尙ホへつけるハ一般商品ノ小賣ニ於ケル賣却稅ノ一般化ハ打勝ツヘカラサル困難ノ爲ニ失敗ス、此際憂フヘキハ此ノ如キ商業稅カ容易ニ營業稅及類似稅ノ附加稅トシテ働キ得ルコトテアルト爲シ、匿名政治家亦、各間接稅ニ轉嫁カ完全ニ正當ニ又ハ唯一般ニ生シ、隨ツテ稅カ眞ノ義務者ヲ課スルコトイフ證ヲ有タナイトイフ。¹¹⁾

(ニ) 而カモ此轉嫁カ恰カモ營業者ニトリテ營業不況困難ノ時ニ生スルノテ、一層ノ損害又ハ負擔トナル(註一一)。

(註一一) なしよなるいんだすとありあるこんふにれんすぼーどノ報告中ニ、需要カ減退シ競争カ烈シクナリ隨ツテ稅ノ轉嫁サレサルトキニハ如何ニシテ此カ拂ハルルヲ得ルカ。此場合拂フヘキ利益ナキヤモ知レストイヒ、あだむす

11) Beman, l. c. p. 74. 140. 148. 170. Heckel, Lehrbuch, II. S. 30. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 285.

ハ、現在ニ於テ、高キ生活費ニツキ而カク盛ナル輿論ヲ以テ、目下ノ可能的ナル物價下落ヲ以テ、多クノ場合ニ此稅カ賣手ニヨリテ擔ハルヘキコトカ可能テアルトイフ。¹²⁾

(ホ) 更ラニ此稅ノ轉嫁ノ行ハルルヤ否ヤ營業者ノ負擔トナルヤ否ヤノ不確トイフコトモカ、營業者ノ爲メ其營業上ノ打算ヲ困難ト爲シ、之ニヨリテモ彼ニトリテ一ノ負擔ヲ加フル(註一二)。

(註一二) なしよなるいんだすとありあるこんふにれんすぼーどノ報告中ニ、此稅ノ事實上消費者ニ轉嫁サルルヤ否ヤニ關スル不確實カ營業ニ於ケル其結果トシテ最重要事トイフテ居ル。¹³⁾

(ヘ) 尙又此稅カ消費者タル貧民ノ負擔トナルタケニテモ、彼等ノ勞働者トシテノ資本家企業者ニ對スルノ對抗ヲ刺戟シテ、爲メニ矢張り營業者ノ困難トナルトイフコトモアル(註一三)。

(註一三) あだむすハ、此稅カ消費者ニ歸セラルル場合ニハ、多クノ場合ニ此カ高キ支拂ノ爲メニ賃金取得者ノ需要ヲ強ムルコトトナリ、同盟罷工ニ對スル誘因トナリ、此方法ニテ關係雇主ニ移サルコトトナルヘシ、トイヒ、ベるぎうすモ必要品稅ノ結果トシテ勞働者ヲ稅ヨリ無害トスル爲メニ、勞賃カ高ク十分ニ上ルヘシトイフ有利ナル假定ニテモ、此カ資本利得ニ對スル特別ナル稅トシテ働キ、此カ不正ニシテ且ツ國民ノ繁榮ノ爲メニ有害ナルモノテアルトイヒ、ろつつモ、必要費ノ上ノ稅ノ雇主ヘノ轉嫁カ達スルトキニハ、結果ハ名義上ノ賃金ノ引上テアツテ、其賃金ノ引上タルヤ、苦メル生活程度ノ引上ノ場合ノ如クニハ、勞働者ノ能率ノ増進ノ相當ニ生スルコトトナ

12) Beman, l. c. p. 129. 170.
13) Beman, l. c. p. 128.

ラサルモノテアル。故ニ世界競争ニ立ツ工業國ノ爲メ其世界經濟上ノ地位ヲ損ハサラントスルニハ、必要ナル消費ノ課税ニ斷念スルコトカ必要テアルトイフ。¹⁴⁾

(B) 營業者相互ノ間ニ於ケル本税ノ負擔——次ニ營業者カ之ヲ擔フトシテ、彼等相互ノ間ニ不公平ヲ生スル。先ツ

(イ) 其カ營業者ノ負擔トナルタケニ於テ此カ賣上高ニ課セラレ、ツマリ彼等ノ總收益税トナリテ、純所得ニ從ハス利益多キ者必スシモ重ク課セラレス而モ利益少キ者必スシモ輕ク課セラレナイトイフ不公平ヲ生スル(註一四)。賣ル所少クシテ利益ヲ過大ニ舉クル者ハ、薄利多賣者ヨリモ有利トイフコトニナル。

(註一四) なしよなるいんだすとあるこんふにれんすぼーど、すたうぶ、あだむす等之ヲ注意ス。尙ホなしよなるいんだすとあるこんふにれんすぼーどニ依レハ實地ノ調査テハ二十六例中、三例ハ總賣上ノ一%稅カ營業ノ純所得ノ二〇乃至三〇%ニ當リ、十六例カ純所得ノ五乃至二〇%ニ當ルトイフ。¹⁵⁾

(ロ) 特ニ此稅カ時トシテ轉嫁セラレ、時トシテ轉嫁セラレスシテ營業者ノ負擔トナル。ソシテ營業ノ好況時代ニハムシロ良ク轉嫁セラレテ、不況時代ニハムシロ營業者ノ負擔トナル。然ルニ此ノ如キ好況時又ハ不況時カ營業ノ凡ヘテノモノニ一度ニ來レハマタ相互間

14) Beman, l. c. p. 170. Bergius, Fw. S. 311. Lotz, Fw. S. 588.
15) Beman, l. c. p. 129. 130. 150. 170.

ニ或意味ノ公平ハ存スルカ、此カ營業ニヨリ同カラスシテ、隨ツテ或時ニ於ケル各別ノ營業者ニトリテノ此稅ノ負擔ハ此點ヨリシテモ不公平トナルヲ免レナイ。

(ハ) 加之、此稅カ賣却ノミヲ見ルカラ、一物ノ生産過程ヲ凡ヘテ同一ノ企業ノ内部ニ結合スル營業者ハ、之ヲ分散シテ専門的トナレル企業者ニ比シテ、負擔上一層有利ナルヲ得ルノ不公平カアル(註一五)。

(註一五) なしよなるいんだすとあるこんふにれんすぼーど、及すたうぶ之ヲ注意ス。¹⁶⁾

(三) 營業者消費者間ノ不公平——尙又營業者消費者ノ關係ヨリ見ルモ、此カ常ニ必ス何レカ一方ノ負擔トナルトカ、又ハ一定ノ割合ニテ双方ノ負擔トナルトカナレハ宜シイカ、此稅テハ大體ニテハ消費者ノ負擔トナルヘキモノタカ、時トシテハ營業者ノ負擔トモナルモノトシテ、其轉嫁ノ能否、程度カ一樣テナイトイフコトハ、此稅ヲシテ必然不公平ノモノトナラシメル(註一六)。特ニ之ヲ以テ本來ハ消費者ノ負フヘキモノトスルニ於テハ、營業者ノ負擔シタタケニツキ營業者不利ヲ受ケ消費者有利トイフ不公平ヲ見ル。併シ又他ノ場合ニ營業者カ消費者ニ向ツテ轉嫁ヲ行フトキニ、稅額以上ヲモ價ノ上ニカケテ茲ニ又營業者有利、消費者不利トイフ不公平ヲ生スル。サヤウナ事ハ間接稅ニテノ普通事トイヘハ其迄テ

16) Beman, l. c. p. 128. 151.

アルカ、兎モ角一ノ弱點テハアル。

(註一六) ぶれーんハ、總賣上稅ノ轉嫁及負擔歸着ハ最不公平テアル。或場合ニ此カ轉嫁セラレ、他ノ場合ニ此カ生産者ヨリ擔ハルトイフ。¹⁷⁾

第二段 賣上稅ノ經濟上ノ缺點

賣上稅カ經濟上ニ種々ノ有力ナル長所ノアルコトハ前文ニイフ如クテアルカ、併シ反面ニ經濟上ヨリ弱點トイフヘキモノカアツテ、輕重何レニアリヤノ判斷ニ苦マシムル所デアル。先ツ

(一)營業者ノ負擔ヲ加フルコトカ其短所テアル。如何ニ彼等カ之ヲ受クルヤハ前段ノ(二)ノ(A)ニイフ如クテ、轉嫁可能ノ場合ニテモ其カ更ラニ逆轉スルコトカアリ、其轉嫁不能ノ場合ニハ、其稅額タケ本來他人ノ負フヘキモノヲ負ヒ、而カモ其カ營業者トシテ唯サヘ營業不況テ困ツテ居ルトキニ負フトイフニ於テ一層ノ困難テアリ、加之轉嫁能否ノ打算シ難キコトノ厄介カアリ、更ラニ轉嫁ノ起ルト否トヲ問ハス此收納上ノ厄介並ニ監督上ノ迷惑ヲモ受ケナクテハナラヌ。加之前段(二)ノ(B)ニイフ如ク、薄利多賣者不利トナリ、專門的ニ分業

17) Plehn, l. c. p. 327.

スルモノカ不利トナルトイフニ於テ、營業者ノ營業ハ甚シキ障礙ヲ受ケルコトニナル。尙其外ニ、此稅カ純消費ノミヲ課スルコト能ハスシテ、營業上ノ消費ヲモ課シテ營業ヲ苦シメ、特ニ原料ニ課スルモノノ如キハ著シク工業ヲ抑制スル(註一七)。若モ營業工業ノ發達カ經濟上ニ望マシトスルナラハ、此等ノ營業ニ對スル壓迫ハ大ニ不都合トイハナクテハナラヌ。

(註一七) ろびんそんハ、原料ノ上ノ稅ハ此カ製造業ノ費用ヲ附加スルコトニヨリテ其發達ヲ妨ケ、消費者ヘノ價格ノ更ナル増加ヲ生スヘシトノ非難ヲ受クトイフ。¹⁸⁾

(二)分業及交通ノ發展ヲ阻碍スルコト——前ニイフ如クニシテ此稅カ專門的分業的ナルモノヲ不利ト爲シテ分業ノ進歩ヲ抑ヘ、並ニ一般ニ營業ノ行動ヲ壓迫スルコトニヨリテモ自ら分業ヲ抑ヘ、分業ノ萎縮ハヤカテ交通ノ縮少トナルカ、尙ホ此稅カ賣買ヲ課スルノ故ニモ、ソシテ其ニ種々ナル取締ヲ生スルノ故ニモ、自ら交通ヲ縮小セシムルコトトナラナクテハナラヌ(註一八)。而シテ分業ノ進歩及交通ノ發達カ經濟上望ムヘキモノトスルナラハ、此等ヲ妨クル所ノ此稅ハ望マシキモノニ非ストイハナクテハナラヌ。

(註一八) あだむすみすハ、西班牙ノあるかばらニツキ此ニヨリテ或種ノ財ノ賣手ノミナラス、凡ヘテノ種類ノ物ノ

18) Robinson, l. c. p. 94.

賣手、各ノ農民、各ノ工業者、各ノ商人及店主カ、收稅官ノ斷ヘサル出張ト吟味トニ從フコトナリ、此稅ノ起サレタル國ノ大部分ヲ通シテ何モノモカ遠隔ノ賣却ノ爲メニ生産セラルル能ハス、其國ノ各部ノ生産物ハ近隣ノ消費ニ應シナクテハナラヌ。隨フテラウたりつつか西班牙ノ工業ノ破壊ヲ之ニ歸シタ。ソシテ彼ハ一様ニ農業ノ衰頹ヲモ之ニ歸スルヲ得テアラウトイヒ、ぶあいふあーモ、あるかばらノ如ク分業ニ不利ナ租稅カ工業的發展ノ時代ニ來ルトモ、其國ノ爲メニ最早使用スヘキモノトハナラヌテアラウトイフ。尙ホむるはるとハ單ナル消費稅ニツイテモ、其ニヨル價格騰貴カ物ノ交通及販路ニ有害ニ働クトイフテ居ル。¹⁹⁾

(三)大企業及獨占ヲ促進スルコト——此稅ニヨリ交通ノ度數ヲ少クスルヲ利ト爲ス結果ハ中間商人ヲ出來ルタケ少クシ、分散的ナ企業ヲ集合的ナラシメ、自ラ大企業ヲ生シ其獨占ヲモ生スルコトニナル(註一九)。特ニ數多ノ獨立シタ企業カ合同シ、分散シタ企業ヲ集合スルタケナレハ、之ニヨリ經費ノ節約ヲモ進メテ全體上ニモ左迄不利トハイヘナイカ、併シ此カ其國ニ於ケル物ノ生産ノ過半ヲ供給スルホトモナリ、獨占ニ近クナルニ至テハ弊害アリトシナクテハナラヌ(註二〇)。又小ナルモノノ集合シテ大企業トナルコトモ之ヲ社會的ニ見ルタケテハ、ムシロ望マシイコトハナイ。尤モ些少ナル稅ノ爲メニ、獨立ノ企業カ存立ヲ失ツテ合一スルコトトナルトハ必スシモ限ラス、多少ハ其存續ノ餘地モアル(註二一)。

(註一九) あだむすハ、聯合シタル營業カ獨立營業ノ諸ノモノヲ踏倒スコトトナルヲ得トイフテ居ル²⁰⁾

19) Adam Smith, Wealth of nations. Bk. V. Ch. II. Pt. II. Art. IV. Pfeiffer, a. a. O. S. 346. Murhard, a. a. O. S. 588.
20) Beman, l. c. p. 168.

(註二〇) ばつちハ、合衆國鋼鐵會社カ鐵礦石ノ鑛山ヨリ消費者ノ手ニ完成シタル鋼ノ引渡ニ至ルマテノ運動ヲ全部統制スル爲メニ攻撃サレナカッタ。併シ此カ産額ヲ獨占スルコトニ於テ非難セラレタ。近代營業ノ發達傾向ハ分配費ノ輕減ニアリトイフテ居ル²¹⁾

(註二一) すむーとハ、或完成品ノ專門獨立ノ製造家カ同一ノ完成品ヲ製造スル大ナ集積事業ノ大量生産ト有功ニ競争シ得ト爲ス²²⁾

(四)中間人ヲ省キ及賣買ノ形式ヲ避クルコト——此稅ノ生スルカ爲メニ中間人ヲ少クスルコトハ固ヨリ一方カラ見テハ全體上有利トハイヒ得ルカ、併シ斯ノ如ク人民カ其生活ノ途ト爲サントスル仕事ノ範圍ヲ政府ノ手ニテ租稅ニヨツテ制限スル結果トナルノカ穩當カトイフコトニナルト、何トシテモ此ヲ辯解シ兼ネル點カアル(註二二)。又此稅ヲ遁脫スル爲メニ自ラ即時賣却ノ形式ヲ避ケテ他ノ形ヲトルモノノ増スカ如キモ已ムヲ得ヌコトトハイヘ、營業界ノ爲メニ良キコトトハナイ(註二三)。尤モ此等ノ點ハ一應ノ非難トイフタケテ重大ナモノテハナカラウケレトモ。

(註二二) なしよなるいんだすとあるこんふにれんすばーどノ報告中ニ、此稅カ營業ノ實際ニ好マシカラサル變化ヲ齎ラス傾カアル。政府カ、結果ニ於テ合同ニ對スル獎勵金トナリ且ツ營業界ヨリ有要ナル中間人ノ諸ノ階級ヲ驅逐スル稅ヲ課スヘキヤハ疑問テアルトイフテ居ル²³⁾

21) Beman, l. c. p. 75.
22) Beman, l. c. p. 99.
23) Beman, l. c. p. 132.

(註二三) したうぶハ、商品ノ即時賣却ノ代リニ、此ノ如キコト(通脱ノ爲メ貸貸及委託ナトカ行ハルルコト)ノ行ハルルノハ營業界ノ有益ヲ發達テハナイトイフテ居ル²⁴⁾

(五)全體上經濟ノ發達ヲ妨クルコト——以上イフ所ハ全體上國民經濟ノ發展ヲ妨クルトイフニ歸スル(註二四)。併シ他面ニ存スヘキ有利ナ點モアルカラ一概ニ此アルカ故ヲ以テ此稅ヲ排斥スルコトハ出來ヌ。特ニ此稅カ實際何レ位、經濟ノ發達ヲ妨クルカハ之ヲ斷定スルコト太タ六ツカシク、夫ノ西班牙ノあるかばらニ對スル非難ニツイテモ、多少誇張サレタ傾カアツテ、西班牙ノ衰頹ノ原因ヲ此ノミニ歸スルニ至テハ確カニ過キテ居ル。(註二五)。

(註二四) あだむすみすカ、西班牙ノ衰頹ヲ之ニ歸シタトイフコトハ前註一八ニイフ如ク、ぼーリリゆーモ、之カ西班牙衰頹ノ唯一原因ニ非ストモ、之ニ貢獻シタコトカ確カテアルトイヒ、ほつくモ、此ニ悲シムヘキ例カ生シク。西班牙王自身ノ言ニヨレハ此稅カ此國ヲ頹廢セシメタカラトイヒ、るびんそんモ、獨佛ノ賣上稅ノ如キ産業ノ一般ノ稅ハ特ニ重ク此等ノ産業ノ上ニカ、ルト爲シ、りんほふハ、一般ニ間接稅カ國民繁榮ヲ不利トスルコトヲ増擔ス²⁵⁾

(註二五) につちハイフテ居ル曰ク。あるかばらニ就キ、西班牙ノ衰頹カ何レノ原因ニ歸セラルヘキヤ。或者ハじえすいと敦ニ其吟味及其宗教教育ニ理由ヲ見出サウトシタ。他ノ者ハ權力ノ集中ニ、更ニ他ノ者ハ米國ノ發見及殖民的尊大ニヨリテ生シタ不良ナ慣習ニ、他ノ者ハ一方ニ大富ノ發達ト他方ニ貧困ノ發生トニ見ヤウトシタ。其他色々ト舉ケラレタ。一大問題ノ一方面ノミヲ研究スルモノハ社會現象ノ複雜ナルコトヲ十分ニ解セサルモノテアルト²⁶⁾

24) Beman, l. c. p. 148.

25) Beaulieu, Traité. 5 éd. I. p. 637. Hock, öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 241. Robinson, l. c. p. 94. Linhoff, Indirekten Steuern oder nicht? S. 22.

26) Nitti, l. c. p. 562.

第三段 賣上稅ノ財政上ノ缺點

賣上稅ニハ更ニ財政上ノ弱點モアル。先ツ

(一) 財政收入上ニハ

(A) 收入動搖シ時トシテ其減退スルコトヲ其弊ト爲ス(註二六)。此ハ營業界ノ景況ニヨリテ免レサル所テアル。尤モ此ノ如キコトハ多少ハ何種ノ稅ニテモ免レサルノミナラス、此稅ニ於ケル收入動搖トテ特ニ大イトイフヘキモノテハナイカラ(註二七)。此ハムシロ恕スルニ足ル所テハアル。

(註二六) らう、こんらーど、にーべるひ等間接消費稅ノ一體ニ收入動搖又ハ不確實ノ弊ヲ舉ク²⁷⁾

(註二七) ばつちハ、賣上稅ノ收入ノ動搖カ年平均一〇%以上ニ出テサルヘキコトヲ説キ、らう、匿名政治家等、間接消費稅ノ收入ノ經驗上大シタ動搖ナキコトヲ注意ス²⁸⁾

(B) 徵收費モ亦可ナリ多額ニ上ホルヘキ可能ヲモツ(註二八)。尤モ之ニツイテハ反對ノ見解ノ存スルコトハ前論文ニイフ如クテアツテ、ソナニ甚シイモノテハナイトシテモ、ムシロ其可ナリ大イモノト見テ掛ル方カ、安全テアル。

27) Rau, a. a. O. S. 215. Conrad, a. a. O. S. 24. Eheberg, a. a. O. S. 399.

28) Beman, l. c. p. 76. Rau, a. a. O. S. 215. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 277.

(註二八) らう、こんらーど、わるか、べるな、べるぎうす、匿名政治家等、一體ニ間接消費税ノ徴收ノ多費ナルコトヲ説ク⁰²⁹⁾

(二) 財政技術上ニハ

(A) 收入計算ノ基礎ヲ見出スコト難ク、收額ノ見積カ困難ナルトイフ缺點ヲモツ(註二九)。尤モ其收入計算ノ基礎カ全クナイトイフ譯テハナク、從來ノ營業稅成績等カラ大體ノ見當ハツキ又其テモ困難トイハハ困難ナルカ、其ハ主トシテ第一回ノ計算ニ於テ然ルノテ、其一度行ハルルコトトナレハ、第二回第三回ト次第ニ見當カ附キ易クナリ、段々ト後ノ分ハ前ノヲ修訂スレハ足ルコトトナツテ此カ容易ニナル(註三〇)。又此計算カ出來難キコトノ爲メニ第一回ノトキニ收入不足ヲ生シタトスレハ相當臨時ノ手段ヲ講スレハ良ク、餘剩ヲ生シタトスレハ臨時公債ノ償還ニ充ツルトカ、稅率ノ輕減ニ充ツルトカスレハ宜シキ譯テアル。更ニ

(註二九) なしよなるいんだすとあるこんふにれんすぼーどノ報告中ニモ、此稅ヨリ必要ナル收入ヲ舉クル爲メニ必要ナル稅率ニ關シテ大ナル不確實アルコトヲ説ク⁰³⁰⁾

(註三〇) ばつちハ、此ノ如キ稅ノ生スヘキ收額カ計算サルル能ハストイフ非難ハ良キ非難テハナイ。一年ノ實行カ之ヲ完全ニ證明スルカラトイフ⁰³¹⁾

29) Rau, a. a. O. S. 216. Conrad, a. a. O. S. 24. Walcker, a. a. O. S. 97. Berner, a. a. O. S. 38. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 279. Bergius, a. a. O. S. 307.
30) Beman, l. c. p. 126.
31) Beman, l. c. p. 72.

(B) 稅法制定上ノ困難カアル。(イ)トイフノハ此稅ニハ自ラ種々ナル脱稅工夫カ頻出シヤウカラ(註三一)、之ヲ取締ル爲メノ規定ヲ作ラナクテハナラヌ。特ニ此稅カ賣却ニ課スルトイフニ於テ、賣却トイフ網ニカカラヌ爲メニ、賣却テナクテ此ト同一目的ノ達セラレル方法ヲ講スルコトトナル。例之、賃貸、信託ニヨル受益、賣買請求權ノ如キモノヲ用キ、或ハ更ニ取次、代理トイフカ如キ名ヲ用キルコトトナル(註三二)。此稅ヲ作ル以上ハ之等ヲモ網羅スルヤウナ規定ヲシテ置カヌトイケナイ。此モ一ノ困難ナル。ソレカラ(免稅點)ヲ作リ除外例ヲ設ケ(註三三)、物ニヨル稅率ノ差等ヲモシナクテハナラヌカ、此等モ其定メ方カ仲々六ツカシク、到底其ニツキ恣意獨斷カ多少交ルトイフヲ免レナイ。

(註三一) ほぶそん、りんほぶ、こんらーど等、此種ノ稅ニ於ケル遁脫傾向ノ強キコトヲ注意ス⁰³²⁾

(註三二) なしよなるいんだすとあるこんふにれんすぼーどノ報告中ニ、此稅ノ下ニハ、技術上ノ賣却ヲ避クルコトニヨリテ稅ヲ逃ルル工夫カ多クナリ、賣却ノ意義ニツキ新シキ複雑ナ問題ヲ生スルテアラウ。賃貸、賣却ノ爲メノ契約、仲立及代理契約カ勸メラルルテアラウトイヒ、すたうぶモ爲メニ賃貸及委託カ廣ク行ハルルコトトナラウトイフテ居ル⁰³³⁾

(註三三) すたうぶハ、此ニ早晚、賣却ノ一定種ノモノノ爲メニ、殆ント確カニ免稅カ設ケラルヘク、而シテ如何ナル例外ニテモ出來レハ、此ニ賣却ノ分類ノ困難カ直チニ生スヘシトイヒ、こんばーモ、課稅物件ノ決定カ恐ラクテ

32) Linhoff, a. a. O. S. 21. Conrad, a. a. O. S. 24. Hobson, Taxation in the new state. p. 124.
33) Beman, l. c. p. 132. 133. 147-8.

(C) 税法施行上ニモ種々ノ困難カアル。上記税法制定上ノ困難ハ廳カテ其施行上ニモ困難ヲ生スル點テアリ、稅務官ヲシテ種々厄介ナル場合ニ遭遇セシメル。即チ營業者カ税法ノ適用ヨリ逃レントシテ、或ハ賣却其他法定ノ契約トナラサル形式ヲ考ヘ、或ハ除外例トナルヘキモノニ隱レ、或ハ高率ノ適用サルヘキモノヲ低率ノ適用サルヘキモノニ誤魔化シ、免稅點以下トナリ得ルカ如クニ申告ヲ詐ルコトトナリ得ル。其他、一般ニ義務者カ賣上高ヲ小ク見センカ爲メニ虚偽ノ帳簿ヲ備ヘ、虚偽ノ記録ヲ爲スコトカ續出スルテアラウ。此等ニ對シ收稅官カ精密ニ取締ルコトハ甚タ六ツカシイ(註三四)。サリトテ寛大ニスレハ遁脫カ多クナツテ、隨ツテハ不公平ノ結果ニナルカラ、其レモ出來ス、併シ又之ヲ嚴正ニ取締ルトナレハ非常ナ面倒ナ仕事テ、殆ント遣リ切レナイトイフコトニモナル。

(註三四) なしよなるいんだすとあるこんふにれんすばいどノ報告中ニ、此稅ノ實行ノ爲メニハ多クノ検査官ノ必要ナルヘキコトヲ注意シ、すたうぶハ虚偽的賣却記録ノ多カルヘキコトヲ指摘シテ居ル。ソシテあるかばらニ就キ、あだむすみすハ此稅ノ徵收カ密ニ一州ヨリ他州ニマテノミナラス、一店ヨリ他店ニマテノ財ノ移轉ヲ監視スルニ十分ナル收稅官ノ大數ヲ要シタトイヒ、ぼーりゆーモ、此あるかばらカ、收稅吏ノ非常ナル數大ナル徵稅費、非常ナル遁脫、産業ニ對スル非常ナル又不斷ナル尋問、凡ヘテノ産業ノ發展及凡ヘテノ行動ノ變化ニ對スル國庫ニヨ

34) Beman, l. c. p. 147. Combat, La taxe sur le chiffre d'affaires et la taxe de luxe. p. 18.

リテ取ラレタル注意ヲ伴フタトイフテ居ル。尙ホべらふにるですハ產物ノ交通取引ニ入ルトキニ課スル場合ニハ唯々嚴格ナル監督、ソレハ大ナ費用ヲ要シ而カモ屢々遁脫ノ危險アルモノニヨリテノミ行ハルト爲シ、しにふれーモ、小賣稅ニツキテハ、惜イカナ其長所カ、ハルカニ之ニ勝ル所ノ租稅技術上ノ缺點ノ爲メニ消失スル。租稅物體カ既ニ無數ノ小賣人ノ店ニ分散ストイヒ、卸賣稅ニツイテハ之ヲ有功ニ捕捉スル爲メニハ、凡ヘテ前ノ持主、及後ノ持主即チ原始產業者、專賣者、製造家、小賣人及多量ニ購入スル消費者ニモ厄介ナル監督ヲ行ハナクテハナラヌトイフテ居ル³⁵⁾

第四段 賣上稅ノ負擔上及道義上ノ缺點

上記シタル所ノ外、尙ホ此稅ニハ負擔上及道義上ニ缺陷カアル。

(一) 負擔上——カライフト(A) 一方此稅カ間接ニ擔ハレ特ニ負擔スルト否トニツキ消費者ニ於テ選擇ノ自由又ハ任意性ヲモツタケ樂テアルトイフコトモ、少クトモ必要品ニアツテハイヒ得ナイ所テアルシ(註三五)、(B) 他方此稅ハ營業者ノ上ニ收稅上監督上避クヘカラザル厄介ヲカケ、其他第一段ノ(二)ノ(A)ニイフ色々ノ厄介ヲカケ、此等カ此稅ニ伴フ潜在スル徵收費ト見ルヘキ特別負擔テアルノミナラス(註三六)、此等カ廳カテ終局ニハ消費者ニ轉嫁セラレテ其特別負擔トナリ、尙其上ニ營業者ハ稅額及右ノ費用以上ニモ消費者ニ負ハシメヤウト

35) Beman, l. c. p. 132—3. 147. Adam Smith, l. c. Beaulieu, l. c. p. 637. Bela Földes, Fw. S. 512. Schäffle, a. a. O. S. 259. 260.

努ムル所テアルカラ(註三七)、消費者ヨリ見テノ負擔ハ終局大體ニ於テ稅額ノ外ニ二重三重ノ負擔ヲ負ハサルノ傾カアル。必スシモ常ニ斯クナルトハイヘナイケレトモ斯クナル傾向ハ可ナリ強イ。此稅カ負擔上ニ色々ノ長所ハアルカスノ如キ短所ノ存スルコトヲモ忘レテハナラヌ。又之ニヨリテ夫ノ長所カ緩メラレルトイフモノテアル。

(註三五) りんぼふハ、生活維持ニ必要ナル欲望カ課稅サルル處ニハ、間接稅カ任意的ノモノト呼ハルル能ハサルコトヲ注意ス³⁶⁾

(註三六) あうあーばつはハ、大ナ役人機關ノ外ニ、商人ノ行政行為カ不生産的勞働ト見ルヘク、潜ム所ノ國費トシテ徵收費ニ加算スヘキモノトイフ³⁷⁾

(註三七) こんばーハ、物ノ價格ヲ騰貴セシムル一般的ナル理由ヨリ獨立シ、此稅トイフ特別ナ原因ヨリ生スル騰貴カ、各轉嫁ニ於テ國家ノ利益ノ爲メニ徵收サレタル稅額ニ限ラレナイトイフコトカ心配サルト爲シ、ひつぐすハ、間接稅ハ政府ニ入ルヨリモ一層多ク消費者ノ懷ヨリ取去ラルル。各商人ハ彼カ品物ノ爲メニ拂フモノニ利益ノ或歩合ヲ加ヘ、初メノ稅ノ負擔カ取引ノ重ナルニ從フテ增加スルカラトイヒ、匿名政治家モ、消費稅ヲ大額ニテ支拂フ中間商人ハ、彼等カ支拂、努力及費用ニ相當ナルヨリモ高キ額ヲ消費者ヨリ徵收シ、隨フテ消費者ヲ不利トストイフ³⁸⁾

(二) 道義上——ニハ(A) 此稅カ消費者ヲシテ多少知ラス々ノ間ニ負擔セシムルコトカ不當テアリ、彼等ノ負擔ニ關スル自覺ヲ促ササルコトヲ缺點トナス(註三八)。 (B) 尙又、此ニ遁脫ノ刺

36) Linhoff, a. a. O. S. 7.
37) Auerbach, Die Luxusumsatzsteuer, ein neuer Weg für die Verbrauchsbesteuerung. (Zeitschrift f. d. g. Stw. 76 Jg. 1 & 2 Hft.) S. 145.
38) Combat, l. c. p. 15. Higgs, l. c. p. 69—70. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 284.

戟カアリ、爲メニ國民ノ道義ヲ墮落セシムルコトヲモ弱點ト爲ス(註三九)。尤モ第一ノモノハ間接稅ノ通弊テアリ、第二ノモノハ殆ント一般ノ稅ニ多少避クヘカラサル所テハアル。

(註三八) ふおつけハ、消費稅ノアルタケ或物體ノ價ヲ高ムル額ハ、何人ヨリモ意思ヲ以テ拂ハレス唯非常ニ稀ナ場合ニ自覺ヲ以テ拂ハレ全ク何人ヨリモ租稅支拂ノ考ニテ拂ハレナイコトヲ難シテ居リ、ひつぐすモ此間接稅カ價格ノ中ニ隱サルルコトカ此稅ノ缺點テ稅ハ公明テナクテハナラヌ。納稅者ハ彼カ之ヲ拂フトキニ稅ノ事實及額ヲ確認シナクテハナラヌトモイハルト爲ス³⁹⁾

(註三九) りんぼふハ間接稅カ國民道義ヲ紊スコトヲ舉ケテ居ル⁴⁰⁾

結 論

以上要之、賣上稅ニハ前論文ニイフ如キ種々ノ長所ハアルケレトモ、此ニ説ク如ク公平上、經濟上、財政上、負擔上、道義上等ニ色々ノ短所カアツテ、特ニ公平課稅上ノ弱點ノ如キハ頗ル重大テアリ此點ヨリシテ之カ肯定ニ躊躇セシムルコトトナル。尤モ所詮有ラユル稅ニ缺點ナキ能ハステアルカラ、此モ辛抱スルトイフナラハ別テアルカ、公平課稅ノ要求上不足ノ甚シイモノナトハムシロ出來ルタケ避クノルカ良シトイフヘキモノテアル。

39) Vocke, Fw. S. 82—3. Higgs, l. c. p. 69.
40) Linhoff, a. a. O. S. 17.

第六部 地方稅

第十三編 間地稅ノ觀察點

緒言

我國テハ都市計畫ノ一財源トシテ間地稅ヲ計畫シタ。此ハ本來、必スシモ都市計畫ト結付ケナクテハナラヌモノテハナイケレトモ、兎モ角此ノ如キモノノ成立セントシツツアルコトハ洵ニ興味アルコトテアル。而カモ之ニツイテハ此迄、理論上アマリ多ク取扱ハレテ居ラヌカラ、之ニツイテ論議スルノハ恐ラク意義ナキコトテハアルマイ。敢テ此ニ一文ヲ作ル以所テアル。

第一段 間地稅ノ本體

(一) 間地稅ノ定義——間地稅ノ觀察點ヲ説クノ前ニ、其如何ナルモノカラ檢シナクテハナラヌ。然ラハ間地稅トハ如何ナルモノカトイヘハ、間地、即チ不使用狀態ニアルカ又ハ有效

ニ使用サレ居ラスト認メラルル土地ニ課スル稅テアル(註一)。

(註一) ぶれーんハ之ヲ定義シテ、實際無効ナル即チ可能ナルカ如クニ使用サレサル及開發サレサル土地ノ上ノ年々ノ稅トイフテ居ル。¹⁾

(二) 間地稅ノ制度——(A) 我國ノ内務省案ニ依ルト、(イ) 課稅權者ハ市町村テアリ、(ロ) 目的ハ都市計畫事業ノ費用ヲ支辨スル爲メトイフコトニ限定サレテ居リ、(ハ) 課稅物件ハ其市町村區域内ノ間地、即チ(一) 一年以上建物ナキ土地²⁾ (建物アル土地ニシテ其面積ヨリ建物ノ敷地面積ノ三倍(商業地域工業地域ニテハ二倍)ヲ控除シタル部分テアリ、(但シ、國又ハ公共團體ノ使用スル土地、公園又ハ之ニ類スル設備ヲ施シ、公衆ノ爲メ常時公開スルモノニ課シナイ。公益上必要ト認メタ場合、坪當時價一定額以下ノモノ、營業若クハ農業用ニ充ツルモノニ課シナイコトヲ得ル)。(ニ) 課稅標準及稅率ハ、百坪以下ノ坪數ニ時價千分ノ二、百坪ヲ超ユル坪數ニ時價千分五、五百坪ヲ超ユル坪數ニ時價千分十、千坪ヲ超ユル坪數ニ時價千分十五、五千坪ヲ超ユル坪數ニ時價千分二十、一萬坪ヲ超ユル坪數ニ時價千分二十五ノ年額トシ、(ホ) 納稅義務者ハ其土地ノ所有者又ハ質權者又ハ百年以上ノ地上權ニテハ地上權者(ハノ(一)ノ土地ニテハ)、又ハ占有者(ハノ(二)ノ土地ニテハ)、ト爲ス。(B) 英國ノ國稅トシ

1) Plehn, Public finance. 4 ed. p. 195.

間地稅ノ制度ニ依レハ、²⁾土地ガ住屋カ温室カ又ハ農業外ノ或營業、商工業ノ目的ノ爲メノ建物カノ建設ニヨリテ開發サレナイトキ、又ハ其他或此ノ如キ營業ノ爲メニ眞實ニ利用サレサルトキニあんでべろーぶどらんどトシテ此稅ヲ課シ、但タ一えーかー五十磅ヲ超ヘサル土地ニハ之ヲ課シナイ。之ニヨリテ自ラ農業地ノ最多クノモノヲ免スルコトナリ、ソシテ一えーかー五十磅ヲ超ユル農業地ノ場合ニハ、其地價カ農業目的ノ爲メノ土地價格ヲ超ユル額タケニノミ之ヲ課シ、更ニ或人ノ凡ヘテノ所有地ノ全價值カ五百磅ヲ超ヘナイコトヲ條件トシテ、所有者ニヨリテ占有サレ且ツ耕作セラルル農業地即チ小獨立農ノ處ニテハ之ヲ課シナイ。ソシテ此ニツイテハ五十年以上ノ小作權ヲモ含ム。其外、公衆カ權利トシテ利用スルコトカ出來、又ハ相當ナル利用ヲ爲シ得ル庭園、空地、及其使用カ單ナル一時的性質タラサル勝負又ハ運動ニ用キラレタル土地、並ニ一般ニ當局者カ建物ナキ土地トスルコトヲ社會上ノ目的ノ爲メニ望マシト考フル土地ニモ免稅セラルル。

第二段 間地稅ノ主要ナル觀察點

(一) 間地稅ノ設置理由——此稅ノ設ケラルルニ至ツタ理由ハ二ツアル。其一ハ土地ノ有效ナ

2) Seligman, Essays in taxation. 8 ed. p. 490.

ル使用ヲ勸ムルノ生産及社會政策上ノ理由テアリ、他ハ之ニ關聯スル奢侈ニ課稅シヤウトイフノ理由テアル。ソシテ此中テハ前者カ重要テアル。後者ニ至テハ間地ノ一部ノミニ關シ、有ラユル間地ニ共通ナノハムシロ前者テアル。間地稅ノ間地稅タル特徴ハ前者ニア

ル。
(二) 土地ノ不使用又ハ有效ナラサル使用ヲ制シ其有效ナル使用ヲ進ムル目的ヲ有ツ所ノ稅トシテノ間地稅——

(A) 公益上、又ハ生産及社會政策上——

(イ) 其積極的ノ辯護——抑々租稅ハ單ニ能力原則ニヨリテ分配サルヘキノミナラス、公益上ヨリ又ハ公益逆比原則ニヨリテモ分配サルヘキノテアル(註三)。間地ノ如ク直接ニ其物體カラ能力ノ認ムヘキモノカ出テス又ハ小サナモノシカ出テナクトモ、其使用方法ニヨリテハ相當ニ大ナ能力ノ生シ得ヘキニ拘ラス之ヲ行ハサルカ爲メニ之ヲ生セス、之ヲ生セサルノ故ヲ以テ之ニ課稅シナイトイフト、此ノ如キモノヲ獎勵スルノ結果トナリ、爲メニ有效ナル土地ノ使用ヲ遲ラシ地價ノ騰貴ヲ助ケテ、生産政策上社會政策上望マシカラサル結果トナル。テ之ヲシテ生産上社會上有益ナルカ如クニ使用スルコトヲ促カス爲メニハ之

ニ課税スルコトカ有益隨テ又必要トイハナクテハナラヌ。

(註二) 拙文、租稅配分ニ於ケル公益適比原則參照。もんばーとモ、給付能力ニヨル課税原則ノ傍ニ、吾人ハ將來ニテハ、此迄ヨリモ全ク異ツタ方法ニテ經濟的目的ニ適フコトニ於ケル課税ノ原則ヲモ行ハシメナクテハナラヌトイフテ居ル。³⁾

(ロ) 其消極的ノ辯護——又間地ノ如キモノヲ課税スルコトカ、少シモ生産ヲ妨ケス經濟上ノ發達ヲ阻碍スルトイフコトモナイ。普通ノ税、例之、所得稅ヤ收益稅ニテハ或意味テハ生産者ヤ努力者ニ課スルコトトモナツテ、生産ヲ妨ケ經濟ノ發達ヲ阻碍スルトイヒ得ルカ、間地稅ニテハ左様ナ心配ハナイ(註三)。

(註三) ろびんそんハ、若モ或有益ナル經濟的勤務ノ報酬テナイト證明サルコトカ出來、隨フテ此ノ如キ勤務ノ供給ヲ維持スルニ必要ナラサル富ノ一定部ヲ別トスルコトカ可能ナルニ於テハ、此等ハ生産ヲ影響スルコトナシニ課税スルヲ得タ。例之、不改良土地ノ價值ハ所有者ニヨリ之ニ置カレタル或仕事又ハ資本ニ屬セストイヒ、ぶあいふあーモ財產稅ニ關シ、收益ヲ生スルカ如クニ投下セサル財產ニテモ財產稅ヲ課税スルコトハ不都合也トイフ非難ハ、吾人ノ見解ニヨレハ成立シナイ。反對ニ一層大ナル勉強ト一層大ナル精力トカ、所得稅ニテ一部罰セラルト異リ、此稅ニヨリテハ罰セラレナイトキニ、此カムシロ此稅ノ長所タトイフテ居ル。⁴⁾

(B) 所有權ノ性質上——前記、公益上ノ課税理由ノ反面ニ、所有權ノ性質カラモ考ヘルコ

トカ必要テアリ、ソシテ此ヨリシテモ其ヲ裏書スルコトカ出來ル。元來、所有權ナルモノカ人ニ絶對無條件ニ與ヘラレタモノテナク、單ニ社會的ノ便宜及必要ニ出テタモノテアル。即チ之ニヨリテ社會全體ノ幸福ノ増進ニ貢獻セシメヤウトイフノテアル。隨フテ各人ニ於テ與ヘラレタル所有權ヲ單ニ其利己ノ爲メニ公益ヲ害スルカ如クニ濫用シテハナラヌ。社會ノ爲メニモ有益ナルカ如クニ利用シナクテハナラヌ。特ニ土地ハ有限ノモノテアリ、社會ノ人々ハ之ヲ離レテ存立カ出來ス、彼等カ或度マテ絶對ニ之ヲ必要トシ、其生活ノ爲メニ直接又ハ間接ニ之ヲ必要トスルモノテアル。其カ偶々便宜上、所有者ニ任カサレテモ、所有者ハ此點ヲ考ヘテ、之ヲ使用スルニ於テ非常ナル注意ヲ拂ヒ、特ニ自身ノ爲メノミナラス、社會ノ爲メニモ有益ニ使用シナクテハナラヌ。之ヲ怠ツテ全ク不使用ニ置キ又ハ社會上不利ナル状態ニ使用スルモノカアルトスレハ、社會ハ之ヲ沒收スルモ關ハス、ムシロ沒收スルノカ適當ト思フ。勿論土地ノ私有ヲ全ク否認スルノテハナイ。タタ社會全體上ヨリ見テ有益ナルタケニ於テ之ヲ認め、之ニ反スト認ムルモノハ沒收スルコソ公正ニ合スト思フ。今直チニ之ヲ行ヘトハ必スシモイハナイ。其カ正サニ理想タト考フル。此理想ニ達スルマテノ過渡ノ時代ノ處置トシテ間地状態ニ置カレタル土地ニ特別課税シテ、其

3) 拙著、租稅研究、第四卷、1頁以下、特ニ、21頁、Mombert, Ein Verbrauchseinkommensteuer für das Reich. S. 8.
4) Robinson, Public finance. p. 64. Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 297.

利用ヲ促カシ、公益上有益ナル使用ヲ進メルノハ、少シモ差支ナイノミナラス、ムシロマダ寛大ナル處置トイフヘキテアル。或ハ此稅ヲ以テ間々、土地ノ所有權ニ對スルノ不當ナル制限ト爲シ、又ハ土地投資ニ對スル不當ナル壓迫トスルカ(註四)、此ハ正當ナル制限テアツテ、不當ナモノテハナク、又土地投資ノ壓迫テハアルカ、公益上避クヘカラサル壓迫ニ過キナイ。

(註四) ろびんそんハ、此ニ二ノ非難カアツテ、其一ハ、土地ハ或點ニ於テ資本ノ他種ノモノト異ルカ、他ノ資本ト共通ニテ賣買セラレ、人々ハ此ニ於テ彼等ノ收得スル見込アル報酬ノ爲メニ他ノ物ニ於ケルト同様ニ投資スル。彼等ノ拂フ價格ハ彼等ノ期待スル報酬ニ係ル。其報酬カ自然的利益ニ歸スルト、他ノ利益ニ期スルトヲ問ハス、サウテアル。其レテ土地ニ特別稅ヲ置クコトハ單ニ投資ノ一種ノモノニ特別稅ヲ置クコトテ、投資者ノ或種ノ者ノ不利ニマテ、不公平ナル差別主義トナルトイフニアルトイフテ居ル⁵⁾。

(C) 能力上——加之、此間地ニハ往々ニシテ投機カ行ハレテ居ル。所有者ニ於テ之ヲ意識シテ計畫的ニ行フテ居ルカ、又ハ少クトモ結果ニ於テ此ト同トナル。之ニヨリテ土地ノ利用ヲ制シテ地價ノ釣上ヲ計リ又ハ之カ騰貴ヲ助クルコトトナル。此カ抑々生産及社會政策上不良テアリ、課稅ニヨリテ制限スヘキコトトモナル所以ノ一理由テアルカ、恰カモ其處ニ潛ミタル能力カアル。間地稅ハ之ヲ課スルト見ルヲ得ル。又此ヲ用キテ收益ヲ舉ケ得ヘ

5) Robinson, l. c. p. 65—6.

キニ拘ラス之ヲ爲ササル爲メニ能力ヲ生シテ居ラヌトシテモ、其カ全ク無能力ナノトハ異ツテ、其處ニ眠リツツアル能力カ存ストモイフヘキテアル。何レノ見地カラシテモ全ク無能力トシテハ扱フニ及ハヌ。尤モ此場合、其能力カ現實ナノテナイカラ、持主ニ於テ之ヲ納稅スルコトカ多少苦シイトイフコトハアル。ケレトモ彼等カ怠慢者テアルカ惡意者テアルカラ、稅法ハ此ノ如キモノヲ保護スルニ及ハヌ。尤モ此能力ヨリシテノ説明ハ、其能力カ現實ノテナイカラ多少薄弱テアルシ、特ニ此ニ潛ミタル能力タル土地ノ増價ノ如キハ、獨リ此種ノ土地ノミナラス、廣ク其他ノ土地ニモ關スルコトモアリ、特ニ此間地稅ノミノ説明トシテハ主要ノモノテハアリ得ナイ。單ニ附隨的ノ理由ニ止マル。其主要ナル理由ハ飽迄モ前ニ舉ケタ公益上ノ理由テアル。

(三) 奢侈稅トシテノ間地稅——間地ノ凡ヘテハナイカ、其一部ニハ奢侈トイヒ得ルモノカアル。庭園ノ如キハ然リテアル。此ニテハ其爲メノ土地ハカリテナク、之ニ種々ノ勞資ヲ加ヘテ、少數人ノ享樂ノ爲メニ、幾多有要ナル勞資ヲ徒消スルコトトナル。當ニ之カ持主又ハ使用者ニ於テ奢侈カ行ハレテ居ルノミナラス、社會ニモ道路ヤ、水道下水等ノ關係カラ大ナル厄介ヲ掛ケルコトトナツテ居ル。此享樂ハ(A)明カニ一ノ給付能力ヲ示シ隨テ課稅

スヘキノ理由カアル(註五)。ノミナラス此カ無形テハアルカ、一ノ財産所得テアツテ、勤勞所得テハナク、ムシロ勤勞所得ヨリモ一層大ナル給付能力サヘモ示シ(註六)、而カモ普通ノ所得稅ヤ消費稅ニテハ押サヘラレナイカラ何トシテモ、特別課稅ノ理由カアル(註七)。尙又(B)此奢侈ヲ出來ルタケ抑制スヘキノ所以ノ生産及社會政策上並ニ教育政策上ノ理由モアル(註八)。テ庭園ニツイテハ土地ノ有效ナラサル使用ヲ制スル爲メノ稅トイフコトノ外、尙ホ此ニイフ特別ノ理由モカ存スル。

(註五) 拙文、奢侈稅ノ辯難参照。尙ホ、あうあばつはモ、奢侈ノ存スル處ニハ、給付能力ノ證明カ與ヘラルトイフ考アリトイフテ居ル⁶⁾

(註六) あうあばつはハ、經濟理論家ノ諸多ノモノカ凡ヘテノ使用財産ノ利用ヲ貨幣ニハ現ハサレナイケレトモ、價値アル擬制的ノ貨料ト見、隨フテ又所得ノ一成分ト見タ。此事實ニ於テわがな一カ近世租稅體系ノ中ニ奢侈稅ノ正當ヲ認メ、此擬制的貨料カ頗ル容易ニ課稅ヲ全ク逃クルモノナルコトヲ示シ、此ニ一ノ不正カ存シ、而カモ此所得カ財産ヨリノ所得ニ屬シ、即チ有基的テ、隨フテ特ニ課稅スヘキノ所得テ、無基所得ヨリモ一層高キ率ニテ課セラヘキノナルトキニ、此不正カ一層大ナルモノトナルトイヒ、あだむすハ、住居所得(自己ニ屬スル庭園ヲ包括シタル家ニ住フトシテ無形ニ得ルモノ)カ使用所得ノ別名ニ過キナイテ、所得稅ノ觀察點ヨリ見ラルルカ一般財産稅ノ見地カラ見ラルルカヲ問ハス、住居投資ト商業的投資トノ間ニ區別セラルヘキノテナイトイフ⁷⁾

(註七) しにふれ一ハ、今日ノ消費稅ハ大ナル不完全ヲ有チ、最課稅スヘキノ物體タル使用ノ消費ハ少クトモ内地課稅

6) 拙著、租税研究、第一卷、428 以下。Auerbach, Die Luxusumsatzsteuer. (Zeitschrift f. g. Stw. 76 Jg. 1 & 2 Hft.) S. 114.
7) Auerbach, a. a. O. S. 116. Adams, Science of finance. p. 376-7.

テハ殆ント全ク免稅セラルトイフテ居ルカ、實際ニハ此庭園ハ消費稅ヲ免ルルノミナラス、所得稅カラモ逃レテ居ル。

(註八) 拙文、奢侈稅ノ辯難参照。尙ばうハ享樂財産不課稅トイフコトハ當ニ社會ノ倫理上堪ユヘカラサル情態テアルノミナラス、生産政策上ニモ不幸ナルコトアル。恰モ此種ノ富ハ國民經濟ノ資本化ニトリテ唯妨害的ノ役目ヲ働クト爲シ、こんら一ドハ奢侈品稅ハ經濟上及公正ノ觀察點ヨリ辯護セシメラルト爲シ、あうあばつはハ、奢侈トイフ觀念ニハ多少罰スヘキノテナイトイフ觀念カ結付クコトヲ例ト爲ス。ソシテ此惡ムヘキノ事物及行爲ニ稅カ制裁トシテ現ハルルトイフ⁸⁾

(四) 右觀察點ノ結果トシテノ課稅上ノ注意——

(A) 間地稅ニ於テ——先ツ以テ、

イ) 間地ノ種類ニヨリテ區別シテ差等課稅ヲ爲スヘキノテアル。即チ庭園ト然ラサルモノトヲ區別シ、庭園ニハ奢侈稅トシテ特ニ重キ課稅ヲ爲スヘキノテアル。此ヲ區別セシテ一様ニ課稅スルノハ宜シクナイ。次キニハ、

ロ) 間地ノ種類ニヨリテ課稅方法ヲモ區別スヘキノテアル。庭園ニアリテハ其面積ノミナラス、別ニ其價値ニヨリテモ差等ヲ附スルコトカ肝要テアル。價値ニヨル差等附ハ實行難テハアルカ、併シ課稅ノ爲メニハ一等二等三等四等五位ニ大別シテ、面積ノ大小ト

8) Schäffle, Steuern. B. T. S. 360.
9) 拙著、租税研究、第一卷、436. 437. Pfau, Industriepolitische Gesichtspunkte in der Besteuerung. S. 51. Conrad, Fw. 2 Aufl. S. 23. Auerbach, a. a. O. S. 114.
10) 拙著、財政問題、678頁、庭園稅ニ就キテ、

此等級トヲ結合シテ優等ニシテ面積大ナルモノニ其劣等ニシテ面積小ナルモノヨリモ割合ニ重キ累進率ヲ課スヘキモノテアル。併シ庭園以外ノ間地ニテハ面積ノ大小ニヨル累進率ノミテ良イ。此方ハ別ニ奢侈税トイフノテハナク、單ニ其不使用又ハ有效ナラサル使用ヲ制スルトイフニアルカラ、其土地ノ價值ノ大小マテ考慮スルニ及ハヌ。

(B) 間地稅ノ外ニ於テ——此間地稅ヲ課スル趣旨ト調和スルカ爲メニハ、新ニ建築スル者ニ課スル所ノ建築稅ハ、一定度以上ノ優等家屋ニノミ止メテ、普通ノ低級ノ家屋又ハ營業用ノ其ニハ之ヲ課セナイカ良イ。又家屋稅ノ如キモ高級家屋ニハ新築後直チニ課スルトモ、低級ノ家屋及營業用ノ其ニハ一兩年ノ課稅猶豫期間ヲ設クルコトヲ勸ムル。是レ土地ノ奢侈的ナラサル利用ヲ進メルノニ必要ノコトテアル。土地ノ利用ヲ勸ムルノ餘リ、全ク夫ノ建築稅ノ如キヲ免スルニ至ツテハ(註九)、過キテ居ルカ、低級建築物、及ヒ營業用建築物ニ於テ免稅スル程度ノコトハ適當ト考ヘラルル。

(註九) こんちんすハ、ぐりむすたつどびるハ公益ニ逆ニ課稅ストノ原則ニ基イテ、肥沃及建設的改良ヲ免稅ストイフ。

11) Commons, A progressive tax on bare land values. (Political science quarterly, march 1922.) p. 57.

第二段 間地稅ノ附隨的觀察點

既ニ間地稅カ上記ノ趣旨ニヨリ起サルトシテ、之ト附帶シテ考慮スヘキ若干ノ觀察點カアル。茲ニ暫ラク之ヲモ舉ケテ説明シテ見ヤウト思フ。

(一) 應益課稅上——間地稅ハ自然、地方稅トシテムシロ選マルルコトトナルヘキモノタカ、既ニ之ヲ地方稅トスルトスレハ、此ニテハ能力原則ノミナラス、應益又ハ利益原則ニモ依ルコトヲ得ル。少クトモ之ヲ加味シ得ルコトトナル。ソシテ或人カ市區内ニテ間地ヲモツ結果ハ、其レタケ自ラ無益ニ道路カ長クナツテ、地方團體ヲシテ其修築費ヲ多ク費ヤサシメ、電柱瓦斯管、水道、下水渠ナトヲモ長カラサルヲ得サラシメル。其等ニ於テモ地方團體ノ負擔ヲ多カラシメル。之ニ對シテ間地所有者カ多少特別ノ負擔ヲ爲スノハ相當ナリトイフヲ得ルコトトモナル。

(二) 財政收入上——ニハ之ニヨツテ左マテ大ナ收入ヲ生スルコトハ出來ナカラウカ、兎モ角一ノ收入ヲ供スルシ、又斯カル稅ノ存スルニ於テ、人々カ出來ルタケ之ヲ負擔セサラントシテ間地ヲ作ラサルコトトナリ、又從來間地タリシ處モ之ニ建築ヲ行フコトトナラウカ

ラ、或ハ減收ノ傾ヲモツコトトモナリ得ルカ、併シ又他方ニハ其ニモ拘ラス虚榮ノ爲メニ庭園ヲ維持シ、投機ノ爲メニ其他ノ間地ヲ維持スル者モアリ得ル。税ノ高サ次第テハ、ソナニ間地ヲ絶滅シ盡スニ至ラナイ。ソシテ他方、特ニ此種ノ税ハ必要アルトキニハ増率スルコトモ出來テ、或度マテハ收入上調法ナ税トイフテ良イ。

(三)課税技術上ニハ、土地其モノカ全ク公然テ隱匿スルコトカ出來ス、其状態モ明カニ外部カラ窺ヒ知ルコトカ出來ル。ツマリ此税ノ課税物件ハ最良ク捕捉シ得ラレ、ソシテ其課税標準タル面積ニシテモ争ナク定メラレル。多少六ツカシイトイヘハ、其ハ課税標準ニ於テ價值等級ヲ加味シタトキテアルカ、其位ノコトハ課税問題ニハ避クヘカラサル所テアル。又課税技術上ヨリイヘハ納税義務者ハ之ヲ凡ヘテ所有者トスルノカ便テアル。(質權者、長期ノ地上權者ハ之ニ準ス)。併シ間地中ノ庭園ニ至テハ奢侈税トシテ使用者ニテ課スル方カ適當トイフコトハアル。尤モ其トモ所有者ニ課シテモ自ラ使用者ニ轉嫁サルルテアラウカラ、結果ハ大シテ異ラサルコトナリ、ソシテ所有者ニ就キ課シタ方カ技術上便宜タトイフニ於テ、或ハ之ヲ選ムノヲ得策トスルテアラウ。

(四)衛生上¹²⁾ニハ庭園モ其他ノ間地モ有益テ、課税ニヨリテ之ヲ制スルノハ得策ナラスト

12) 拙著、財政問題、675—6頁。

ノフノ見解カアル。併シ間地ノ中ニハ住屋又ハ營業所ニ接セスシテ、存在スルモノカアツテ、衛生上ノ理由ナキカアル。又其ノ住屋又ハ營業所ニ接近シテ衛生上有意義ノモノニテモ、アマリ其ノ大ニ過キルノハ入ラヌコトテアリ、必要ノ限度ト認ムヘキ小ナル間地ハ課税技術上免税スルコトカ出來、其以上ノ大ナル間地ハ格別必要ナラストスヘキテアル。實際アマリ大ナル庭園ヲ持ツニ於テ自ラ不衛生ナル享樂ヲ助長スルノ材料トナルコトサヘモアル。特ニ多少ノ間地ハ各家ノ爲メニ必要トシテモ、其アマリニ多クナル爲メニ地方團體ノ道路ニ對スル施設カ行届カナクナツタリ、上水下水等カ不完全ニナツタリ、公園カ不十分テアツタリ、其他衛生施設カ不満足テアツタリヌルコトトナツテハ宜シクナイ。一方ニ此税アル爲メニ私人ノ有ツ庭園其他ノ間地ハ少クナツテモ、他方之ニ代ルヘキ共用的ナル公園カ多ク又廣ク出來、道路、水道下水其他ノ衛生設備ノ整フコトカ出來レハ、全體上、衛生ニツイテハ一層良好ノ結果カ得ラルトイフモノテアル。

(五)文化上¹³⁾特ニ庭園ノ中ニハ史蹟ノ保存トカ藝術ノ向上ノ爲メニ重要ナルモノカアル。之ヲ税ノ爲メニ廢滅ニ歸セシメ、又ハ退步セシムルカ如キハ大ナル文化政策上探ルヘキテナイ。特ニ我國ニハ特有ナル歴史尊重ノ觀念カアリ、庭園ニ關スル特殊ノ藝術カアル。之ヲ

13) 拙著、財政問題、676—7頁。

保存シ、其向上ヲ計ルコトハ今日ノ如ク人心ノ頹廢セル時代ニハ特ニ注意シナクテハナラヌトイフ風ニモ見ヘル。併シ史蹟ノ保存ヤ藝術ノ保存向上ノ如キハ必スシモ私人ニ待ツヘキモノテナク、ムシロ國家トシテ公共トシテ特別ニ考慮シ費用ヲ出スヘキテアリ、政府ニ於テ之ヲ保存スルコトニカヲ用ユヘク、從來私人ノモツモノテ史蹟ヤ藝術上重要ナモノノ如キハ、之ヲ私人ニ於テ保持スルヨリハ、ムシロ國トカ公共トカニ寄附シテ保存シテ貰フヤウニスルノカ宜シク、特ニ税ノカカル爲メニ私人ノ手ニテ維持出來難シトイフ場合ノ如キニハ他ノ之ヲ維持スルニ堪ユル私人ニ移スカ、サモナクハ國又ハ地方團體ニ渡サスノカ適當テアル。勿論私人ノモツコトヲ禁止スルノテナイカラ、持タントスル人ハ之ヲ持ツコトハ出來ル。唯タ然ルトキハ税ヲ拂ツテ持ツヘキテアル。税ノ爲メニ多少庭園ノ狭クナルコトモ出來、粗末ニナルコトモ起ルテアラウカ、他方世ノ中ニハ税位ニ頓着ナク之ヲ持チ且ツ改良ヲ計ルタケノ餘裕アル人モアラウカラ、ソシテ此税ノ爲メニ生スヘキ史蹟ノ廢滅トカ藝術ノ阻止ナトヲ患フルニハ當ラナイ。

結 論

以上要之、間地税ハ本來、土地ノ利用ヲ進メルコトニ於ケル生産及社會政策上又ハ公益上ノ趣旨ト一部ハ奢侈課税ノ目的トヲ有ツテ生レタモノテアルカ、併シ別ニ應益課税ノ原則ニ適ヒ、財政收入上ニ意義カアリ及課税技術上ニモ有利テアルコトヲ認ムルコトカ出來ル。タタ衛生上下文化政策上トニハ多少ノ異論ハアルカ、此トテ打勝ツヘカラサルモノテハナク、全體上、好箇ノ一税目トシテ特ニ地方團體ニ適當シテ居ル。固ヨリ之ヲ都市計畫ノ財源ニ限定スル特別ノ理由ハ見出サレナイ。

第七部 租稅制度

第十四編 其後ノ租稅改正

我國ノ租稅制度ニ就イテハ本研究第四卷ニ於テ其要綱ヲ示シテ居ル。マタ、大正十二年九月ノ大震災ニ依ル被害者救濟ノ爲メニ、地租、所得稅、營業稅、相續稅ニツキ減免猶豫令カ出タケレトモ、此等ハ一時的ノモノテアルカラ別トシ、本研究第四卷ニ所載ノモノニ對シテ其後行ハレタル恒久的ナル改正法ハ大正十二年三及四月ニ行ハレタモノテアツテ、詳シクイヘハ法律トシテ大正十二年三月二十六日、二十八日及四月五日ノ日附ニテ公布セラレ、所得稅中ノ保險料ニ關スルモノト、賣藥營業稅ニ關スルモノタケハ大正十三年一月ヨリノ施行トナリ、他ハ十二年三月末日又ハ四月一日以降又ハ十二年度分ヨリ實施トナツタ。其要領ハ左ノ通りテアル。

(一) 所得稅——(A) 課稅物件ノ積極的範圍ニツキ

(イ) 第一種法人所得中ノ留保所得課稅ノ例外規定トシテ、保全會社ノ留保所得特別課稅

ノ爲メニ、政府ハ、法人ノ株主又ハ社員ノ一人及其親族、使用人其他特殊ノ關係アリト認ムル者ノ株式金額又ハ出資金額ノ合計カ其法人ノ株式金額又ハ出資金額ノ二分一以上ニ相當スル法人ニ付テハ、其留保シタル所得中、(1) 事業年度末ニ於ケル積立金及其事業年度ノ所得中留保シタル金額ノ合計金額カ、其事業年度末ニ於ケル拂込株式金額又ハ出資金額ノ二分一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ、其超過金額ニ屬スル其事業年度ノ所得中留保シタル金額ヨリ其事業年度ニ於ケル所得ノ二十分一ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額、(2) 各事業年度所得中、留保シタル金額カ其事業年度ニ於ケル所得ノ十分三ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ、其超過金額(尤モ各事業年度所得中、留保シタル金額カ其事業年度末ニ於ケル拂込株式金額又ハ出資金額ニ對シ年三十分一ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過セサルモノニ付テハ此(2)ヲ適用セス)ニ該當スルモノニ限り、之ヲ株主又ハ社員ニ配當シタルモノト看做スヲ得ルコトトシタ。

(ロ) 第二種所得中、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金トアルヲ、銀行預金ニ改メ(尤モ取扱上ハ、小切手ヲ以テ引出ス當座預金ノ利子テ日歩一錢以下、年利三分六厘五毛以下ノモノハ第二種所得稅ヲ課セストノ事テアル。併シ當座預金ノ利子テモ、

其預金カ小切手ヲ以テ引出サナイモノハ第二種所得稅ノ課セラルルハ勿論ノコト、小口當座、特別當座、通知預金、別段預金等ノ利子ハ日歩一錢以下テモ第二種所得稅ヲ課セラルル。ソレカラ銀行間ノ他店貸借尻ノ利子及こゝるまねトノ利子ハ銀行預金利子トハ認メス、隨ツテ此第二種所得稅ヲ課シナイカ、手形内入金、取立爲替ノ場合ノ擔保金等ヲ別段預金等トシタ場合ニハ當然之ヲ課スル、更ニ貸付信託(信託會社ノ引受タル金錢信託ニシテ、信託財產ノ運用方法ヲ預入又ハ貸付ノミニ限定スルモノ)ヲ加フ。

(B) 課稅標準ノ宥恕計算ノ一トシテ、自己若クハ家族又ハ其相續人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲メニ拂込ミタル保險料ハ年額二百圓ヲ限リ本人ノ申請ニヨリ其所得中ヨリ控除スルコトトシタ。

(二) 營業稅 — (A) 課稅標準及稅率ヲ左ノ如クニ改メタ。

(イ) 物品販賣業	賣上金額	卸賣	甲萬分八 乙萬分十一 丙萬分十三 丁萬分十六	從業者	一人每貳圓		
(ロ) 銀行業、保險業、無盡業	資本金額	從業者	一人每貳圓	(チ) 請負業	從業者	一人每貳圓	
(ハ) 金錢貸付業、貨付業	物品運轉資本金額	從業者	一人每貳圓	(ト) 鐵道	收入金額	從業者	一人每貳圓
(ニ) 製造業、印刷業、出版業、寫眞業	資本金額	從業者	一人每貳圓	(リ) 席貨業	從業者	一人每貳圓	
(ホ) 運送業、運河業、棧橋業、船舶定製場業、貨物陸揚場業	資本金額	從業者	一人每貳圓	(ル) 旅人宿業	從業者	一人每貳圓	
(ヘ) 倉庫業	建物賃賃價格	從業者	一人每貳圓	(ヲ) 料理店業	從業者	一人每貳圓	
(オ) 周旋業、代理業、仲立業、門屋業、信託業	報償金額	從業者	一人每貳圓	(ウ) 料店業	從業者	一人每貳圓	

(B) 製造業ニ於ケル課稅標準ノ宥恕計算ニツイテハ、其資本金額カ、(イ)前年ノ資本金額カ前々年ノ資本金額以下ナルトキハ前年ノ資本金額、(ロ)前年ノ資本金額カ前々年ノ資本金額ヲ超過スルトキハ前々年ノ資本金額ノ十二割ニ相當スル金額ヲ超過スル場合ニハ、其超過額ヲ課稅標準ヨリ控除スルコトトナツタ。

(C) 賦課手續ニテハ政府ニ於テ同業組合其他ノ營業者ノ團體ニ對シ課稅標準ニ關スル事項ヲ諮問スルヲ得ルコトト爲シ、其諮問ヲ受ケタル團體ニ調書提出義務ヲ負ハシメタ。

(D) 救濟規定トシテ、從來ノ減損更訂ノ外、其年ノ營業利益カ其年分營業稅額ニ達セサル場合營業者ノ請求ニヨリテ其不足額ニ相當スル稅ヲ免除スルコトトシ、此二ノ場合、處分

ノ確定スルマテノ間、税金ノ徵收ヲ猶豫スルヲ得ルコトナツタ。

- (三) 賣藥營業稅——ヲ廢止シテ、賣藥營業者ニ一般營業稅ヲ適用スルコトトシタ。
- (四) 印紙稅——(A) 課稅物件ノ消極的範圍ヲ改メテ、官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿。官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿。國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書。慈善又ハ公共事業ノ爲メニスル密附ニ關シ官廳又ハ公署ニ提出スル證書。小切手。產業組合、產業組合聯合會又ハ住宅組合ノ發スル出資證券ニシテ其記載金高拾圓未滿ノモノ又ハ金高記載ナキモノ。記載金高拾圓未滿ノ約束手形及爲替手形。記載金高拾圓未滿ノ積金證書及銀行預金證書。產業組合又ハ產業組合聯合會ノ發スル貯金證書ニシテ其記載金高拾圓未滿ノモノ。記載金高壹圓未滿ノ物品切手。記載金高拾圓未滿若クハ金高記載ナキ又ハ非營業者ニ發スル賣買仕切書。物品又ハ有價證券ノ賣買ニ關スル證書ニシテ其記載金高拾圓未滿ノモノ又ハ金高記載ナキモノ。記載金高拾圓未滿若クハ金高記載ナキ又ハ運送契約ニ依ラサル送狀。記載金高拾圓未滿若クハ記載金高ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書。主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書。手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書。株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡ノ證明書。手形ノ引受及保證。手形又ハ證券ノ拒絕證書、手形

又ハ證券ノ復本及贖本トシタ。

(B) 課稅標準及稅率ニツキ、原則トシテ記載金高ノ萬分五ヲ課スルモノニ於ケル免稅點ヲ引上ケテ拾圓ト爲シ、其稅額ノ最高限ヲ百圓ニ引上ケタ。ソシテ特例トシテ之ト異リタル稅率ヲ課スルモノノ範圍及稅額ヲ左ノ如クニ改メタ。

(イ) 壹錢ノ定額ヲ課スルモノ——貯金通帳、積金通帳及積金證書(貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付キ發スルモノニ限)。產業組合ノ發スル貯金通帳。產業組合又ハ住宅組合ノ發スル出資證券。農業倉庫證券。

(ロ) 貳錢ノ定額ヲ課スルモノ——委任狀。

(ハ) 參錢ノ定額ヲ課スルモノ——約束手形。爲替手形。銀行預金證書。產業組合又ハ產業組合聯合會ノ發スル貯金證書。產業組合聯合會ノ發スル出資證券。船荷證券。運送貨物引換證。倉庫證券。保險證券。株券。債券。相互保險會社ノ發スル基金證券。株式申込證。社債申込證。地上權永小作權又ハ地役權ニ關スル證書。使用貸借、貸貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關スル證書。信託行爲ニ關スル證書。無盡ニ關スル證書。定款又ハ組合契約書。權利ノ變更ニ關スル證書。追認又ハ承認ニ關スル證書。物品切手。賣買仕切書。物

品又ハ有價證券ノ賣買ニ關スル證書。送狀。受取書。金高記載ナキ證書。擔保品差入證書及擔保品預證書。通帳。

(ニ) 貳拾五錢ノ定額ヲ課スルモノ——判取張。

(C) 罰則ニ於テ脱稅犯ニハ證書、帳簿一箇毎ニ脱稅高二十倍ノ罰金又ハ科料(少クトモ參圓)ヲ課シ、不消印犯ニハ證書、帳簿一箇毎ニ貳圓ヲ課スルコトトシタ。

(五) 石油消費稅——ハ之ヲ廢止シタ。

(六) 地方稅ニ於ケル營業稅附加稅制限率——ヲ府縣ハ百分四十一、市町村ハ百分六十一ニ改メタ。之ト關聯シテ斯克テモ生スヘキ營業稅附加稅ノ減收全體ニ於テ貳百七拾萬圓トイフ缺陷ハ之ヲ他稅例之地租附加稅乃至戶數割等ニ求メナイテ、各地方財政ノ緊縮整理ニヨリテ補足スルコト、及他方ニ於テ此附加稅制限率ノ引上ノ爲メニ或ハ增收ヲ生スルコトアリトモ、之ヲ基礎トシテ新事業ヲ起スコトヲ慎ミ、ムシロ其餘裕ヲ以テ他稅ノ輕減ヲ行フコトヲ通牒スルコトトナツタ。

(七) 地方稅ニ於ケル戶數割附加稅——右ノ外、十三年四月ノ改正ニヨリテ、市區町村ニ於ケル戶數割附加稅¹⁾ニツキテ、市ニアツテハ(區ヲ削ル)、當該年度ニ於ケル市稅豫算總額ノ百

1) 拙著、租稅研究四卷 317.

分六十、町村ニアツテハ當該年度ノ町村豫算總額ノ百分九十ヲ超ヘテ課セントスルトキニ、内務大臣兩大臣ノ許可ヲ要スルコトトナツタ。

第十五編 財經調查會ノ稅制整理案ト之ニ 對スル私見一斑

緒言

我國テハ國及地方ヲ通シテ租稅制度ヲ大改革スルノカ必要トイフコトニナツテ、大正九年六月以來、財經調查會テ其改正案ヲ審議シタ所テアルカ、十一年七月ニ至ツテ一通リノ解決ヲ告ケタ。案ハ特別委員會ヲ通過シタガ、總會テハ苦情カ起リ、單純無條件ニテハ之ヲ可決セス、宜シク政府ニテ之ヲ基礎トシテ整理案ヲ立テヨトイフコトニナツタ。タカラ之ヲ財經調查會ノ案タトイヒ切り惡イカ、併シ彼カ別ニ他ノ何モノヲモ示サヌカラ、此ニ全然賛成トイフコトモイヒタクハナイカ、左リトテ別ニ名案モナイトイフ意味ニナル。故ニ假リニ之ヲ同調查會案トイフテ差支アルマイ。私ハ今之ヲ説明シ且ツ批評シヤウト思フ。此案ノ立案ニハ私ハ始終關係シタカラ、私モ責任ノ一部ハ負ハナクテハナラヌカ、併シ私一人ノ手テ出來テハ居ラヌ、其ヲ他ノ人々ト一緒ニ作ツタノテアルカラ、其ヲ仕上ル

ニツキ常ニ爭モシタカ、讓歩モシ妥協モシ調和折衷モシナクテナラナカツタ。テ小イ點テハ大分私モ不滿ナ點ヲ認メテ居ル。併シ重要ノ點ハ大低私ノ考ト一致シテ居ル。段々説明シ批評スレハ分ルカ私ハ此案カ多數人ノ集マリテ纏ツタモノ、其ハ調和ノ必要上多少ノ不徹底ヲ生スルノ已ムヲ得サルモノテアルカ、其レトシテハ、マツ／＼上出來ノ方テハナイカト思フ。私一人ニ任カサレタラ、モツト理想的ナモノカ出來タトモ思フカ、多數人トノ共同事業テアルカラ、夫ノ案ノモツ缺點ナトハ避クヘカラサル所テ、私ハ其缺點ハ忍ビ得ル程度ノモノト思フ。先ツ下ニ案其モノヲ示サウ。尤モ此ニ示スノハ發表サレタノトハ文句ハ違ウ。カ意味ハ此ニテ一層良ク傳ヘラレテ居ルト信スル。私ハ發表サレタ文句ノ誤解サレ易キ所ヲ注意深ク改訂シテ置イタ。

第一段 財經調查會整理案

(一) 國稅

(A) 直接國稅中ノ基本稅

(イ) 國ノ所得稅ノ補完稅トシテ新ニ純財產價格ノ千分一半程度ノ財產稅(收入約七千萬

圓)ヲ起シテ、從來ノ地租營業稅(合計一億四千萬圓)ヲ地方ニ委讓スルコト。而シテ國ニ於テ爲メニ生スル收入ノ缺陷ハ軍縮ニヨリテ生スル餘裕ヲ以テ之ニ充ツルコト。

(ロ)軍縮ニヨル餘裕ヲ之ニ向クル能ハス、收入ニ増減ナシトノ前提ノ下ニハ、右ニヨル缺陷ヲ補フ爲メ、財産稅ノ完成時(收入ノ自然増加ニヨリテ稅率ヲ動カサスシテ、夫ノ缺陷ヲ充タシ得ルコトトナルカ、又ハ實施數年ノ後、稅率ヲ引上ケ得ル事情ヲ生シタルトキ増率ヲ行フコトニヨルカ何レカニ依リ)マテ地租營業稅ノ約半率程度ノモノヲ國ニ保留スルコト。カクテ一時國ニ保留セラルル地租ハ別ニ改正ヲ行ハヌ。カ營業稅ノ方ハ此際、課稅標準ノ取捨選擇ヲ行ヒ、營業利益皆無ノ場合ノ免稅恩典ヲ定メ、及賦課ニツキ同業組合等ヲ利用スル等若干ノ改正ヲ行フコト。賣藥營業稅ヲ一般營業稅中ニ包容スルコト。

(B)消費稅

(イ)通行稅、醬油造石稅、自家用醬油稅、石油消費稅、賣藥印紙稅ヲ廢止スルコト(二千三百萬圓減收)。

(ロ)酒造稅、酒精及酒精含有飲料稅、麥酒稅ニ極メテ輕微ナル増率ヲ行フコト(一千五百五十萬圓許リ増收)。

(ハ)飴稅、めりやす、ふえると稅、化粧品稅、清涼飲料稅ヲ起スコト(一千二百萬圓許リ増收)。但シ此ハ成ルヘク見合セ、煙草專賣ニ於テ煙草値上ヲ行フコトニヨリ之ニ代ハラシムルコト。

(C)其他ノ國稅

(イ)所得稅、相續稅、登録稅、鑛業稅(三百萬圓減收)、印紙稅ニ多少ノ改正ヲ加フルコト。

(ロ)砂鑛區稅、兌換銀行券發行稅、狩獵免許稅、織物消費稅、砂糖消費稅(練乳原料砂糖戻稅ニハ改正ヲ行フ)、取引所稅、骨牌稅ハ大體現狀ノ儘トスルコト。

(二)地方稅

(A)根本的整理案

(イ)道府縣

(1)地租、營業稅、(此二稅ノ收入ハ大體從來ノ附加稅收入ノ限度)、及新設ノ家屋稅ヲ中軸トシ、之ニ國ノ所得稅ニ對スル附加稅ヲ配置スルコト。從來ノ戶數割、及之ニ代ルヘキ家屋稅ハ全廢スルコト。地租、家屋稅ハ賃貸價格ニ據リ、營業稅ハ賣上金等、大體外

形標準ニヨルコト。

(2) 從來ノ雜種稅ヲ整理シテ特別稅トスルコト。

(ロ) 市町村

(1) 右道府縣ノ地租、家屋稅、及營業稅ノ附加稅ヲ中樞トシ、之ニ戶數割ヲ配置スルコト。其戶數割ニ於テハ主トシテ所得ニ依ルコト(戶數割收入ハ地租家屋稅及營業稅ノ附加稅收入以下ニ止ム。其結果、地租營業稅ノ委讓額ヲ全部利用スルニ及バス、五千七百萬圓許リ不用トナル)。

(2) 道府縣雜種稅ノ附加稅、及其他ノ特別稅ヲ認ムルコト。

(B) 過渡時代即チ國ノ地租營業稅半額委讓ノ場合ノ整理案

(イ) 道府縣

(1) 從來ノ地租、營業稅ノ附加稅ヲ從來ノ儘存續シ(地租營業稅ノ地方ニ委讓サレタルモノハ道府縣ニハ來ラヌ)、之ト並立スヘキ賃貸價格ヲ標準トスル定率稅タル新ナル家屋稅ヲ設クルコト(此家屋稅收入ハ千五百萬圓許リ)。

(2) 從來ノ道府縣ノ家屋稅又ハ戶數割(此合計約四千七百萬圓)ヲ全廢シ、道府縣ノ所

得稅附加率ヲ、現在ノ道府縣ノ制限率ニ市町村ノ制限率(此市町村ヨリ受入ルルモノ參千五百萬圓許リ)ヲ加ヘタルモノタケ引上クルコト。

(3) 道府縣稅タル營業稅、雜種稅ヲ整理シ、社會政策上不良ナルモノヲ除去スルコト(之ニヨリテ貳百萬圓減收)

(4) 從來ノ鑛業稅、砂鑛區稅ノ附加稅ヲ廢止シ、新ニ鑛業及砂鑛業ニ對シ道府縣營業稅ヲ課スルコト(從來ノ分ヨリモ、國ノ鑛業稅中ノ鑛產稅ノ半額タケ加ハルコトトナル)。

(ロ) 市町村

(1) 地租、營業稅ノ附加稅ヲ、從來ノ制限率ニ從來ノ國稅ノ半額ヲ加ヘタルタケ制限率ヲ高メ、及新設セラルヘキ道府縣ノ家屋稅ノ附加稅(七百萬圓ノ收入豫定)ヲ設クルコト。

(2) 從來ノ戶數割又ハ家屋稅ノ附加稅ヲ廢止シ、新ニ凡ヘテノ市町村ニ、所得ヲ主タル課稅標準トスル戶數割ヲ設クルコト。

(3) 市町村ニ於ケル道府縣ノ營業稅、雜種稅ノ附加稅ハ道府縣ノ本稅ノ整理ニ準シテ整理スルコト。

(4) 鑛業稅、砂鑛區稅ノ附加稅ヲ廢止シ、鑛業砂鑛業ニ對シ新設スヘキ道府縣營業稅ノ附加稅ヲ課スルコト。

(5) 地租、營業稅附加稅ノ増率ニヨル増收額、新設シタル家屋稅附加稅ノ收入ノ合計額ニテ市町村ノ所得稅附加稅ヲ道府縣ヘ移シタル財源ノ缺陷、道府縣ノ營業稅、雜種稅ノ整理稅目ニ對スル附加稅ノ減收ヲ補填シ、其殘額(四千貳百萬圓許リ)タケ市町村ノ戶數割ヲ輕減スルコト。

第二段 整理案ノ概評

今ヤ財經調查會案ヲ批評スヘキ順序トナツタ。批評ハ多岐ニ亘ルカ、先ツ全體カラ之ヲ爲サナクテハナラヌ。夫ノ案ハ當初、歲入増減ナシトノ前提ト、專賣ニ觸レストノ前提トノ下ニ出來タカ、附帶決議ニヨツテ、軍縮ニヨリ生スヘキ餘裕ト專賣品値上ニヨル増收トヲ發見シ利用シテ、千分一半度ノ財產稅ノ新設ニヨリ一舉シテ地租營業稅ノ地方委讓ヲ斷行シ、めりやす、ふえると、飴、清涼飲料、化粧品稅ノ如キ、既存消費稅トノ權衡上ヨリ及奢侈的意義ノ存在ヨリ新設スルノ理由カ立タヌテハナイカ、アマリニ零碎ナル新稅ヲ漁

ルコトノ、稅制整理トシテハムシロ避クヘキモノモアルカラ、之カ新設モ見合セルコトトシタ。其レテ其整理ニヨリテ大體、稅トシテノ老朽者ハ淘汰セラレ、適稅カ適所ニ配置サルルコトトナル。國稅テハ新ニ財產稅カ出來、地租營業稅カ地方ニ移サレ、所得稅ト財產稅トテ國ノ直接稅ノ基本稅ノ體系カ整ヒ資産重課ノ趣旨ニモ適ヒ、將來ノ社會政策的租稅立法ノ土臺カ出來、一朝有事ノ日ニ於ケル租稅政策ノ基礎モ固クナルヲ得ル。通行、石油、賣藥印紙、醬油造石、自家用醬油ノ五稅ノ廢止ニヨツテ、大體、生活必需品又ハ必要費ノ負擔ヲ除キ、唯タ織物稅ニ於ケル木綿織物稅ノ廢止ノナカツタコトカ右ノ見地カラシテハ遺憾テアルカ、其ハ技術上已ムヲ得ストシテ、貧民ニ對スル唯一ノ併乍ラ輕微ナ負擔トシテ忍ハナクテハナラヌ。直接稅ト間接稅トノ關係ニ至ツテハ英國ノ直接稅主義ト佛國ノ間接稅主義トノ略ホ中間位トイフコトニテ、大體ノ權衡カ得ラレタトイフコトカ出來、地方稅ニテハ國ヨリ得タル地租營業稅ト新ニ設クヘキ新ナル意義ノ家屋稅トヲ結合シテ其物稅體系ヲ作り、之ヲ土臺トシテ、其ニ配スルノニ、府縣ニテハ所得稅附加稅市町村ニテハ戶數割トイフ人稅ヲ以テシ、併セテ戶數割ノ大輕減、特ニ最多ク非難サルヘキ府縣ニ於ケル戶數割ノ廢止、地方營業稅雜種稅中ニテ特ニ社會政策上非難アルモノノ大掃除ヲ行フ

1) 拙著、租稅研究、第二卷、一頁以下、經常財產稅ト租稅給付能力、經常財產稅ノ利弊。

コトトナツタ。此ニ依ツテ地方ニ於ケル物税ト人税トノ關係カ改善セラレタ。其ノ此ニ於テ人税ヨリモ物税ニ重キヲ置イタコト、及其物税トシテ土地家屋營業ノ三者ノ税ヲ特ニ選ンタコトハ、地方ノ發達及施設ニヨリテ大體、此三ノモノカ特別ニ利スルコトヲ考慮シタ爲メテアル。即チ此地方ニアツテハ國税ノ場合ノ純能力原則ニ據ルニ對シテ、能力原則ニ利益原則ヲ加味シタモノニ據ルトイフ趣旨ニ出ツル。詳シクイヘハ此三ノモノハ純能力原則ヨリスレハ負擔スヘキモノヨリモ幾ラカ多ク負擔スヘシトイフコトニナリ、隨フテ人税トイフムシロ一般の給付能力ニ依ルモノノ外ニ課スヘキ資産重課の意義アル物税ヲ稍々重クシタノテアル。但シ純能力原則ヨリスレハ此物税ニ資本利子税モナクテハナラヌコトニナル、其テナクテハ資産重課ニハ適ハヌカ、此利子税ハ利益原則加味ノ見地ヨリシテハ此ニ持來ルニ及ハナイト、其ニ又實際ノ課税技術上トシテモ、土地家屋營業ハ外ニ表ハレテモ居リ且ツ各地方々々ニテ分別シテ課税シ得ラレ地方税ノ物體トシテ適切ナモノテアルカ、資本利子ハ此ノ如ク表現セス、且ツ地方別ニ扱フコトノ困難テアル所カラ之ヲ除イタノテアル。斯クテ地方ノ三物税ハ凡ヘテ地方的テアツテ地方ノ特別税トシテ行ヒ得ルモノテアリ、又其テアル方カ一層容易ニ修訂モ出來、一層公平ニナリ、一層多收トモナリ、

2) 拙著、租稅研究、第三卷、二五二頁以下。

利益原則加味ニモ適フノテ、之ヲ附加税トセスシテ特別税ト爲シ、併シ人税ノ方ハ特ニ所得税ノモノヲ採ルトシテハ、所得ノ計算ハ國ノ力ニヨル方カ網羅的テアルコトカ出來、既ニ國家カ所得計算ヲ行フニ地方團體カ別ノ計算ヲ爲スノヲ穩當トセヌトイフコトモアツテ、此ハ國税ノ附加税トスル¹⁾。併シアマリニ附加税ノ多クナルコトモ本税ヲ擁護スル所以テナイシ、且又市町村トナレハ人民ニ接觸シテ所得以外ニ於ケル生活狀態ヲ斟酌シ、見立ヲ行フテ所得偏重ヲ避クルコトヲ得ルシ、旁々所得税ノ附加税ハ之ヲ府縣ニ止メテ、市町村ハ戸數割ヲ以テ之ニ代ヘ、唯タ其標準トシテ主トシテ所得ニ據ルトイフタケヲ定メタノハ適當テアル。要之、大體此整理ニヨリテ國及地方ノ租税ノ體系ハ整ヒ、收入ノ彈性ハ一層大トナリ、社會政策ニモ一層良ク適フコトトナツタ。

第二段 財産税採用ノ理由

(一) 整理案ニ對スル反對トイフテモ、少クトモ議論トシテハ殆ント財産税ニ集中シタ。敵本主義ノ反對者モアツタカ、兎モ角甚タ多クノ人カ財産税ニ向ツテ攻撃ノ矢ヲ放ツタ。テ各項ニ就イテ辯明スルヨリモ寧ロ財産税ノ解説ヲシナケレハナラヌ。一體、新税ニハ理解

3) 拙著、租稅研究、第三卷、二六七頁以下、地租ニ於ケル特別税對附加税。

4) 同上、三三〇頁以下、地方所得税ニ於ケル特別税對附加税。

ノナイノカ普通ノ事テ、財産稅カ易々トシテ通ホラヌノハ初メヨリ分リ切ツテ居ル。嘗テ我國ニテ所得稅ノ採用サレタトキナトニモ隨分ト手嚴シイ反對ノアツタコトヲ聞イテ居ル。財産稅獨リ安々ト通ホツテハ洵ニ同シ仲間ニモ相濟マヌトイツテ良イ。吾々推薦者ハ其ニ對スル反對說ニ對シテ一々辯解スレハ良イ。其レテ段々ト之ヲ爲ス積リテアルカ、其前ニ先ツ以テ此稅ノ積極的ノ論據ヲ述ヘナクテハナラヌ。先ツ其陣容ヲ整ヘテ然ル後外敵ヲ驅逐シヤウト思フ。儲テ財産稅設定ノ出發點ハ國ノ基本直接稅ノ體系論テアル。國ノ直接稅トシテ一般所得稅カ中心タルコトハ今日ノ理論及實際ノ一般ニ認ムル所トシテ、之ニ配スルニ何稅ヲ以テスルカカ異見ノ分ルル所テアリ、又實例ノ相違スルモノアル所テアル。併シ其重ナル方法トシテハ、彼ニ配スルニ特別所得稅ヲ以テスルカ、收益稅ヲ以テスルカ、財産稅ヲ以テスルカノ三ノ中ノ選擇ノ外ナキ所テアツテ、ソシテ其特別所得稅モ收益稅モ純勤勞關係ノヲ除キテ資産關係ノモノノミニ就キテ之ヲ課スルノテアル。此三案ノ外ニモ雜多ノ方法カ學問上ニハ考ヘ得ラルルカ、其ハ贊成者モ少ク、重要ナル先例カ乏シイ。ソレテ此三ノ中カラ一ヲ採ルトシテ、其中ノ收益稅ヲ採ルトスレハ日本テハ既ニ地租營業稅カアルカラ、之ヲ改正シテ維持シ、其ニ資本利子稅ト家屋稅トヲ加フルコトトナ

ル。孰レニセヨ右ノ如クニ一般所得稅ノ外ニ其補完稅トシテ或他ノ稅ヲ結合スルトイフノハ、其ハツマリ所得稅テハ有ラユル種類ノ所得ヲ課スルトシテ、其外ニ公平課稅ノ根本的要求上、資産重課ノ趣旨ヨリシテ資産關係ノ所得ニ特別ノ課稅ヲ爲サウトイフノテアル。其特別課稅トシテ特別所得稅可カ、收益稅可カ、財産稅可カトイフノテアル。ソシテ其資産重課ノ理由ハ色々アツテ、人ニヨツテモ多少ノ意見ノ相違ハアルカ、何人モ大體ニ於テハ齊シク承認スル所テアル。先ツ以テ無産勤勞者ハ有産者ト比シテ生活故障ノ生スルコトアルヘキ他日ノ爲メノ特別準備ヲ一層多ク爲サナクテナラヌコトヤ、勤勞者カ其勤勞所得ヲ増加スルコトノ難イノニ有産者ハ其財産所得ノ外ニ勤勞ヲ爲スコトニヨツテ其上ノ所得ヲ舉クル可能アルコトノ如キハ頗ル古クヨリ認メラレタ所ノ理由テアルカ、尙段々ト其理由カ加ヘラレテ、勤勞者ノ勤勞ニ伴フ特別ナル苦痛、特別ナル休養營養ノ必要、資産者ニ於ケル勞セシテ生活スルコトニ就テノ財産其モノ及其收益ニ於ケル保障、其確實及永續性、不勞增價ヲ受クル可能、財産ニ伴フテ名譽地位勢力ヲ得ルノ機會ノ大ナルコト等ハ、何レモ有産者ト無産者トノ間ノ能力ニ相違ヲ生セシムル原因テ、資産重課ノ理由トシテ十分テアル。ソコテ又此公平課稅上ノ要求タル資産重課ハ三稅トモニ各資産關係ノモノヲ特

5) 拙著、租稅研究、第三卷、七六頁以下、純理上ヨリ見タル財産重課ノ理由。

別捕捉スルコトニヨツテ之ヲ充タストシテ、更ニ三稅中ノ何レカ最適當カトイフコトニナレハ、其ハ所得稅ノ補完稅トシテノ補完作用ヲ何レノ稅カ最良ク充タスカトイフ問題ニナル。一見スレハ今日普通ノ見解タル、所得ヲ以テ給付能力ノ中心の標準トスル主義ヨリイヘハ特別所得稅カ此ニ最モ良ク適フトイフヘキカ如クテアルカ併シサウナルト、一般所得稅モ所得ニ據リ特別所得稅モ同一ノ所得ニ據ルコトナルカラ、其所得ヲ隱匿スルコトノ利益カ大クナル。特ニ其上ニモ地方ヨリノ附加稅モアルコトヲ考フルト其隱匿利益カ一層大イコトトナツテ、逋稅カ多クナリ、課稅技術上ニモ困ルカ、此ニ大ナ不公平ヲ生スルコトニモナル。所得稅ニ避クヘカラサル缺點、不公平ヲ增長スルトイフコトニモナル。其カ若モ收益稅ニ往々ニシテ用キラルル如キ外形標準カ、財産價額カニ依ルコトカ出來レハ、所得ノミニテ抑ヘルヨリハ逋脫カ少クナルコトカ出來、所得稅ノ避クヘカラサル不公平ヲ他ノ稅ニテ緩和スルトイフコトニモナル。ソシテ其所得稅ノ所得ニノミ據ルトキニ逋脫サレ易イトイフノハ二様テアツテ、第一ニハ所得稅ノ所得ノ定義ニ入り得ル所得テハ、特ニ醫師辯護士等ノ如キ自由職業者ノ所得、營業者ノ所得、貸金所得ナト其最著シク隱匿ノ行ハレ得ルモノテアル。第二ニハ所得稅ノ所得ノ定義ニ入ラヌケレトモ之ニ準スヘキ能力ノ

6) 拙著、租稅研究、第三卷、一頁以下、租稅ニ於ケル補完作用。

アルモノテ、所得稅ノ所得ノミニ據ツテハ漏ラサルコトトナリ、隨フテハ之ノミニ據ル課稅法ノ下ニ、人カ免角其財産ヲ此ノ如キモノニ向ケヤウトシ、其爲メ逋脫サレ、一種ノ隱匿ノ行ハルルノハ、自家住居用ノ不動産ノモツ使用上ノ價値、不動産ニ潜ム自然増價、株券ニ間々潜在スル見込所得、或財産ニ伴フ無形ノ名譽、奢侈的享樂財産ニ於ケル享樂價値ナトテアル。其カラ一時的所得ノ一部ノモノノ如キモ、所得稅ノ所得ヨリハ漏ラサルカ、其中ニハ能力ノ相當ニ大イモノカアル。此等ハ所得稅テハ漏レテモ、財産稅アレハ捕捉シ得ル。少クトモ其一部ヲ捕捉シ得ル。收益稅ニテモ財産稅ニ比シテ劣ルカ、其一部ヲ捕捉スル。其レカラ元來、資産重課ノ爲メノ特別稅テアル以上ハ、各方面ノ資産關係ノ大小ヲ見テ其ニ應シタ課稅ヲシナクテナラヌノニ、營業ノ如キ齊シク營業トイフテモ其中ニ人的元素ト物的元素トノ混在ノ程度カ多様テアツテ、一概ニ取扱フヘカラサルモノニ對シテハ、特別所得稅テモ收益稅テモ、土地家屋資本トイフ如キ純資産關係ノモノヨリハ稍低キ或平均的ノ率ヲ課スルコトニナル。然ルニ財産稅テアレハ各營業ノ物的元素ノミヲ捕捉スルカラ、其物的元素ノ大ナル營業ハ其小イ營業ニ比シテ相當ニ大ナ負擔ヲ爲スコトトナツテ一層公平ナルヲ得ル。更ラニ同一額ノ所得又ハ收益テモ、例之、同シク株ヨリノ百圓

ノ配當テモ、日本銀行ノ株ヨリノト怪シクナ會社ヨリノトテハ確實ノ程度異リ、隨フテ給付能力ニ差等ヲ生ジ、別異ノ課稅ヲ爲スヘキテアルノニ、特別所得稅ヤ收益稅テハ同様ニ課稅スルコトニナル。然ルニ財產稅ナレハ其カ價格ニ現ハルルタケニ於テ相當ナル差等課稅ヲ行フコトヲ得ル。其他、特別所得稅收益稅テハ大體、負債控除カ不十分タルヲ免レナイ。或ハ全ク行ハレナイ。然ルニ財產稅ナレハ此カ出來ル。又免稅點モ、特別所得稅ヤ收益稅テハ極低イカ又ハ全ク之ナキコトニモナルカ、財產稅ナレハ此カ高クモ定メラレ得ル。假令過渡時代ニ一時低ク定メテモ、他日之ヲ一層高クニ引上クル可能カ大イ。特別所得稅ヤ收益稅ノ如ク各箇ノ源ニ就キテ課スルモノハ、自ラ稅率モ比例トナル外ナイカ、財產稅ナレハ累進トイフコトカ出來ル。一時比例トシテモ累進ニ變ヘ得ル。凡ヘテ此等ハ何レモ公平課稅上、財產稅カ特別所得稅收益稅ニ勝ルコトヲ示メス。尙ホ實際論トシテ一ツ附記スヘキコトハ、特別所得稅又ハ收益稅主義ヲ採ルトナルト、現行所得稅ノ第二種所得ハ一般所得稅トシテハ第三種所得ニ綜合スルコトニ改メナクテハナラヌコトニナルカ、然ルトキハ此カ其綜合課稅ノ處テ遁脫サルルコトノ多クナルトイフコトモアル。財產稅ヲ採ルトスレハ現行所得稅ニ於ケル右ノ點ヲ改メルニ及ハス、隨フテ今イフヤウナ遁脫ハナク

テ濟ム。要スルニ能力論公平論カライフト、所得稅ノ補完稅トシテ同性格ナル特別所得稅ヲ採ルヨリハ、多少性格ノ異ツタ所ノ收益稅カ、否ナ更ニ一層其異ツタ所ノ財產稅ヲ採ル方カ良イトイフコトニナル。恰カモ家庭ヲ作ルノニ男ト男トテ作ルヨリモ、男女相寄ツテ作ルノカ自然的テアルト同シテアル。

(二) 財產稅採用ノ第二ノ主要ナ理由ハ、國稅ト地方稅トノ關係テアル。若モ國カ地租營業稅等ノ收益稅ヲ維持スルコトトナレハ、地方トシテハ勢ヒ其國稅ノ附加稅ヲ採ル外ナキコトトナルカ、特ニ其ノ地租ハ國稅テアルト、何ウシテモ其地方特別稅テアル場合ヨリモ課稅標準ノ改定カ困難テ、兎角固定シ易ク、其ノ爲メ一層不公平トナリ、附加稅カ之ニ附帶スルタケ其不公平ノ増長トイフコトニモナリ、收入ノ増加ヲ見ルコトモ少イ。故ニ此稅ハ地方ヲシテ取ラシタ方カ一層有利テアリ適切テアル。特ニ土地家屋營業ノ三ノモノハ地方ノ施設及發達トノ特殊ノ關係カアリ、ソシテ地方ニテ分別的ニ課稅スルニモ適シタモノテアルトイフ點カラシテモ地方ニ任カシタ方カ望マシイ。此點ヨリイヘハ國トシテハ收益稅ヲ採ルコトヲヤメテ、財產稅カ特別所得稅カヲ選ム方カ良イトイフコトニナル。ソシテ更ニ此終ノ二ノモノノ中テ財產稅ヲ採ルヘシトイフ理由ハ、國稅カ特別所得稅ヲ採ツテ財產稅

ヲ採ラヌコトトナレハ、戶數割ノ標準カ所得ニ偏重セサルヲ得サルコトニナルノニ、國ニ
財產稅カ出來レハ、此戶數割ノ標準ノ處テ財產ヲモ考慮シ得ルノ途ノ開ケルタケ一層公平
テモアリ、實行容易トモナルトイフニ在ル。

(三)以上ハ財產稅採用ノ主要理由テアリ、特ニ第一ノモノカ重イカ、其外ニモ附隨的理由カ
アル。先ツ財政上ニハ收入可動原則ノ上ヨリシテモ、大體世ノ進歩ト共ニ、財產價格カ増
加シテ財政需要ノ増進ニ應ムルコトカ出來ル。此點ハ特別所得稅モ同シテアルカ、收益稅
ノ或モノハ此利益ヲ缺ク。且ツ又此財產稅ハ免稅點カ割合ニ高クナリ又累進率ヲ採ルコト
トモナリ得ルモノナルカ故ニ、他ノ特別所得稅ヤ收益稅ノ如ク免稅點低ク又ハ之ナク貧者
富者同様ニ比例ヲ以テ課セラルル外ナキモノニ比シテハ、一朝有事ノトキニ増率ヲ行ヒ易
シトイフコトモアル。又必要アルトキニ財產增價稅⁷⁾ヲ行フコトモ考ヘテ置カナケレハナラ
ヌカ、其ニハイサトイフテ俄カニ之ヲ仕組ムコトハ出來ヌ。前ヨリシテ其土臺トナルヘキ
財產稅ノアツタ方カ都合カ良イトイフコトモアル。其カラ歲計上モ、財產稅ナレハ年度初
メカラ相當ニ收入ヲ舉ケルコトノ出來ルノニ、他ノ收益稅ヤ特別所得稅テアルト、舊來ノ
稅トノ關係上、收入カ後半年ニ集マル外ナキコトトナル。租稅技術上ニハ財產稅カ所得稅

7) 拙著、租稅研究、第一卷、四一四乃至四一七頁。

相續稅登錄稅等ニ補助材料ヲ供スルコトニナリ、貸金利子ノ如キハ財產稅ニヨリテ初メテ
或度マテ取レルトイフコトモアル。所得稅ノ補助トナルトイフコトハ、收益稅ナレハマダ
出來ルカ、特別所得稅テハ出來ナイ。唯タ既存所得稅ノ助ヲ受クルノミテアル。所得稅ヨ
リモ特別ナモノヲ供シナイ。國民經濟上ニハ、財產稅カ財產ノ利用ヲ進メ、不利用ノ儘ニ
置クコトヲ少クシ同一財產ヨリシテ一層多クノ收益ヲ舉ケヤウトサセルコトニモナル。出
來ルタケ享樂財產ヲ少クシテ收益財產ヲ多クシヤウトイフコトニモナル。此事ハ財產稅ア
ルニ於テ他稅ノ場合ヨリモ一層著シイ。尤モ財產稅アルカ爲メニ得タル財產ヲ一時ノ目前
ノ享樂ニ向ケルコトカナイトハイヘナイカ、其ハ財產稅ノ高サト、國民ノ道義心トニ係ル
コトテ、國民カ太シク墮落セス財產稅ニシテ過高テナイナラハ、人々ハ一時的享樂ニ耽ル
ヨリハ財產ノ蓄積ヲ行ヒ出來ルタケ其多收ヲ計ルコトトナラウ。更ニ社會政策上ニハ財產
稅カ特別所得稅ヤ收益稅ノ資産關係ノ物ニ就イテ課スルニ對シ、兎モ角有產者トイフ人ニ
對スル特別ノ負擔テアルトイフコトカ、一層無產者ノ感情ヲ融和スル。整理案ニ於ケル財
產稅テハ免稅點ノ低イコトカ此見地ニ於テ遺憾テアルカ、將來適當ノ時ニ之ヲ引上クルコ
トニヨリテ一層理想的トナルコトカ出來ヤウシ、此低イ免稅點テモ尙ホ其以下ノ小地主及

小營業者ニ於テハ兎モ角、從來ヨリモ負擔カ輕易トセラレテ樂ニナル。彼等ノ救濟ニナル。從來ハ如何ニ小地片ヲモツ所ノ細民ニテモ地租ヲ負ハナクテハナラナカッタカ、今度ノ財産稅ノ下ニハ純財産價格、即チ負債ヲ控除シタルモノノ二千圓以上ノ者ノミニ課シ、其以下ノモノヲ免スルコトトナル。從來ノ營業稅テハ資本金額ヨリノ免稅點ハ千圓テ、其モ個人營業ノ處テハ借入金タルト自己固有ノタルトヲ問ハス千圓トイフノテアツタカ、今度ノ財産稅テハ借入金ヲ除イテ純財産ニテ二千圓トイフノテアルカラ、餘程多ク免稅トナルモノカ出來ル。何レニシテモ此改正ニヨリテマダ理想的トナツタトハイヘナイニセヨ、理想ニ一歩近イタトハイヒ得ル。細民ノ宥恕ハ都市ノ社會政策上並ニ農村ノ社會政策上ニ重要テ、其相當ニ廣キコトカ望マシク、ソシテ財産稅ノ採用ニヨリテ此カ實行ノ端緒ヲ開イタコトハ見逃スヘカラサル功德テアル。夫ノ小獨立農民ノ宥恕助成ノ如キモ齊シク此ニ其端緒ヲ見出シタトイフテ良イ。

第四段 財産稅ニ對スル有力ナル反對說ト其辯駁

(一) 財産稅カ理論上受クル最有力ナ反對論ハ何トイフテモ、其課稅技術上ニ於ケル動産ノ捕

捉難ト財産ノ評價難トイフコトテアリ、之ニ對シテ相當ノ答ヲ爲シ得レハ、財産稅ハ理論上ノ強敵ヲ射止メタコトニナル。其他ノ弱卒ニ至テハ殆ント我カ大音聲タケニテモ吹キ散ラスコトカ出來ルト形容シ得ル程ノモノテアル。處テ財産稅ノ大弱點トセラレ來ツタ此種ノ困難モ實ハ大抵ノ他ノ稅ニモ免レヌコトテアツテ、特ニ財産稅ノ非難者カ結局收益稅論者カ特別所得稅論者ナルニ於テ、其採ラントスル兩稅ニ於ケル類似ノ缺點ヲ注意センコトヲ乞ハナケレハナラス。特ニ所得稅⁸⁾ノ如キ、官公吏ノ俸給タケハ確カニ取レル。公社債ノ利子モ源泉天引課稅ニテ漏レナク取レル。ケレトモ株ノ配當トナルト既ニ明カナ表ハレタノハ取レルカ、潜レタノカ取レナイ。土地家屋ノ所得トテモ大體ハ取レルカ、其精確ナコトハ分ラヌ。營業、自由職業、民吏ナトノ所得、貸金利子ナトニハ遁脫カ少クナイ。之ヲ精密ニ調ヘルコトハ大難事テアル。收益稅ニテモ類似ノコトカアル。ソシテ財産稅ニ於ケル動産捕捉難トイフテモ、今日テハ大抵取レル。先ツ動産トイフテモ各人ノ家計ニ於ケル家寶家具書籍日用品等ハ當然除カルルカ、其他ニテハ最重要ナ動産トイヘハ有價證券テアルカ、其中テモ無記名株、公社債等ハ源泉ニテ凡ヘテ取ラレルトシテ、最大イノハ記名株テアリ、而モ其ハ綜合課稅テアルカ、此ハ所得稅ノ綜合課稅ト並行シテ行ハレテ、大抵漏

8) 拙著、租稅研究、第三卷、一九五頁以下、所得稅ノ弱點。

レナク取レル。貸金ノ如キハ財産税ナレハコソ債務者側ノ申告ヲ捕捉シ得ル。商品カ六ツカシイモノノ一テアラウカ、所詮、此營業者課税ハ所得税カラ往ツテモ收益税カラ往ツテモ取り悪イモノテアルコトヲ考ヘテ見ナクテハナラス、ソシテ財産税カラシテ之ヲ課スルトシテ營業者カ營業關係以外ノモノト一緒ニ營業關係ノヲ申告スルコトニナレハ、其ト官廳ノ調査トテ大體ノ見當ノツキ得ヌコトハナイ。營業者トシテハ其際負債ヲ十分ニ差引カールコトモ出來テ便テアル。所得テアルト動キツツアツテ又消滅シ去ツテモ行クカラ後ニナツテ有ツタカ無カツタカ争ニナツテモ定メ難イカ、財産ナラハ價ハ變シ持主ハ變ツテモ兎モ角多クノ場合何カ物カ現在シテ居ルノテ、之ヲ辿ツテ行ケハ分ル。之ニヨリテ反證モ出來易イ。季節商業テ一年中營業シナイモノニ至テハ、凡ヘテ一年中ノ各月末平均テ行クカラ逃ケラルルコトニハナラス。一番六ツカシイノハ骨董品テアルカ、此ハ元來動産ノ全體上ハ重キヲ成サヌノミナラス、其中カラ家寶ト認メ得ヘキモノ日用品ト認メ得ヘキモノタケハ除カレテ其他ノモノカ問題ニナルカ、此ノ如キモノハ成ルヘク人民ノ申告ニ信賴シ租稅道義ノ完成ヲ待ツ外ナキモノテアルカラ此困難ヲ強ク見ルニハ及ハヌ。此ヲ全ク課セヌトシテモ其テハ此ニ遁脫ノ途ヲ開クコトニモナルカラ、サウスル譯ニ往カヌカ、サリト

テ之ヲ餘リニ嚴シク追求スルニモ及ハヌ。且ツ此ハ所詮、特別所得稅ヤ收益稅テハ全ク取レナイモノテ、マタ財産稅ナレハコソ幾ラカ取レルトイフモノテアル。故ニ此カ漏レルカラトイフテ、特別所得稅論者收益稅論者ニ之ヲ難詰スルノ資格ハナイ。ソレカラ動産ナレハ、不動産ノ如ク所有關係ノ變更ニ登録稅ヲ伴フモノト異ツテ、一時他人特ニ免稅點以下ノ自然人ニカ又ハ財産稅ヲ課セラレサル法人ニカ移スコトニ依ツテ遁脫スルコトモ想像サレ得ルカ、其ハ財産ノ前年中ノ各月末所有狀態ノ平均ニ據ルコトトシテ取締リ得ル。其カラ財産ノ評價難ニ至テハ既ニ相續稅登録稅等ノ經驗モアリ關稅織物稅ナトノ經驗モアルカラ、稅率カ過重ナレハ知ラス、其ノ左シテ重カラサル以上、大シテ六ツカシキモノテハナイ。時價特ニ公定相場テモアレハ之ニ據ルコトカ出來ル。之ナキモノナラハ收益ヲ還元シタ價カ又ハ評定委員ノ定メタモノニ依レバ公平テアル。但タ此ニ於テハ高キニ過クルヨリハ一定度ニテ低ク定メルコトカ適當テアル。其レテ要スルニ財産稅ニ對スル主要ナ理論上ノ非難ハ十分答ヘ得テ譯テアル。財産ノ評價トイフコトハ課稅上他ニモ例カアリ實行不能ノコトテハナク、動産捕捉トイフコトモ此財産稅ニ於テ凡ソ特別所得稅收益稅ナトニテ捕捉サルルホトノ動産ハ凡ヘテ又一層良ク捕捉サルルトイフコトカ出來ル。

(二)日本テ財産稅ヲ新設シ其結果トシテ國家カラ地租營業稅特ニ地租ヲ地方ヘ委讓スルニ就イテノ實際家ヨリ起ル特殊ノ非難ノ最大ナルモノハ、地租ハ國ト離ルヘカラサルモノテ、國體トモ密接ナル關係カアリ、地方民ハ之ニヨツテ愛國心ヲ養ヒツツアルノニ、之ヲ地方ニ移シテハ彼等ノ精神上由々シキ變化ヲ來シ、國ノ基礎ヲ危ウクストイフコトアル。此ハ私カ屢々方々テ聞カサレテ、其モ物ヲ識ラヌ人カラナラハテアルカ、財政ノ大家カラ聞カサレテ呆レテ居ル。試ミニ問ハン、地租ハ果シテ國ト離ルヘカラサルモノテアツタカ、ムシロ永ク地方稅テハナカツタカ。今之ヲ地方ニ移ストスレハムシロ地方還元トモイヒ得ル。地租ハ日本ノ歴史ト共ニ古ク國體ト結付クトイフカ、地租ヨリモ前ニ弭ノ調トイフモノカアル。此方カムシロ日本固有ノ稅ノヤウニ思ハルル。凡ソ稅ノ種類ハ時代ノ產物テ、弭ノ調ハ狩獵經濟時代ノ反影テアリ地租ハ農業時代ノ反影ニ過キヌ。地租カ日本ニ永イ間行ハレタトイフコトハ日本カ永イ間農業時代ニアツタトイフコトノ爲メニ外ナラヌ。ソシテ今日ノ如ク商工業時代國際交通時代貨幣信用時代トモナレハ、所得稅カ之ニ代ツテ重キヲ成スコトトナリ、之ヲ助クルニ財産稅ヲ以テスルコトトモナル。其ハムシロ當然ノ成行ニ過キヌ。ソシテ國ノ爲メトイフコトヨリイフモ、地租ノ如ク一朝有事ノ時ニ、増率困難

テ利用シ惡イモノヨリモ、財産稅ノ如ク一層良ク此際ニ於ケル財政需要ニ應シ得ルモノノ方カ一層オ爲メニナルトイフコトモアル。又假リニ地租ト國トカ離ルヘカラサルモノトシテモ、地方團體ハ畢竟、國トハ全ク別ナモノテハナク、其延長テアリ其一部テアリ、國ノ政務ノ一部ヲ擔當スルモノニ外ナラヌカラ、地租ヲ地方ニ移シタトイフコトハ之ヲ僑人ニ與ヘタトハ異ル。其カ國ニナクテモ地方ニ存スル以上ハ、廣イ意義ノ國ニアツテ、國民ト國トノ關係カ其ニヨツテ着ケラレテ居ルトイヒ得ル。或ハ愛國心ハ地租ニヨリ養ハルトイフカ知ラヌカ、實際ニ於テ愛國心ハ之ヲ離レテ存シ得ルシ又存セシメナクテハナラヌ。教育ニヨツテ存セシメナクテハナラヌ。論者ノ說ヨリスレハ地主ノミニ強イ愛國心アリトイフコトニナルカ、必スシモサウトハ考ヘラレナイ。若モ地租ト愛國心ト切放シ難シトイフコトトナレハ、其ヲ貫クト凡ヘテノ國民ニ土地ヲ與ヘ凡ヘテノ人々ヲシテ地租ヲ納メシメナクテハナラヌコトトナル。論者果シテ此ノ如キ土地分配ヲ行フノ勇氣アリヤ否ヤ。尤モ理論上、租稅特ニ直接稅ニヨツテ財政上ヨリ國民ノ國民的自覺ヲ養フコトニハ意義カアル。併シ其ハ地租ニハ限ラヌ。財産稅テモ可テアリ、ムシロ今日テハ財産稅ニ依ツテ之ヲ行フ方カ一層廣ク色々ノ方面ニ分布スルコトニナル。或ハ併シ強キテ地租ト國ト離ルヘカ

ラストイフコトヲ固執シテ動カヌ所ノ頑迷ナル反對者カアルナラハ、其人達ヲ満足サス方法カ一ツアル。其ハ外テナイ。地租ヲ地方ニ委譲スルトキニ、之ヲ國ノ名ニ於テ地方ニ委譲ストスルノテアル。其ナラ文句ハアルマイ。

第五段 財産税ニ對スル雜多ナル反對説ト其駁撃

(一) 前述シタ所ハ財産税ニ對スル重ナ反對説テアルカ、其外ニ色々難多ナ反對説カアル。今順次之ヲ展開シテ駁撃シヤウ。大體此種ノ反對説ニモ財産税其モノニ對スルノト之ニ附帶シタル計畫ニ對スルノトカアル。先ツ前者ヨリ述ヘル。其第一ハ税質ニ關スルモノテ、此税カ外國ノ例テハ地方税カ又ハ小國ノ税テ、日本ノ如キ大國ノ税タルニハ適セヌトイフノテアル。併シ偶々外國テ小國ニ採用セラレ大國ニテ採ラレナカツタカラトイフテ、其レタケテ直チニ日本ノ如キ大國ニ適セヌト斷スルノハ餘リニ皮相ノ觀察テアル。税ノ採否ハ必スシモ外國ノ例ノミ追フニ及ハヌ。良ク其性質ヲ考ヘテ定メナクテハナラヌ。財産税カ日本テ採レヌトイフコト、其ノ大國ナルカ故ニ採レヌトイフコトニ何等強イ根據ノアルモノテハナイ。論者モ亦タ其説明ハ爲シ得ヌ。又此カ外國ニテ地方税トシテ行ハレタトイフコ

トカ此税ヲ地方税トシテ行フヘシトイフコトノ理由ニモナラヌ。ノミナラヌムシロ反對ニ其ノ地方税テアツタ爲メニ逋脱カ多クナリ失敗ノ例ヲ作り、此税ノ價值ヲ墜シタトイフヘキテアル。(尙ホ今マテ此税ノ採用サレタノハ、ムシロ小國テアツタカ、最近ノ法律ニヨリ大國トイフヘキ獨逸國ニ正當ノ財産税カ一九一三年ノ一月一日以降、千分一ヨリ千分十マテノ累進率ニテ採用サレタ)

(二) 次ニハ公平課税上、前述シタ動産捕捉難トイフコトカラ不動産偏重課税トナツテ、隨テ農民ノ不利トナルトイフ説カアリ、之ヲ以テ地方民ヲ煽動セントシタ人モアル。其カ農民ノ同情者タルヘキ人ニモアルカ、併シ其同情者タラスシテ自己ノ利益ノ擁護ニ熱心ナ所謂實業家ノ中ニモ政略上之ヲ高唱シテ居ル人カアル。併シ農民モ冷靜ニ事態ヲ考ヘテ此等ノ煽動者ノ煽動ニ乗ツテハナラヌ。此税カ不動産偏重トナルトイフコトハ前イフ如ク動産ト雖モ、財産税カ起ラナカツタナラハ當然其代ニ來ラサルヘカラサル特別所得税ヤ收益税テ捕捉サル程ノモノハ皆能ク捕捉セラレ此等ノ税トノ間ニ逕庭ナキコトヲ十分ニ考ヘテ見ナクテハナラヌ。此ニツキ論者ハ屢々米國ノ例ヲ引キ來ツテ日本テモ亦然ルヘシトイフカ、彼我事情ノ異ルコトヲ無視シテハナラヌ。第一、米國ノハ州税即チ地方税テアルカラ、自ラ動産カ他州ニ逃ケラルル恐カ多イ。日本テ行フトスレハ全國統一ノ下ニ行フノテアルカラ此心配ハナイ。第二ハ米國テハ國ノ所得税カ漸ク最近ニ出來タハカリテ、財産税

ハ其援助ナクシテ發達シテ來タノニ、日本テハ所得稅カ久シキ前ヨリ發達シテ居リ、特ニ近頃ハ、動產ノ大宗タル株式ノ綜合的捕捉カ相當ニ出來ルヤウニナツテ居ルカラ、此點ニテモ大ニ有利テアル。第三ニハ米國ノ稅務行政ハ元來非常ニ放漫テ、財產調モ粗漏極マルモノテアツタカラシテ動產遁脫ヲ多ク生シタカ、日本テ行フトスレハ一層精密ニ行ヒ得ル。ソシテ動產ヲ逃カスコトハ斷シテナイ。不動產偏重トイフコトハ決シテ人ノ想像スルホトノコトテハナイ。假リニ幾ラカ不動產偏重カアツタトシテモ、其不動產トイフノハ農業タケノ持物テハナクテ都會モノ物テアリ、其課稅ノ轉嫁サルルタケテハ都會ノ一般民モ負擔シテ居ルト見ルコトカ出來ル。ソシテ其價格増進ノ勢ハ田舎ヨリハ都會ニ多ク、今日テコソ不動產ノ價格ハマタ農村ノ方カ大キクナツテ居ルカ、幾許モナク都會ノ方カ大クナリ、不動產偏重トシテモ其ハムシロ都會民ノ負擔偏重トイフコトニモナル。更ニ見方ヲ變ヘテ、農民カ從來ノ制度ノ下ニ於ケルト比較シテ如何トイフニ、財產稅トナル爲メニ一層其負擔ヲ減スルコトニナル。國稅ノミヨリイヘハ、地租營業稅ノ代リニ財產稅カ來ルトシテ、此財產稅カ地租營業稅ノ收入額ヲ充タスタケノ高イ率ノモノトナツタニシテモ、尙且ツ從來ノ土地營業ノミノ負擔ヲ家屋動の資本享樂財產ニモ分擔セシムルコトトナリ、農

民ノ比較的の多ク有タスシテ都會民ノ割合ニ多ク有ツ所ノ有價證券、貸金、奢侈的享樂財產ニテ分擔サルコトトナルタケ一層輕クナル譯テアル。ソシテ特ニ小農民ニテハ從來ナキ所ノ免稅點、負債ノ控除ヲ有ツコトトナル爲メニ大ニ輕クナル。況ヤ千分一半度ノ財產稅ニテ濟ムコトニナレハ確ニ農民ノ大ナ負擔輕減ニナル。平均價ニツキテ見ルト、地租時代ニ田一反ノ地租負擔一圓五十七錢テアツタノカ千分一半度ノ財產稅ノ下ニ五十六錢二厘五毛トナリ、舊時代ニ畑一反ニツキ五十錢二厘テアツタノカ新時代ニハ二十九錢八厘五毛トナリ、田畑一反ツツ二反ノ計算ニテハ從來二圓七錢二厘ナリシモノカ今度ハ八十六錢一厘トナル。私ノ計算ニ依ルト地租時代ノ農村ノ地租負擔約六千三百萬圓テアツタモノカ財產稅時代ニ二千五百萬圓テ濟ムコトトナル。更ニ國及地方ノ稅ヲ通算シテ何ウカトイフト、模型的事例ニ就キ所得五千圓ノ農家ニ於テ地租時代ニ三百一十一圓ヲ納メタモノカ、財產稅時代ニ財產稅百三十一圓ニテ濟ムコトトナル。地租營業稅ノ全額カ地方ニ委讓セラレテ地租カ地方ニ移サレテ殘ツタトシテモ、其國稅ノ全額ヲ地方ニテ利用スル必要ナク、其五割八分八厘⁹⁾ニテ濟ムカラ、其カ百八十二圓八十六錢八厘ヲ加フルコトニナリ合計ニテ新時代ノ負擔ハ三百十三圓八十六錢八厘トナル。ソレカラ所得一萬圓ノ農家カ地租時代ニ六百三

9) 本編第一段(二)(A)(ロ)(1)參照。

十二圖ノ地租ヲ負擔シタルモノ、財産稅時代ニハ、財産稅ニテ二百六十五圓、地方ニ於ケル地租ノ増加ニテ三百七十一圓六十二錢六厘ヲ加ヘテ計六百三十六圓六十一錢六厘トナル。此レタケニテ略ホ前後ノ負擔額カ同ニナルカ、併シ此外ニ從來ノ府縣ニ於ケル戸數割家屋稅ノ廢止、市町村ノ戸數割ノ輕減、並ニ新シイ家屋稅ノ新設ニ依ツテ、結局從來ノ戸數割及家屋稅ノ全額ノ三分一強ヲ減スルコトトナリ、(此減額ハ全體ニテ八千六百二十三萬五千七十九圓、尤モ此ハ都鄙通算)其上ニモ雜種稅ノ輕減モアル。故ニ凡ヘテヲ通計スレハ確ニ農民ノ爲メノ大ナ負擔輕減トナル。從來ノ戸數割家屋稅ノ重クテ困ツテ居タコトヲ考ヘテ篤ト此整理カ地方農民ノ爲メ不利テナイコトヲ理解スヘキテアル。農民ハ此ノ改革ヲ咀ツテハイケナイ。

(三)右ノ外、公平課稅上色々ノ非難カアル。其第一ハ收益稅所得稅ナレハ收益又ハ所得ノアル所ヲ課スルカラ、給付能力ヲ課スルコトトナルノテ良イカ、財産稅テアルト所得收益ナキ處ヲ課スルコトカアリ得ル。其ハ能力ナキ處ヲ課スルモノテ給付能力アル者トノ間ニ不公平トイフノテアル。併シ論者ノ收益ナキ財産トイフノハ主トシテ享樂財産、不使用中ノ財産テアルカ、不使用中ノハ使用スレハ收益ヲ生スヘキニ拘ラス使用シナイノテ、此ノ

如キモノヲ課稅上特ニ保護スルニハ及ハヌ。其ハ又收益稅テモ地租家屋稅ニハ通例起ルコトトモアル。享樂財産トイフテモ財産稅ヲ捕捉スルノハ其極一小部ニ過キヌカ、其享樂價值モノノ收益テアリ、此ニ潛ム増價モ亦一ノ收益トシテ此ニ給付能力アリトイヒ得ル。如何ニモ此ニ有形收益ナキノ故ニ其持主ニ於テ負擔難ノ如クテアルカ、此稅アル以上ハ、普通ノ人ハ其自身ノ所得ニテ拂ヒ得ル程度ニ此種ノ有形收益ナキ物ヲ持ツコトトナル。即チ其人ノ所得ト此種ノ財産又ハ廣ク其人ノ財産トノ間ニ相當ノ鈞合カ自ラ取レルコトトナツテ、稅率ノ甚シク過大テナイ以上此稅ノ擔ヒ得ヌトイフコトハナイ。又此稅アルカ故ニ自ラ各人カ財産ヲ出來ルタケ利用シ、出來ルタケ有形收益ヲ生セシメヤウト努ムルコトトナル。且ツ又之ヲ全ク課セヌトナツテハ人カ此種ノ財産ヘ投資シテ出來ルタケ其負擔ヲ免レヤウトイフコトニモナルカラ、之ヲ免稅スル譯ニハ往カナイ。加之此享樂財産ヲモ課スルトイフコトハ收益稅ニ於ケル地租家屋稅モカ之ヲ行フ所ノモノテアル。第二ニハ同額ノ所得ナレハ同一能力ト見テ同稅額ヲ負フヘキテアルノニ、財産稅テハ同額所得テモ元本價值ノ異ル爲メニ不同ナル課稅トナルノ不都合アルニ非スヤトイフカ、財産稅ハ恰カモ此ニ一ノ長所カアル。財産價格ノ中ニハ有形收益ノ外ニ確實ノ度合、見込收益、名譽收益トテモ

イフヘキモノカ籠ル。日本銀行ノ株カ怪シケナル會社ノ株ヨリモ割高ニ課セラレルトイフコトハ當然ノコトテ、此元本價ニ依ツタ課稅ノ方カ、其配當金ニ依ルヨリモ一層公平トイヒ得ル。¹⁰⁾ 第三ニ物價カ全國、地方ニヨリテ異ル。特ニ土地ノ價ノ如キハ地方ニヨリ異ルカラ財産稅テハ不公平トナルトモイフカ、物價ハ今日テハ少クトモ一國內テハ交通投資ノ自由カアルカラ或度マテ平準スル。ソナニ大ナ差ハナイ筈テアル。其ニモ拘ラス存スル差異ハ、所得稅ノ場合ニ於ケル所得ノ購買力ノ相違ト同シテ、其マテ一々課稅上ニ斟酌スルコトハ六ツカシイ。¹¹⁾ 或ハ土地ノ如キニ就テハ、地方ニ依ツテハ土地ニ對シ特ニ大ナ所有慾カ行ハレ、其爲メ特異ナ價格ノ行ハルルコトモアルカ、然ルトキハ此ニ一ノ無形收益ニ對スル價值ノ現ハレテ居ルト見ルノ外ナク、又此價格ニ應シタル稅カ出來レハ、自ラ其過大ナル價格ノ評定ヲ牽制スルコトトモナツテ、稅カ堪ヘラレヌトイフホトニハナラヌト思フ。

(四) 次キニハ課稅技術上、前記ノ動產捕捉難及財産評價難ノ外ニ、第一ニ從來日本テ行ハレタ類似ナ稅トイヘハ相續稅テアルカ、此カ人一代毎ニ其人ノ全財産價格ヲ調フルモノ故ムシロ簡單ノ方テアルノニ、其スラ數年ヲ要シタ。財産稅ヲ年々繰返スハ煩ニ堪ヘス不可能

10) 拙著、租稅研究、第三卷、六二頁、二〇五頁、
11) 拙著、租稅研究、第三卷、七二頁、二〇六頁、

テハナイカト、過去ノ前例ニ徵シテ實行難ヲ詰問スルモノカアル。併シ相續稅ノ數年ヲ要シタノハ、恰モ此カ年々取ラレスシテ隨フテ強キテ一年内ニ片付ケル必要モナク、且ツ此カ年々行ハレスシテ十年目二十年目トカニ行ハレルノテ常ニ新シク調ヘル必要アルカ爲メテアル。ケレトモ財産稅トナレハ此ノ如ク數年モカカルコトハ許サレス、又初メニハ少シハ調ヘカ面倒テアツテモ、一度調ヘ上ケルト其後ハ其基本調査ヲ修訂スレハ良イカラ、餘程簡單ニ行ハレ得ル。ソナニ實行不可能ナトイフコトハアリ得ヌ。第二ニ今日ノ日本ノ稅務官ノ技能ノ程度ト人民ノ納稅道德ノ程度トテハ財産稅ヲ行フコト太タ困難テハナイカトイフカアル。併シ稅務官ノ能力ノ不完全カアリトシテモ、此ノ如キハ漸次改ムヘキモノテ、又今之ヲ施行スルニ堪ヘストイフホトノ無能トハ考ヘラレナイ。財産稅不可トナラハ知ラヌコト、此カ大體良シトイフナラハ稅務官ノ完成ヲ待ツニハ及ハヌ。彼等ヲ改良シツツ之ヲ行ツタラ良イ。人民ノ納稅道義ノ不満足ニ至テハ教育ニ依ツテ改ムルノ外ナク、其ハ其トシテ稅制ニ於テ改ムヘキハ改メタラ良イ。納稅道義ノ完成ヲ待ツカ如キハ百年河清ヲ待ツト齊シイ。第三ニ稅ノ輕イトキナレハ新稅ヲ起スモ行ヘヤウカ、今日ノ如ク大體稅ノ重イトキニハ行イ難イトイフ說カアル。併シ日本ノ今日ノ稅カ少クトモ外國ニ比シ重イ

トハイヘナイ。カ假リニ此カ重イトシテモ、改ムヘキモノハ矢張り改ムヘキテ、重キ時コソ却ツテ改正ヲ行ツテ、古キ不公平ナモノヲ止メテ、新シキ一層公平ナモノヲ起スコトニ依リ、少シニテモ其負擔ノ輕易ヲ計ルコトヲ努メナケレハナラヌ。公平ナル稅ハ不公平ナモノニ比シ一層負擔輕易トナルトイフ道理¹²⁾ヲ考慮シナクテハナラヌ。論者ノ如クンハ今日ノ日本ニテハ租稅改革ハ殆ント行ヘヌトイフコトニナル。新稅ヲ一モ起サスシテ租稅改革ヲ行フトイフコトハ六ツカシク、其テハ不完全ナモノシカ出來ナイ。第四ニハ技術上負債ノ控除カ困難テアル。此計算カ六ツカシイトイフカ、併シ夫ノ所得稅ノ場合ニ單ニ株式ヲ買フ爲メニ起シタ負債ノ計算ヲ爲ストイフカ如キハ六ツカシイカモ知ラヌカ、或人ニ屬スル全體ノ負債ノ計算トイフノテアレハ出來ナイコトモナカラウト考ヘラルル。第五ニハ株式ノ價格ハ事實上、會社ノ現ニ持ツ財產ノ價格ト一致シナイ、テムシロ會社ニ就イテ財產ヲ調ヘタ方カ良クハナイカトモイフカ、然ルトキハ株主ニ於ケル綜合課稅テナクテ法人ニ於ケル課稅ヲ選マナクテナラナクナル、其ハ後ニモイフ如ク避ケタイトイフ理由カアル、然ルトキハ又株ノ市價ニヨツテ課稅スル外ナクナルカ、其價格カ會社ノモツ財產ノ價格ト一致セヌトイフコトハ一ノ技術上ノ厄介問題ニハ相違ナイ。ケレトモ課稅上ハ斯カル支障

12) 拙著、經濟論集、第三冊、一三三頁以下、租稅及國費法則ニ就キテ。

位ハ避クヘカラサル事テ、主要ナモノノ捕捉カ出來ルナラハ、若干小ナ缺陷位ハ諦メル外ナイ。少クトモ市價ヲモツ株ナレハ其市價ニテ會社ノ財產カ表ハサレテ居ルト見ル外ナイ。尤モ精密ニ考ヘルト、市價ヲ調ヘルノミナラス、會社ニ就イテ其財產ヲモ調ヘテ、法人ニ於ケル財產ノ價格カ、株ノ市價ノ合計ヨリモ多キトキハ、其丈ケテ法人ニテ特別課稅ストシテモ良イ。第六ニハ一年中價格ノ變動スルモノノ評價ヲ何ウスルカトイフ詰問モアルカ、其ハ一年中ノ各月平均トイフコトニテ行フノ外ナカラウ。

(五) 財政收入上ニハ第一ニ、財產稅ノ收入額ノ動搖ノ大ナルコトヲ舉クル人カアル。成程其ハアル。地租ノ如ク收入ノ確實ナモノニ比シテ此カ不利トイヘハ不利ニ違ヒナイ。併シ反面ニ國民ノ財產價格カ大勢上増加スルトイフコトカアツテ、之ヲ利用シ得ルカラ、其テ埋合セカ附ク。時トシテ收入減少トイフコトカアツタトシテモ、其ハ臨機ノ處置ヲ採レハ可テアリ、又有事ノ時ニ臨時増率ヲ行フニ於テ、此人的綜合的ノモノノ方カ、各箇的物的ナル收益稅特別所得稅ヨリモヨリ好都合テアル。其故結局此點テハ左迄非難スルヲ得ヌ。第一ニ徵收費多キニ過クトイフカ、其ハ此カ費用ノ一部ハ之ヨリシテ材料ヲ供セラルヘキ所得稅相續稅登錄稅、或ハ他日起ルコトアルヘキ財產增價稅ノ費用トモ見ルヲ得ルシ、地方

稅ノ根據トナリ得ルタケニテハ其費用トモイヒ得ルシ、國富分配統計ノ基礎トナルタケニテハ其費用トモ見ラルル。且又他方、收益稅ヲモ特ニ地租ノ如キハ之ヲ國ニ維持スルトシテ公平ノモノトスルニハ頗ル大ナ費用ヲ要スル所テアル。スヘテ此等ヲ考慮スルニ於テ財產稅ノ徵收費ノ多キコトハ忍ビ得ル。尙又之ヲ數字ニツイテ見ルモ千分一半度ノ財產稅ノ徵收費ハ七百萬圓デアルカ、之ニテ地租營業稅ノ全部委讓カ出來レハ此二稅ニ於ケル徵稅費約六百參拾萬圓ノ國費ヲ不用トスルコトナルカラ、差引キ徵稅費ノ増加トイフテモ僅ニ七拾萬圓ニ過キス。

(六)經濟上ニハ第一ニ元本侵蝕ノ可能トイフコトニテ非難セララルル。此レハ前記ノ不使用財產、享樂財產ニ當ルカ、此トテモ義務者ノ他ノ所得ニテ相當納メラレ得ルコト前ニイフ如クテアル。或ハ通例收益ノ生スル財產カ偶々無收益トナリ缺損トナルトイフコトハアルカ、此ハ一部ハ元本價格ノ下落トナリ負債ノ増加トナツテ租稅宥恕ヲ受ケヤウシ、然ラサルタケニテハ義務者ニテ用意スヘキモノトイフ外ナイ。此事ハ或度マテハ財產稅ノミナラス、所得稅ヤ收益稅ニテモ亦起リ得ルコトテ、人々ハ之ニ對シテ好況時ト平均シテ考ヘ、此場合ノ輕イ負擔位ハ忍フ外ナイ。一ニハ又稅率ニカカルコトテ、千分一半度ノモノカ財

產元本侵蝕ニナルナトハ先ツアルマイ。所得稅ノ所得課稅カ尙且ツ元本侵蝕トモナリ得ル一例ヲ示サウ。例之、公債價格カ百圓テアツタノカ八拾圓ニ下ツタトスル。然ルトキハ其利子トシテ五圓ヲ産ミ出シタトシテモ持主ノ財產ハ百圓ノモノカ八十五圓トナツタ譯テアル。見様ニヨツテハ此人ニハ所得ナクシテ缺損アリトイハナクテナラス。併シ其ニモ拘ラス所得稅ハ公債カ地方債テアル以上ハ百分四ノ稅ヲ取ル。其稅ハ所得ヨリ取ラレスシテ元本ヲ侵蝕シタトモイヒ得ル。課稅ニハ此ノ如キコトハ間々免レナイノテ、財產稅タケニ夫ノ缺點アリト解スルモノアリトスレハ其ハ大間違テアル。第二ニハ財產稅ニヨリテ營業秘密カ外部ニ漏ラサレ營業信用ヲ傷クルトイフ。如何ニモサル事モアリ得ルカ、他方ヨリイフト之ニヨリテ營業ノ真相カ世間ニ紹介セラレテ世間ノ誤解ヲ解キ其信用ヲ増ストイフコトモアル。又眞實ニハ不利ナトキニモ幾分カ好況ヲ裝フテ信用ヲ維持ストイフコトモアル。財產稅カ此點ニ於テ不利ノミヲモツトハ限ラヌ。又此ニ不利アリトイフモ其ト同様ノコトハ所得稅ニモアル。所得稅トテモ人ノ經濟ノ内幕ヲ世間ニ漏ラストイフコトニナルトイフコトヲ免レヌ。¹³⁾ 第三ニハ耕地整理ヲ妨ケルコトトナル。農民又ハ地主ハ其耕地整理費ヲ投シテモ、法定地價カ引上ケラレス 租稅負擔ノ毫モ増ス所ナキヲ思フノ故ニ之ヲ爲ス

13) 拙著、租稅研究、第三卷、二〇八頁。

カ、財産稅カ行ハレテ其土地ノ價格ニ應シテ課稅セラレ隨フテ市價ノ騰貴ニ應シテ稅ノ増スコトヲ見出スト耕地整理ヲ爲サヌテアラウトイフ。カ耕地整理ヲ行フ結果トシテ土地ノ價格カ上ルトイフコトカ先ツ以テ必スシモイヒ得ナイシ、假リニ此カ上カルトシテモ、其上ツタ僅カ許リノ價格ノ千分一半タケ負擔ノ増スノミテアリ、其負擔ノ増加額ハ畢竟、其整理ニヨリテ増加シタル收益増加部ノ百分ノ三トカ四トカイフモノニテ還元サレタルモノノ千分一半トイフノテ、其收益増加部ニテ負擔ノ出來難イトイフ筈ハナイ。若モ其ニモ拘ラス農民カ之ニヨリ困マルカラ宥恕ヲ得策トストイフナラハ、特ニ一定年間宥恕トシテモ良イ。或ハ其一定年間ニツキ、其初ニ宥恕ヲ多クシテ段々之ヲ減シテ行ツテ遂ニ正常ニ達モシムルコトモ出來ル。第四ニハ市街地附近ノ田畑ノ所有者カ其土地價格ノ實際收益ニ伴ハナイ爲メニ困マルコトトナラヌカトイフ非難カアルカ、其土地ノ所得者ニシテ投機的ノ考ニテ之ヲ買取り又ハ賣却セントスル者ハ固ヨリ宥恕スルニ及ハヌケレトモ、夫ノ一定年間トイフ永イ間、相續ニヨルノ外之ヲ賣買移轉セス而カモ現ニ之ヲ農業的ニ利用スル場合ノ如キニハ、本人ノ申請ニヨリ時價ト收益價格即チ收益ヲ還元シタル價格トノ中間價格ニ依ルトイフヤウナ恩典ヲ與ヘルコトモ出來ル。其例モアル¹⁴⁾。此ハ整理案ニハ其處マテ定メ

14) 拙著、租稅研究、第三卷、二四六頁。

ラレテ居ラヌカ、其邊ノ事ハ細目ヲ定メルトキニ定メテ良イ事テアル。此宥恕規定サヘ出來ルナラハ、其以上ハ其土地價格カ其收益ニ伴ハストモ仕方ナク、彼等持主カ尙其ヲモ苦痛ト感スルトイフナラ、進ンテ一層有利ニ利用スルコトヲ講スル外ナク、其ニヨリテ多少都市ノ住宅難ヲ救済スルコトニ貢獻スルコトトモナラウ。此矯正方法ハ多少不徹底トイフ嫌ハアルカ、併シ此位カ適度テ、一方、農業ノ保護、都會民ノ爲メノ新鮮ナル食料ノ供給ヲ進メ、他方、都會民ノ住宅供給ヲ適當ニ計ラシムルコトトモナル。第五ニハ今日財産稅ヲ實施スレハ經濟界ノ混亂ヲ來タシ、其ノ沈衰ヲ増長セスヤトイフ論モアル。勿論租稅改革カ行ハレテ其カ無影響トイフコトハアリ得ヌ。多少ノ動搖ハ固ヨリ覺悟シナケレハナラヌ。其ハ改革ヲ良シトシテ行フ以上已ムヲ得ヌ。ケレトモ此改革ハ前ノ所得稅改正ノ場合ノ如ク其負擔ヲ増スモノテナク、負擔ノ大ナ輕減ヲ齎ラシ其ト共ニ負擔ノ轉換ヲ伴フモノニ過キヌカラ、大シタ動搖ハ斷シテナイ。財界ノ沈衰ヲ増長スルトイフコトハアルマイ。(七)政治上及道義上ニハ第一ニ、爲メニ虚偽ノ申告ヲ進メテ隨フテ社會道義ヲ紊サヌヤトイフカ、成程其嫌ハアル。ケレトモ慣ルルコト久シキニ及ヘハ大シタコトモナクナラウシ、此ノ如キコトハ此稅ノミテナク所得稅ニモアリ又收益稅ノ一部ニモアツテ、特ニ夫ノ一般

15) 拙著、租稅研究、第三卷、二一二頁。

所得稅ノアル其上ニ特別所得稅ノ取ラルル場合ニハ一層太シキモノカアラウカラ、此テ以テ財產稅ヲ責メルハ當ヲ得ヌ。第二ニハ財產稅ノ爲メニ家庭事情ニ立入り爲メニ政府ニ對スル不快反感ヲ招クトイフ。如何ニモ多少其嫌ハアル。クレトモ此ハ一ハ稅法施行ノ方法ニカカルコトテ、成ルヘク申告ヲ尊重スレハ可テアリ、又一ニハ義務者ノ心掛ニモカカルコトテ、假リニ義務者カ過當ナル申告ヲ爲シタトシテ、官廳ニ於テ公平正當ナル課稅ノ基礎ヲ得ントシテ、適法ノ方法ニテ義務者ノ經濟ノ内情ニ立入ルトモ、之ヲ不快ニ思フコトカ既ニ抑々誤ツテ居ルトイヘル。又此弊ハ財產稅タケテナク所得稅ニモアリ、ソシテ一部ハ收益稅ニモアル。第三ニ此稅ノ捕捉難評價難ノ爲メニ官民間ニ紛爭ヲ生シ、從來營業稅カ惡稅ト呼ハレタノニ、之ニ代ハルニ齊シク惡稅タル財產稅ヲ以テスルコトトナラヌカトイフ。併シ財產稅ニ於ケル捕捉難評價難カ大シタコトテナイコトハ上記ノ如シトシテ、多少此アリトモ、其レテ官民間ニ紛爭起リ惡稅呼ハリスルトスレハ、其ハ例ニヨツテ營業者ヨリ特ニ多ク起ラウカ、此營業課稅ハ所得稅ヨリ行クモ收益稅ヨリ行クモ所詮紛爭ヲ免レヌモノテ、假リニ財產稅ノ代リニ特別所得稅ヲ採ツタトシタナラハ、營業者ハ所得隱匿ノ利益ノ一層大イ所カラ、損失アリトイヒ利益小ナリシトイフテ、而カモ反證困難ナルカ爲

16) 同上、二一三頁。

メ官民ノ紛爭ハ一層大クナリ、今度ハ從來ノ營業稅ノ惡稅呼ハリノ代リニ、所得稅ノ惡稅呼ハリトナル。補完稅タル營業稅ヤ財產稅ノ惡稅呼ハリハ忍フヘシ、併シ中心稅タル所得稅ノ惡稅呼ハリニ至ツテハ到底忍フヘカラストアル。

(八)以上ハ財產稅其モノニ對スル非難ト之ニ對スル反駁テアルカ、此外、案ノ立テ方ニ對スル非難カアリ特ニ又先ツ財產稅ノ組立ニ對スル其カアル。其第一ハ會社法人ニ課シナイコトヲ不當トイフノテアル。此ニ二説¹⁷⁾アツテ一ハ法人モ株主タル自然人モ別ノ人格者テアルカラ、兩方トモ課シタ方カ至當トイフノテアル。此ハ理論上一説テハアル。併シ原案ハ見解ヲ異ニシ、法人ハ畢竟スルニ株主カ營利ヲ爲ス爲メニ便宜組織シタモノテ、法人ト株主タル箇人トハ全クノ別人トハ見ナイ。ソシテ既ニ株主ノ處テ株式テフ財產ヲ評價シテ綜合課稅ヲ行フタ以上ハ、其上ニ法人ニテモ課稅シテハ過重トナルト見タノテアル。ツマリ之ニヨリテ株式ニ對スル課稅ノ重クナラサルヤウ注意シタノテアル。然リトテ之アルカ故ニ負擔ヲ逃レンカ爲メニ會社ヲ作ルトイフ程ニハナラヌテアラウ。何トナレハ假リニ箇人カ保全會社ノ如キモノヲ作ツタトシテモ、其會社ノ財產ヲ調ヘテ其ヲ其持分ニ應シテ箇人ノ處ノ財產トシテ計算スルコトトナルカラテアル。第二説ハ法人ニ就キテハ法人ニテ課稅シ

17) 拙著、租稅研究、第一卷、一六八頁以下。

テ株主ノ處ヲ免シテハ何ウカ、其方カ數多ノ箇人ニテ取ルヨリモ、少數ナル法人ニ就キ計算明ナリ易キ處テ取ルカラ一層便テアル。又法人ニテ取ル方カ株主ニテ取ルヨリモ負擔ノ感知カ輕イ。又箇人課稅法人無稅トナルト、無記名株トシ而モ無配當トシテ脫稅スルモノカ出來ル。一時財產調査期ニ財產特ニ動產ヲ法人名義トスルコトニ依ツテ脫稅スル。其ヲ防クニハ法人課稅ノ方カ勝ルトイフノテアル。此モ確カニ一説テアル。併シ其ニモ拘ラス原案ノ如クシタノハ、箇人綜合課稅カ人ノ負債ヲ控除シ純財產ヲ見ルニモ、免稅點ヲ有意義トスルノニモ必要テアリ、將來累進ヲ行フニモ便テアリ、國富分配統計ヲ取ルニモ有利テアルカラテアル。徵收ノ面倒トイフコトハ所得稅ト伴フテ行フ故左程テハナイ。負擔ノ輕易感トイフコトハ重キヲ成スニ足ラス。公平至當ナ負擔ヲ課スル爲メニ假令負擔重シト感セラレテモ仕方カナイ。脫稅ノ意思ニテ無記名無配當トスル株ヲ利用スルコトハ之ヲ特ニ調査シ認定ニ依ツテ相當課稅スル途ヲ開クコトカ出來ル。一時法人ノ名義トスルコトハ各人ノ財產ノ一年中ノ各月末平均ニ依ルコトテ防ケル。或ハ假リニ無收益ノ動產ヲ法人ニ預ケテ連脫セスマトノ心配モアルカ、此モ起リ得ルコトトシテ特ニ注意シ、之カ制裁ノ方テ法ヲ講シテ置クヘク、負債控除主義ト關聯シテ人カ財產稅ノカカラサル法人特ニ銀行ヨリ

借入ヲ爲シタリト假稱シテ脫稅スルコトモ考ヘラルル。此ニモ特別ノ監督方法ハ之ヲ講シテ置カナクテハナラス。ソレカラ反面ニ於テ論者ノ說ニ從フテ法人課稅トシテモ矢張り脫稅ハナイ譯ニ往カヌ。例之、法人ノ財產評價ヲ故ラニ低下シ及財產ヲ隱匿スルコトハ今日マテモ屢々行ハレタ所テ、財產稅ノ法人課稅トナレハ此カ一層甚シクナラウ。法人課稅トテ必スシモ安心ハナラス。第二ニ整理案ノ財產稅カ比例率テアルコト及免稅點ノ低キコトニヨリテ此カ中産階級ノ負擔過重トナルトイフ說カアル。此ハ理論上ニハ同感テ、出來ルタケ免稅點カ高ク又累進率ナルコトカ望マシイ。併シ今、地租營業稅ヨリ財產稅ニ移ル過渡時代トシテハ此モ恕スヘキモノト思フ。從來ノ地租ノ免稅點ノナカツタコト、營業稅ノ免稅點ノ低カツタコト即チ賣上二千圓資本千圓テアリ基資本ハ箇人ニアツテハ借入タルト自有タルトヲ問ハナカツタコト及兩稅トモ比例率テアツタコトト比較スルト、此モノノ改善ノ階梯テアルトシテ辛抱カ出來ル。此ニヨリテモ餘程農商工方面ノ下層民ノ負擔ヲ輕易ト爲シ得ル。特ニ財產稅ノ免稅點ノ低イコトハ議員ノ選舉資格ニ甚シキ變革ヲ生セシメナイコトニモ適ヒ、成ルヘク多クノ人ニ直接國稅ヲ納メシメテ之ニヨリテ彼等ノ國民的自覺ヲ養フコトニモナル。更ラニ財產ヲ小分シテ免稅點以下トナラウトイフモノヲ少クシ、免

稅點以下ノ人カラ負債スルコトヲモ少クスルコトナル。ソレカラ比例ハ齊シク財產ヲ成ルヘク小分シテ負擔ヲ輕カラシメヤウトイフノヲ防クコトトナリ、又所得稅ニ於ケル累進率ノ上リ方ノ餘リニ烈シ過クルノヲ緩和スルコトトモナル。又假リニ七千萬圓ヲ財產稅ヨリ取ルトシテ高キ免稅點ヲ採リ累進率ヲ採ルトスレハ、上級ノ處テハ其率カ最初ノ試ミトシテハ高キニ過クルコトトナル恐カアル。テ過渡時代テモアリ旁々一旦低キ免稅點ト比例トテ之ヲ行フテ、慣レタ處テ徐々ニ免稅點ヲ高クシ累進ヲ採ルコトトシテモ良イ。其マテハ中等階級モ辛抱スル。臆カテ樂ニナルコト故、一時辛抱スルコトトナル外ナイ。特ニ難者ハ結局收益稅論者カ特別所得稅論者テアルカ、此二稅ハ共ニ性質上比例テ免稅點ノモツト低イモノテアル。收益稅ニ至ツテハ免稅點ナキモノモアル程テアル。收益稅ヤ特別所得稅ノ如ク永ク免稅點低ク累進トナルノ望ナキモノヨリモ、他日一層高キ免稅點ヲ持ツコトノ出來、累進トモナリ得ル資格アル財產稅ノ方カ、其反對論者ヨリシテモムシロ選ムヘキテハナイカ。或ハ二千圓ノ財產ノ所得トイフト、百圓ニ過キヌ。月ニ八圓餘リ、其レテハ稅ハ拂ヘヌテハナイカトイフカ、此位ノ程度ノ財產ヲ持ツ者ハ實際ニ於テモ通例其レタケノ利子テ生活スルノテハナク、又此レタケテ生活スヘキモノテモナイ。必スヤ其勞力、又

ハ特ニ家族共同ノ勞力ニテ主タル所得ヲ舉ケ、財產所得ハ副所得タルヘキモノ故、ツマリ百圓ノ所得ニ對スル三圓ノ稅トハナラスシテ、八百圓トカ千圓トカニ對スル參圓トナル。此カ其所得ヲ拂ヘヌトイフコトハナイ。此程度ノ人ト雖モ假令小ナリトモ財產ヲモツ以上ハ、財產ナクシテ全ク勞力ノミニテ生活スル人ニ比シテ生活カ樂ナ譯テ、其餘分ヲモツタケニテ參圓餘計ノ負擔ヲスル位ノコトハ苦シクトモ拂フテ然ルヘキテアル。或ハ貳千圓位ノモノハ貧民カモツトイフカ、此財產稅ノ財產トイヘハ日用品ヲ除外シ負債ヲ除外シタ純財產テアルカラ、其貳千圓テソソナニ困マル人ニ課セラルトイフ程テハナイ。第三ニハ財產稅カ普魯西ノ如ク所得稅ノ五分一位ニ止マレハ所得稅ノ補完稅タカ、日本ノ場合ノ如キ大額ノモノテハ補完稅トイヘナイトイフ論カアル。成程、日本ノ七千萬圓度ノ財產稅トイヘハ所得稅ノ三分一乃至四分一程度ノモノテ、普魯西ノヨリハ大イカ、其テアルカラ補完稅トイヘヌトイフコトハナイ。日本ノヲ假リニ所得稅ノ三分一トシテモ、資産ト勤勞トノ負擔關係ハ資産ノ四ニ對スル勤勞三ノ割トナル。此位ノ差等ハ前ニイヘル能力ノ差等ニ關スル説明ヨリシテハ少シモ不當テナイ。普魯西ニテ初メテ夫ノ補完稅ヲ設ケタ當時トハ、財產重課ノ理由トシテ認メラルルモノモ多クナツテ居ル。尙ホ又此負擔ノ差等ニツイ

テハ無産者ニ於ケル消費稅ノ過重負擔トイフコトモ多少考慮ニ入レテ良イ。加之、實際名
ハ何トイフトモ論者ノ特別所得稅ニセヨ、收益稅ニセヨ所詮七千萬圓ハ之ヲ財產關係ノ方
面ヨリ取ラナクテハナラヌカラ、結局ハ論者ノ好ム所ノ稅カライフテモ同事ニナル。補完
稅トイフ詞カ財產稅ニシカ當タラヌト考フルノカ間違テアリ、財產稅ニヨル補完稅テアレ
ハ其大サマテ普魯西ノ真似ヲシナクテナラヌト思フノカ可笑シイ。第四ニハ八百圓度ノ所
得者ニテハ所得稅ト財產稅トノ均衡カ取レナイ。假リニ壹萬六千圓ノ五分ヲ八百圓トシ、
之ニ所得稅ハ百分〇・五テ四圓ノ負擔トナルノニ財產稅ハ千分一半ニテ貳拾四圓トナル。
補完稅ノ方カ高イトイフノハ不都合トイフノテアル。カ併シ此ハ論者ノ採ラントスル特別
所得稅テモ同テアル。此特別所得稅ヲ採レハ當然比例トナルトシテ百分三位ヲ取ラナクテ
ハ七千萬圓ハ取レヌ。然ルトキハ右ノ所得者ニハ矢張り貳拾四圓トナル。此ノ如クナル所
以ハ畢竟スルニ財產稅ヤ特別所得稅カ重イカラテハナク、一船所得稅カ下ノ方ヲ寛大ニシ
過キタ爲メトイフ方カ當ツテ居ル。

(九) 其レカラ財產稅ニ附帶シタ計畫ニ對スル非難カ多々アルカ、前ニ擧ケタモノノ外、地租
營業稅ノ地方委讓ニ關聯シテ、第一ニ其地租ノ課稅標準ヲ賃貸價格トシタ爲メ、其テハ米

價ノ動搖甚シキニヨリ、地方財政收入カ動搖シテ困ルトモイフカ、大勢トシテハ從來ノ法
定地價時代ヨリモ收入ノ増加スルコトニ依ツテ地方財政カ利益スルシ、或年ニ課稅標準カ
減シタトスルナラハ其時ニハ稅率ヲ増セハ良イ。第二ニハ營業稅ヲ地方ニ移スコトニ就
キ、此カ物件標準ハ國ノ官吏ナレハコソ捕捉出來ルカ、地方吏テハ行ヒ難イ。地方ニトリ
テ迷惑テアルトモイフ。カ國家ニテ出來ルモノカ地方ニテ出來ヌコトハアルマシク、地方
吏慣シトナレハ國ノ吏員ヲ之ニ廻ハスコトモ出來ル。國ノ稅務ト連絡ヲ取ルコトモ出來
ル。營業稅カ地方ノ手ニテ取レヌトイフコトハアルマイ。又假リニ此カ地方ニ多少不利ト
シテモ、租稅ノ體系上、此レ丈ケテ國ニ殘スコトハ出來ナイ。第三ニ特ニ地租營業稅ノ半
額ヲ國ニ殘サウトイフ場合ノ如キニハ、地租タケテ地方ニ移シテ營業稅ヲ國ニ殘シタ方カ
簡單テハナイカ、ソレテ國稅タケテハ體系カ立タヌヤウテアルカ、國地方ヲ通シテ見レハ
地租ト營業稅トカ對立シテ體系カ備ハルトイヘルテハナイカトイフ論カアツタ。併シ其テ
ハ稅ノ體系カ甘ク立ツテ居ナイ。國ノ直接稅トシテ所得稅財產稅營業稅トイフコトトナ
リ、營業ノミ過重負擔トイフコトニナル。稅ノ體系トシテハ國稅トシテモ一通り筋カ通
リ、地方稅トシテモ筋カ通り、更ラニ國地方ヲ通觀シテモ筋カ通ラナクテハナラヌ。特ニ

論者ノ說ニ從ヘハ地租ハ地方、營業稅ハ國ニテトイフコトナツテ自ラ取り方カ異リ爲メニ兩者ノ負擔均衡ヲ失ストイフコトニモナル。故ニ之ヲ採ルヲ得ヌ。第四ニ地租ニモ營業稅ニモ當ルコトテアルカ、之ヲ地方テ行ヘハ稅ノ分配上不公平トハナラヌカ。地租ト營業稅トノ割合ニツキ及一府縣内ノ各市町村ヘノ割當ニツキ不公平トハナラヌカトイフ。カ地租ト營業稅トノ關係ハ法律上ニ兩者ノ共通點ヲ捕ヘテ之ヨリ計算シテ、其レニ各一定ノ鈞合アル割合ヲ定メ、兩者並行シテ稅率ヲ上下セシメ、一方ノミ偏重セシメサルコトヲ得ヤウ。又地租ナラハ地租ヲ各市町村ニ割當ツルトイフテモ、之ヲ地方團體ニ分賦スルノテナク、一定ノ課稅標準ニヨツテ義務者ニ賦課スルコトナルカラ、大シテ地方團體別テ不公平負擔トナルコトハナイ。勿論此地方稅務ニハ國家ノ相當ナ監督モ行ハレ、特別ナル府縣稅務機關モ入ルコトニハナル。其ニモ拘ラス行ハルル不公平カイケナイトイヘハ地方自治ヲ否定シ、國家萬能トナラナクテハナラヌ。其又國家萬能ニモ不公平ナシトイヘナイトイフコトヲ考フルト、ソレ位ノ事ハ辛抱スル外ナイ。第五ニ地租營業稅ヲ地方稅トシテ良シトイフナラハ、之ヲ改良シテ國稅トシテ保存シ置キ、地方トシテハ之カ附加稅ヲ課スルコトトシタラ簡單テハナイカ。若又地租營業稅カ國稅トシテ惡イトイフナラハ、其レ程惡イ

モノヲ何故ニ地方團體ニ勸ムルカトイフ論カアル。此疑問ハ地方稅タルニ適スル稅ト適セサル稅トカアリ、同時ニ國稅ニモ適否ノアルコトヲ考フレハ解ケル。地租營業稅カ國ニ於テ厄介物タカラ地方ヘ移サウトイフノテハ斷シテナイ。唯タ地方ニ適當ナルカ故ニ之ヲ移スノミテアル。ソシテ財產稅ハ所得稅ヲ補完シテ特ニ國ノ採ルノニ適當ナルノ故ニ新設スルノテアル。特ニ地租ノ如キハ地方特別稅トシタ方カ附加稅タルヨリモ適當テアルカラ、地方ノ特別稅トシタノテアル。第六ニハ財產稅ハ良イカ、地租營業稅ノ地方委讓ノ缺陷ヲ補フノカイケナイ。其處置カ本末顛倒テアル。財產稅ハ本來主トシテ社會政策上ヨリ作ルヘク、之ヨリ得タル收入ニテ、社會政策上不良ナル通行稅醬油稅石油稅等ヲ廢シ、地租營業稅ノ委讓カ必要トナレハ、爲メニ別ニ特別所得稅ヲ起シタラ良カラウトイフ論カアル。併シ論者ハ國稅ノ改良ト財產稅ノ社會政策上ノ見地トノミヲ過重視シテ居ル。財產稅ハ本來純財政上ヨリモ見ラレ得ル。之カ收入ヲ必ス社會政策上ノ資源ニ充テサルヘカラストイフ必然關係モナイ。地租營業稅ノ委讓ニ充ツルコト毫モ差支ナイ。整理案ハ本末顛倒テハナイ。初メヨリ國稅ノ體系ト地方稅ノ體系トヲ共ニ改良セントスルノ計畫テ兩本位テアル。恰モ國トイフ主人ノミカ御馳走ニ與カラナイテ、御馳走ヲ持歸ツテ地方トイフ家族ニ

モ分與シヤウ、ツマリ家族ト主人ト苦樂ヲ共ニシヤウトイフノテアル。整理案カ國稅ヲ直シ餘澤ヲ地方ニ及ホスノハ本末顛倒テハナクテ全ク豫定ノ行動ニ過キナイ。論者ニ依リテ地方稅ヲモ整理セントスレハ國ノ直接稅カ所得稅財產稅及特別所得稅トナリ、少クトモ過渡時代ニハ過重トナツテ、實行不可能トハナラヌカ。第七ニハ地租營業稅ノ委讓及財產稅ノ新設ハ可テアツテモ、半額委讓カ不徹底テアルトイフ非難カアツタ。カ此ハ幸ニシテ軍縮ノ餘裕ノ利用ニヨリテ免ルルヲ得タ。尤モ此利用カ出來ストナレハ半額委讓モ已ムヲ得ヌ。財產稅トイフ新シイ稅ヲ初メヨリ餘リ高イ率トスルコトモ出來ヌ、全額委讓ヲ充タス程度ノ財產稅テアルト、脫稅ノ心配モ多ク、收入ノ豫定ニ大ナ齟齬ヲ來タス心配モアル。半額度トスルコトハ已ムヲ得ヌ。ソシテ後日此稅ニ慣レタ所テ率ヲ引上ケ、又ハ甘ク行ケハ其稅率ヲ倍ナトニシナクトモ、少シ許リノ引上テ全額委讓ノ行ハルルヤウニシタ方カ、實行モ容易テアリ、脫稅ノ弊モ少ク、收入モ一層確カテアル。半額委讓不徹底ニハ相違ナイカ、暫ラクノ事テアルカラ辛抱スル外ナイ。第八ニハ其半額委讓トイフコトノ代リニ、地租營業稅ヲ兎モ角モ凡ヘテ地方ニ移シ、併シ財產稅ハ千分一半ニ止メ、財產稅ニテ一億四千萬圓ノ取レルトキマテノ間、各府縣ヲシテ國家ニ分擔金ヲ納メシムルノ案モアル。此

方カ良クハナイカトモイヘルカ、然ルトキハ各府縣ノ分擔金ノ標準ヲ定ルコトカ難イ。委讓當時ノ各府縣ノ地租營業稅收額ヲ標準トスレハ、其後ニ於ケル各府縣ノ發達度ニ適ハヌコトニナル。其ノ後年々各府縣ノ地租營業稅收額トスレハ、各地方ニテ此收額ト其他ノ收入トノ割合ノ異ル爲メニ不公平トナルトイフコトカアリ、更ラニ或ハ地租營業稅ノ課稅標準即チ土地ノ賃貸料ト營業ノ賣上金高トノ如キニ據ルトスレハ、各府縣ニテ自然之ヲ低ク見積ルコトトナリ、又土地ノ收入ノ方ト營業ノ收入ノ方トノ性質上ノ相違ノ爲メ關係數ノ不精密トイフコトモアリ、各府縣ニ於ケル土地ト營業トノ割合ノ異ルコトモアツテ、到底公平ナル分配ノ六ツカシイトイフコトニナル。第九ニハ地租營業稅ノ半額委讓カ不徹底タルノミナラス、財產稅ノ新ニ設ケラルルタケ租稅制度カ複雑ニナル。其ハ稅制整理テナクテ不整理トナル。斯クテハ日本ハ稅ノ多キニ苦シマナクテハナラヌ。日本ハ九テ稅ノ共進會ノ如シトイフノテアル。併シ日本ノ稅カ他國ノニ比シテソソナニ多イトイフ程テハナイ。ソレカラシテ又附帶決議カ通ホリテ軍縮ノ餘裕ノ利用カ出來、煙草專賣益金増加モ出來レハ、國稅モ大ニ簡單ニナリ得、ソシテ地方稅ハ何レニシテモ從來ヨリモ大ニ簡單ニナルカラ、論者ノ非難ハ當ラス。併シ又夫ノ希望ノ達セラレサルコトヲ假定スルモ、其場合

ニハ成程、國稅ニテハ若干、稅ノ數ノ増ス心持カセラルルカ、實際、財産稅カ加ハリ、
飴、メリヤスフェルト、清涼飲料、化粧品稅カ加ハツテモ、通行稅、醬油造石稅、自家用
醬油稅、石油消費稅、賣藥印紙稅カ廢止セラルルカラ、差引キ増減ナシトモイヒ得ルシ、
地方稅ニ至ツテハ大ニ其數ヲ減スルカラ、全體上確ニ稅ノ數ノ減少カアリ、況ヤ品質的ニ
色々ノ改良モ行ハレルカラ、稅制不整理トナツタトノ非難ヲ受クヘキ理由ハナイ。第十二
財産稅收入ノ豫定ニ達シナイ場合ノ準備ヲ缺ク、其收入豫定ニ達セサルトキハ、之ニ達ス
ルマテ稅率ヲ高クスルヲ得トスルカ、當初所要額ヲ確カニ生スルタケ高率ト爲シ、實施後
所要以上ノ收入トナレハ減率スト何セシナイカトイフノテアル。成程大事ヲ取レハ其通り
ニシナクテハナラヌカ、其ハ大事ノ取り過キテアル。餘リニ收入ヲ見テ人民ノ負擔ヲ顧ミ
ス、不親切ナ仕方テアル。凡ソ新稅ヲ起スニツキテハ負擔シ易キ稅トイフコトヲ第一ニ考
ヘナクテハナラヌ。整理案ハ此見地カラ出來テ居ル。論者ノ前ノ方法ハ兎モ角、後ノ方法
ハ不要ナルヘキモノヲ一時ニテモ人民ヨリ取ルモノテ其ハ財政上最避クヘキ事テアル。又
新稅ヲ起ストキニ必ス論者ノイフ如クスヘキモノカ。普通ニハサウテナイ。其モ大額ナレ
ハテアルカ、七千萬圓度ノモノナラハ、假令豫算ニ齟齬ヲ生シテモ、十五億ノ大世帯ニテ

始末ノ出來ヌコトハナイ。要スルニ財産稅ニ對スル非難ハ多々アルカ、大體答辯シ得ル。
勿論此稅及之ヲ中心トスル體系ヲ無缺點トハイハナイ。併シ其ハ何レモ辯解シ得ルシ、之
ニ代ルヘキ特別所得稅、收益稅ニハ一層多クノ缺點カアルカラ、マダ此方カ良イトイフコ
トニナル。稅ノ選擇ハ恰カモオ嫁サンノ品定メノ如キモノテ、完全無缺ノ娘ヲ探シタトテ
見附カルモノテハナイ。財産稅ノ缺點々々トイフノハ丁度、オ嫁サンニ才德容姿ハ備ハツ
テ居ルカ少々色カ黒イカライカントイフ位ノモノテアル。特別所得稅ナトニ憧憬スル人々
ハ恰カモオ嫁サンヲ單ニ美人本位ヲ探シテ居ルヤウナモノタ。其ノ孰レカ眞ニ選ムヘキカ
ハ熟考又熟考ヲ要スル所テアル。

租稅研究第五卷終

大正十三年六月十五日印刷
大正十三年六月二十日發行
昭和三年十月一日四版

特賣品

著者 神戶正雄

印刷者 八坂淺次郎
京都市丸太町寺町東入

印刷所 弘文堂印刷部
京都市夷川通川端東入



發行所

發賣元

京都市丸太町寺町東入
電話 二一〇〇九番

京都市神田區淡路町二丁目四
電話 二七九二番

弘文堂書房

弘文堂東京店